

第三部

労働政策

I 政府の労働政策

概要□新経済社会七カ年計画フォローアップ
八一年度報告——八一年度労働省予算——労働大臣の所信表明——男女平等問題専門家会議報告——労使関係法研究会報告——労働条件等をめぐる主要施策——時間外労働協定の適正化／労働基準法研究会の再開／労働白書の公表——第九六回国会における労働関係法案

概

要

一、八二年一月、新経済社会七カ年計画のフォローアップ報告がおこなわれた。しかし、経済成長の落ち込み、雇用・失業情勢の悪化などから、政府は全般的な見直しを経済審議会に諮問した。また労働省は、第四次雇用対策基本計画の全面的な見直しを発表し、八三年から五年間の新計画策定に踏み切った。

一、労働省予算は、政府の財政再建という至上命題の下で、五六年以来という低い伸び率となった。重点は、近年の方針と同じく高齢者対策に置かれていた。

一、労働大臣は、国会における恒例の所信表明で、マイクロエレクトロニクスの雇用に及ぼす影響対策の必要性を強調したが、高齢者対策を最優先課題とするなど、おおむね従来からの労働政策を踏襲する基本方針を明らかにした。

一、婦人少年問題審議会男女平等問題専門家会議は、男女平等とは何かを判断する基本的な基準を発表した。

一、労使関係法研究会は、不当労働行為審査の迅速化にむけて、労働委員会の事務局体制強化などを内容とする報告書を提出した。

一、労働省は、異常に長い残業時間を規制するための指針を発表した。

一、労働白書は、失業率と女子労働者、高齢労働者の関係を分析、同時に、高学歴者の就業実態、第三次産業の状況について検討を加えている。そのうえで雇用吸収効果を第三次産業に求めたものとなっている。

一、第九六回国会には労働関係法案として、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律、労働省設置法の一部を改正する法律、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律の三法案が提出され、いずれも成立した。炭鉱離職者臨時措置法の改正は、同法の廃止期限を五年間延長するものである。また、労働省設置法の改正は、これまでの失業対策部を廃止して、高齢者対策部を新設、高齢者対策を一元的に取り扱うなどを内容とするものである。勤労者財形促進制度の改善は、財形年金貯蓄制度の創設と、財形持ち家個人融資制度の拡充を図るものである。

1 新経済社会七カ年計画フォローアップ八一年度報告

経済審議会（円城寺次郎会長）は八二年一月二〇日、政府にたいして標記の報告をおこなった。七九年八月に新経済社会七カ年計画が策定されてから二年余を経過したが、計画策定後は毎年フォローアップ報告がなされており、これが三回めとなる。同報告は、新経済社会七カ年計画策定後の内外情勢の変化を検討し、経済の現状を

ふまえて八五年度経済の姿を展望するとともに、経済を安定成長路線に定着させるため、今後の経済運営に関し政府がとくに留意すべき点を指摘した、とされている。

同報告が中長期的視点でみた場合の経済社会の変化にはつぎの諸点があげられている。①世界経済に占める日本の地位と役割の高まり、②不透明なエネルギー情勢、不安定要因の多い食糧需給、③メカトロニクスをはじめとする技術革新の進展、④労働力の高齢化、女子の高学歴化、社会参加の高まりなど労働供給面の変化、⑤人口構造の高齢化——などである。

同報告はこうした変化を念頭におきつつ八五年度経済の展望を試みているが、これによると八二／八五年度平均で五・一％の経済成長が見込まれるとしており、また、完全失業率は八五年一・七％程度とされている。ただし、こうした経済の姿は、経済環境の整備と諸般の政策努力を前提としており、とくにつぎの点が経済運営上の留意点とされている。

(1) 内需中心の経済成長を実現するために物価の安定、民間活力発揮のための機動的政策運営、住宅建設の促進、長期的発展基盤の整備が求められる。

(2) 自由貿易主義の維持・強化を図るべく、内需の回復を基本としつつ貿易の拡大均衡をめざして、国際協調の増進、国際的に調和ある対外均衡の達成に努める必要がある。

(3) 国民の理解と協力を得つつ財政再建に努める必要がある。このためには、今後とも行財政の徹底した合理化、効率化に全力を傾注するとともに、民間の活力が十分発揮できるよう経済環境の整備をおこなうことにより、経済の安定成長を図りつつ、税収の確保に努

第112表 新経済社会七カ年計画フォローアップ57年度(1982)主要経済指標

項 目	昭和55年度	昭和60年度	昭和60/56年度 年 平 均 伸 率
国民所得	193.7兆円	300兆円程度	(60/55年度平均) 9%程度
鉱工業生産指数(増加率)	4.6%	—	5.2%程度
公共投資額(53年度価格, 用地 補償費を含む)	—	54~60年度累積 おおむね190兆円程度	—
社会保障移転(対国民所得費)	12.8%	14 1/2 %程度	—
社会保障負担(対国民所得比)	9.3%	11%程度	—
租税負担(対国民所得比)	23.4%	26 1/2 %程度	—
財政収支差額	△ 14.1兆円	△10兆円程度	—
消費者物価上昇率	7.8%	—	5 %程度
卸売物価上昇率	13.3%	—	4 %程度
完全失業率	2.1%	1.7%程度	—
消費性向	80.5%	80%程度	—

〔備考〕 1) 公共投資額は、おおむね240兆円の達成時期が1年半程度遅れる場合の額である。
2) 60/56年度年平均伸率算出に当たっての56年度値は、57年度政府経済見通し(56年12月21日閣議了解)における56年度実績見込み。

めることが重要だ。

しかし、こうしたフォローアップにもかかわらず、個人消費の停滞、住宅建設の落ち込みなどから内需は振わず、一方、アメリカの高金利政策などによる国際経済の低迷、さらには貿易摩擦問題も影響して外需にも多くを期待できない状況がつづいた。こうしたことから、八二年度予算が成立した後、大幅な歳入欠陥が明らかとなり、また、完全失業率も高まりをみせてきた。このため、単なるフォローアップでなく、新経済社会七カ年計画の全体的見直しを求める意見も出されるに至り、政府は見直しを経済審議会に諮問した。

一方、労働省は八二年七月、現在の第四次雇用対策基本計画を全面的に見直し、八三年を基点とする新たな五カ年計画を策定する方針を固めた。

第四次雇用対策基本計画は、七九年度から八五年度までの七カ年計画であり、完全失業率の目標を一・七%とし、六〇歳定年制の実現などを主な内容としていた。しかし、失業率は八二年五月で二・三五%とかつてない高い率となり、また行財政改革という動きのなかで公共投資は伸び悩み、五%と設定した経済成長率も先行き不安がつづくとみられているだけに雇用情勢に好転の兆候はない。同時に、産業用ロボットの広範な普及などによる雇用への影響なども考慮して、雇用対策計画の全面的改定に踏み切ったものである。

2 八一年度労働省予算

新労働政策と予算編成

労働省は予算編成の手続きとして、例年を作成し、一九八一年八月二五日に公表した。「新労働政策」、すなわち重点施策はつぎの一〇項目から構成されていた。

- 一 高齢化社会の進展に対応する労働政策の総合的推進
- 二 産業構造の変化等に即応する雇用対策の推進
- 三 社会経済の動向に即応した総合的な能力開発の推進
- 四 職業生活の向上と安全な労働環境実現のための施策の推進
- 五 総合的な心身障害者対策の確立とその推進
- 六 特別の配慮を必要とする人々の職業生活を援助する施策の推進
- 七 男女の機会と待遇の平等促進と婦人の労働環境の整備
- 八 労使の相互理解と信頼を強化するための環境づくりの推進
- 九 国際社会における我が国の役割にふさわしい労働外交の推進
- 一〇 行政需要の増大変化に対応する行政機能の整備・充実

概算要求額は三兆七四一〇億九一〇〇万円で八一年度予算にたいし五・一％増であった。全体の特徴としては、産業構造の変化に即応した雇用対策の一環として、中長期的な視点からマイクロエレクトロニクスを中心とした技術革新と労働に関する調査・研究の総合的な実施を初めて盛りこんだ点が特徴点として指摘できる。近年、産業用ロボットやオフィスオートメーションなどマイクロエレクト

ロニクスを活用した技術革新が急速に進展してきており、八〇年代にはわが国の産業・技術構造が一変することが予想されている。このため、雇用量はもとより技術・技能や雇用慣行さらに労働態様、労働時間、勤務体制などの労働条件、労働環境およびこれらをめぐる労使関係などに、従来の技術革新以上に質量両面にわたり重大な影響が生ずることが予想されている。これらの問題点を的確に把握し、総合的な労働政策を検討、推進することがねらいとされている。

また、予算要求の段階から労働外交の推進も重点事項にあげられ、職業訓練海外技術協力センターの設置による民間企業のおこなう海外職業訓練にたいする援助と、開発途上国の労働問題にたいする労使による国際協力の促進の二つが柱となっている。

その他、長期的な視点からは高齢化対策が最重要課題としてあげられる。これは七九年から本格的にとりあげられたものであるが、以降、毎年度その対策の中味を充実させつつあり、八二年度は六〇歳定年制について企業の個別指導を計画するまでに至った。高齢化対策は、こうした六〇歳定年制の指導をはじめ、①六〇歳台前半層の雇用対策の拡充・強化、②一元的・統一的行政体制の確立、③高齢者の能力開発、健康管理対策の充実——などを内容としている。

労働省予算の編成

政府は八一年一二月二一日、予算編成の前提となる「八一年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議了解のうえ、発表した。これによると、八一年の経済は実質経済成長率五・二％、消費者物価上昇率四・七％、失業者やや減とみこんでいた。

また政府は、予算編成方針の中で、国債の一兆八三〇〇億円の減

第114表 1982年労働省予算重点施策（主要事項）

（単位：百万円）

事 項	81年度予算額	82年度予算額	比較増△減額
第1 高齢化社会の進展に対応する労働政策の総合的推進	24,654	51,591	26,937
1. 高年齢者の雇用安定対策の充実	23,358	47,768	24,410
2. 中高年齢者に対する職業訓練の推進	1,072	3,501	2,429
3. 高年齢者の所得安定対策の推進	30	30	0
4. 中高年齢労働者の健康管理対策等の推進	194	292	98
第2 産業構造の変化等に即応する雇用対策の推進	1,289,016	1,284,611	△ 4,405
1. 雇用失業情勢に即応する機動的な雇用対策の推進	1,288,106	1,283,400	△ 4,706
2. 雇用職業情報の収集提供業務の充実強化	673	683	10
3. 地域の特性を生かした地域雇用開発推進事業の実施	73	119	46
4. 雇用発展分野としての第3次産業対策の推進	151	349	198
5. マイクロ・エレクトロニクスを中心とした技術革新と労働に関する調査・研究の総合的な実施	13	60	47
第3 社会経済の動向に即応した総合的な能力開発の推進	62,622	64,700	2,078
1. 民間の活力の発揮による能力開発の積極的推進	7,696	8,142	446
2. 社会経済情勢の変化に即応した公共職業訓練の推進	52,508	54,009	1,501
3. 職業訓練推進のための基盤の整備	2,251	2,342	91
4. 職業能力評価体制の整備と技能尊重気運の醸成等	167	207	40
第4 職業生活の向上と安全な労働環境実現のための施策の推進	857,625	913,813	56,188
1. 勤労者財産形成促進制度の改善	1,260	1,247	△ 13
2. 労働時間対策の推進	45	46	1
3. 労働災害防止対策等の推進	835,025	890,308	55,283
4. 賃金福祉対策の推進	21,295	22,212	917
第5 総合的な心身障害者対策の確立とその推進	10,428	17,059	6,631
1. 雇用機会を確保するための対策の積極的推進	3,496	7,364	3,868
2. 就職の特に困難な重度障害者等の雇用促進対策の強化	925	3,210	2,285
3. 障害の特性に応じた対策の推進	150	162	12
4. 心身障害者に対する職業訓練の推進	2,914	2,910	△ 4
5. リハビリテーション対策の推進	2,943	3,413	470
第6 特別の配慮を必要とする人々の職業生活を援助する施設の推進	138,025	127,768	△ 10,257
第7 男女の機会と待遇の平等促進と婦人の労働環境の整備	1,095	1,270	175
第8 労使の相互理解と信頼を強化するための環境づくりの推進	832	853	21
第9 国際社会における我が国の役割にふさわしい労働外交の推進	2,677	4,635	1,958
第10 行政需要の増大変化に対応する行政機能の整備充実	12,982	15,082	2,100

対策部への改組が特筆される。その他、高齢者雇用への間接的援助策として高齢者職場改善資金融資制度の枠を広げること、シルバー人材センターを五〇団体増やし二〇〇団体とすることなどである。緊縮型予算の中でも高齢者対策は最重要課題だけに予算も重点配分されている。第二に、失対事業の廃止に伴う特例措置の終了によって特別雇用対策関係の予算が大幅に削減された点が注目される。第三に、産業構造の変化などに即応する雇用対策の推進として、①機動的雇用対策、②雇用職業情報の収集提供、③地域雇用開発事業の実施、④第三次産業対策、⑤マイクロエレクトロニクスを中心とした技術革新と労働に関する調査研究の総合的な実施があげられている。その他、第四に、職業訓練を体系的におこなうために社会経済の動向に即応した総合的な能力開発の推進を通じ、企業内職業訓練と公共職業訓練の充実を図る。第五に、男女の機会と待遇の平等促進と婦人の労働環境の整備として、雇用における男女の機会と待遇の平等

促進対策、育児休業制度の促進、婦人の就業援助対策、婦人の職業訓練の充実強化を図る。第六に、総合的な心身障害者対策の確立のために、①障害者の能力に応じた雇用機会の確保、②重度障害者の雇用促進を図るための対策強化、③障害の種類、特性に応じたきめ細かな対策、④心身障害者リハビリテーション体制の充実——などを中心に、中長期的視点に立った心身障害者対策の拡充と強化があげられている。第七に、労働外交の推進として、職業訓練海外技術協力センターの設置による民間企業のおこなう海外職業訓練にたいする援助と、開発途上国にたいする労使による国際協力の促進が二本の柱である。このほか、多国籍企業労働問題にたいする施策の推進、労働外交推進のため国際労働担当参事官の設置や国際労働政策懇談会の開催なども考えられている。

3 労働大臣の所信表明

鈴木改造内閣は八一年一月三〇日発足し、労働大臣に初村滝一郎氏が就任した。初村労働大臣は、慣例に従い、八二年三月の衆参両院社会労働委員会で所信表明をおこなった。マイクロエレクトロニクスを利用した技術革新の広範な進展などにたいする施策の充実をまず訴えたものであるが、最重要課題を高齡化対策に置くなど、従来の施策と大きく変わった点はみられなかった。

【労働大臣の所信表明（衆議院社会労働委員会）】

（前略）わが国を取り巻く内外の環境は、国際的には通商摩擦問題、国内的には高齡化社会の急速な到来や、マイクロエレクトロニクスを利用した技術革新の広範な進展など大きく変化しつつあります。このような状況に適切に対処し、人々が安んじて働くことができ、ゆとりある生活が保たれるようにするために、労働行政が果たすべき役割は極めて大きいものがあります。

労働行政がまず第一に取り組むべき課題は、高齡化社会の進展に対応する労働政策を総合的に推進することであり、社会の高齡化が進む中で、経済社会の活力を維持・発展させていくためには、まず高年齢者に安定した雇用の場を確保することが重要であります。このため、現在大きな流れとなりつつある六十歳定年が早期に一般化をみるよう、対応の遅れている企業に対する個別指導を一層強化してまいります。また、今後増加が予想されている六十歳前半層の働く人々についても、継続雇用の促進を図るとともにシルバー人材センターの拡充強化を進める等により、この年齢層の希望、能力に応じた雇用・就業機会の確保について積極的に取り組んでまいります。高齡者雇用対策は、今後ますます重要となる課題であり、多様な施策を総合的・一元的に推進していく必要があります。このため職業安定局に高齡者対策部を設置する等、必要な体制の整備を行うこととしております。さらに、中高年齢者の活力の維持、拡大のためには、その職業能力の開発向上を図ることが極めて重要であります。このため、公共職業訓練施設の整備に一層の努力を払うとともに、生涯訓練の基本理念に立って事業主の行う中高年齢者等に対する職業訓練を振興するため新たな助成措置を設けるなど、労働者の職業生涯を通ずる能力開発体制の推進に努めてまいります。

第二の課題は、産業構造の変化等に即応する雇用対策の推進であります。最近のわが国の経済情勢をみると、景気の回復は総じて緩やかなものとなっており、雇用失業情勢もお楽観を許さない状況にあります。このため、雇用失業情勢に対応し、雇用の安定を図るため、雇用安定資金制度の積極的な活用を図るなど、機動的に雇用対策を推進してまいります。

また、産業構造の変化や急速な技術革新の進展など雇用を取り巻く環境

も変化しつつあります。第三次産業の比重の高まりに応じて、その雇用や労働の実情に即した対策を進めることとし、特にパートタイマーの職業紹介体制の充実や労働条件の明確化指導、雇用・労務管理指導の強化を図ってまいります。また、近年、わが国産業界では、産業用ロボット等マイクロエレクトロニクスを利用した技術革新が急速に進展しつつあります。これに伴い雇用をはじめ労働面全般に影響が生ずることが予想されるため、その及ぼす影響、問題点について総合的な調査、研究をすすめてまいります。

第三の課題は、職業生活の向上と安全な労働環境実現のための施策の推進であります。まず、勤労者の貯蓄や持家などの資産保有について促進を図るため、勤労者財産形成促進制度の大幅な改善を行うこととしております。すなわち財形持家個人融資制度について、新たに利子補給を行うなどの貸付条件の改善を図るとともに、財形年金貯蓄制度を導入し、退職後も貯蓄から生じる利子等に対する非課税措置を継続することとしており、今通常国会にそのための法律案を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、労働時間対策を推進するため、従来に引き続き「週休二日制等労働時間対策推進計画」に則り、週休二日制の普及等に積極的に取り組んでまいります。

また、労働災害の防止については、昨年は初めて死亡者が三千人を割るなど、具体的な成果をみることができたところでありましたが、本年度は、産業安全対策、職業性疾病预防対策等の充実を図り、労働災害の防止にむけてさらに努力してまいります。

第四の課題は、心身障害者など特別な配慮を必要とする人々のための施策の充実であります。心身障害者については、昨年の国際障害者年を経て、各方面の理解も広がりつつあり、雇用についてもかなりの改善をみておりますが、さらに、総合的な心身障害者対策の確立とその推進に努めてまいります。このため、身体障害者雇用率達成指導を強化するとともに、重度障害者等に重点をおいて障害の種類や特性に応じたきめ細かな対策を講ずることにより雇用の促進と安定に努めてまいります。また、障害者の職業的自立を図るためには、その職業能力の開発向上が重要

であります。このため、一般の職業訓練校への障害者の入校の促進、身体障害者職業訓練校の整備を図るほか、職業訓練大学校に身体障害者に対する職業訓練指導員養成課程を新設することとしております。

第五の課題は、男女の機会と待遇の平等促進と婦人の労働環境の整備を図ることです。昨年五月に策定された「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」の達成にむけて、男女の機会、待遇の平等促進と婦人の労働環境の整備に努めてまいります。特に、婦人差別撤廃条約の批准にむけての条件整備を図るため、雇用における男女の実質的平等のガイドラインの策定を行い、これを踏まえて関係審議会において法的整備について具体的な検討を行ってまいります。

第六の課題は、労使の相互理解と信頼を強化するための環境づくりの推進であります。わが国の良好な労使関係は、社会の安定と経済の発展に大きく寄与してまいりましたが、さらにこれを維持発展させていく必要があります。このため、今後とも産業労働懇話会をはじめ、各種レベルにおける労使の話し合いの場の充実強化に努めてまいります。

第七の課題は、国際社会におけるわが国の役割にふさわしい労働外交の推進であります。開発途上国の経済社会開発に対する援助協力を進めることは、わが国にとって重要な課題となっておりますが、特にその基礎となる人造りに対する協力を進めることが望まれております。このため、民間企業の行う海外職業訓練を援助するための施設として「職業訓練海外技術協力センター」を設置するなど、海外技術協力の一層の推進に努めてまいります。また、開発途上国の労働問題に対するわが国労使による協力を促進するほか、今後とも各種の国際交流を積極的に推進してまいります。

(後略)

4 男女平等問題専門家会議報告

婦人少年問題審議会婦人労働部会は七八年以来、雇用における男女平等を確保するための方策の検討をおこなってきたが、確保されるべき男女平等の具体的な姿が明らかになっていないことから七九年一二月、今後の審議に資するため、この問題について専門家による会議を設けて検討することが必要であるとの申し合わせをおこなった。これにより設置された男女平等問題専門家会議においては、労使からの意見聴取、民間企業の実地調査などをおこない、雇用における男女平等とは何かを判断する基準（ガイドライン）について検討してきたが、八二年五月八日、結果をまとめ労相に答申した。

ガイドライン策定は具体性に欠けるものとなったが、とりわけ専門家会議で論争となったのは勤続年数による男女異なる取扱いについてであった。報告書はこの点について、①男女の平均勤続年数の差を考慮して長期的、計画的な雇用管理を行うために必要な範囲内で男女異なる取扱いを行うことも妥当な場合がある、②勤続年数のもつ意味を考慮しても、平均的男女差を理由として男女異なる取扱いは妥当でない——との両論併記となった。しかし、男女平等問題を考える視点が一応、整理されたわけであり、今後婦人少年問題審議会での討議と併せて注目する必要がある。報告書の構成と判

断基準の考え方の概要は以下のとおりである。

【報告書の構成】

- I 雇用における男女平等について
- II 雇用における男女異なる取扱いの現状①企業の雇用管理において②法律制度において

III 雇用における男女平等の判断基準の考え方について①企業の雇用管理に関して②法律制度に関して

IV 雇用における男女平等を確保するために①雇用管理の改善②法律制度の整備③労働環境、社会環境等の整備

【雇用における男女平等の判断基準の考え方について（要旨）】

企業の雇用管理に関して

(1) 女子労働者一般に対する社会通念や女子労働者の一般的、平均的就業状態は、女子労働者を大数観察した場合に男子労働者と異なる点であり、そのことが企業の雇用管理に大きな影響を及ぼしている場合があることは否定できない。しかし、目指すべき男女平等とは、個々人の意欲と能力に応じて男女を等しく取り扱うことであり、社会通念や男女の平均的な就業状態の差を理由として異なる取扱いをすることは妥当性があるとはいえない。

ただ「女子は一般に勤続年数が短い又は勤続期間の予測が困難である」ことについては、終身雇用慣行の下に雇用管理を行っている企業においては勤続年数が大きな意味をもつことから、男女の平均勤続年数の差を考慮して長期的、計画的な雇用管理を行うために必要な範囲で男女異なる取扱いを行うことも妥当な場合もあるという意見もあったが、他方、機会均等という観点に立てば、終身雇用慣行の下における勤続年数のもつ意味を考慮しても、その平均的男女差を理由として男女異なる取扱いをすることは妥当であるとは認められないという意見も出されたところである。この点については、機会均等という観点を尊重しつつ今後、男女平等の実効を確保するための諸方策について法的措置も含めた検討が行われる際に、併せて更に審議が深められることが望まれる。

(2) 法律制度における男女異なる規定と雇用管理との関係については、(a) 法律制度において男女異なる規定が設けられていることのみを理由として

企業において男女異なる取扱いをすることは、妥当性がないと考えられる。(b)法律により女子に一定の就業制限が課せられているために企業において男女異なる取扱いをする場合には、個々の実態に応じて具体的に判断されるべきであるが、原則としてその取扱いは妥当なものと考えられる。

(c)男女異なる規定により女子が一定の労働等に従事せず、又は一定期間就労しなかったため、他の者と昇進・昇格等で差が生ずる場合については、法律制度が整備される際に、男女異なる規定が設けられる趣旨、労働者相互間の均衡等を考慮して、具体的に検討されることが適当である。

(3)刑務所の看守、俳優、モデルなど業務の正常な遂行や真実性の観点から、男女いずれか一方の性の者によってその業務が行われることが必要な場合には、男女異なる取扱いも当然認められるものである。

法律制度に関して

(1)女子固有の妊娠出産機能をもつことに係る母性の保護は、女子自身の健康のためだけでなく、次代を担う国民の健全な育成という観点からも重要であり、そのための措置は重要である。この措置の範囲については今後十分検討し、明確にすることが必要である。

(2)その他の理由は、男女の平均的な差異、社会通念等に基づくものであり、これらを理由として男女異なる規定を設けることは本来妥当であるとはいえない。例えば、体力、筋力等妊娠出産機能以外の生理的諸機能の男女差を理由とする規定や女子が一般的にいわれる家庭責任を負っていることを前提とする男女異なる規定を設けることは本来妥当とはいえない。

(3)しかし、わが国の女子労働をとりまく現状を考慮すると、(1)以外の男女異なる規定を直ちに廃止することが必ずしも適当でない場合がある。第一に、男女平等を促進することを目的として女子に対して暫定的措置、例えば寡婦等に対する能力開発機会、就業機会について実情を踏まえた措置をとることは認められるべきと考える。第二に、いわゆる家庭責任が現状では女子により重くかかっており、そのことが家庭責任を有する女子の就業のあり方に大きな影響を与えていることは否定しがたい。したがって、このような状況を改善するための条件整備を図りつつ、当面、この状況を踏まえた措置をとることは、経過的にはやむを得ない。

(4)風紀の維持等を図るという観点からの規定については、企業内の一定

の設備、施設等に関して男女を区別して取り扱う規定を設けることは認められるべきであるが、それ以外については、もはや妥当性を有しないと考えられる。

以上のように、報告書は明確な判断基準を示し得なかった。これは、労使各側委員の意見の隔たりが大きかったことが主因であるが、各労働団体の代表委員は報告書の発表後「さまざまな立場の委員からなる会議のために限界があり、十分なものになり得なかった」としながらも「雇用における男女平等をできるだけ早く実現することが必要であるとの合意をみたことは一定の前進である」との見解を発表した。報告書は今後必要なものとして、①雇用管理の改善、②法律制度の整備、③労働環境、社会環境等の整備——などをあげている。

5 労使関係法研究会報告

労使関係法研究会（労働大臣の私的諮問機関、会長石川吉右衛門東大名誉教授、五九年設置）は、労使関係法の運用の実情、問題点の調査研究を目的として設置され、六六年一二月には民間部門の労使関係に適用される諸法規について報告をおこない、七七年九月には公共部門の労使関係に適用される諸法規について報告をおこなってきた。その後、労働委員会における不当労働行為事件の審査の迅

速化等について検討を重ねた結果、八二年五月二二日に報告をまとめたものである。

長期にわたる不当労働行為審査を迅速化するための方策については、再審査命令にたいする取消訴訟の場合の審級省略の導入を「十分に検討に値する」とするにとどめている。すでに八一年十一月の全国労働委員会連絡会総会では「労組法の見直しが行われる場合には、中労委の再審査命令に対する取消訴訟について、東京地裁を省略する方向で検討すべきである」との点で一致し、現に審級省略がおこなわれている公正取引委員会などの行政委員会の審査体制を参考に、審級省略をおこなう前提として必要となるとみられる中労委の審査体制の整備をふくめて検討をおこなうよう労働省に要望していた。こうした点からみて、今回の報告は不十分とみる意見も多く、将来の法改正にむけて多様な議論をまき起こすとみられ注目される（報告の概要については本年鑑Ⅱ―Ⅴ「権利闘争」を参照）。

6 労働条件等をめぐる主要施策

時間外労働協定の適正化

労働省は八二年二月、「八二年度労働基準行政の運営について」と題する基準行政の運営方針を発表した。この中で、三六協定で定める時間外労働の限度時間についてガイドラインを設定し全国的指導基準とする

《別表》

労働基準法三六条において定められる一日を超える一定期間について延長できる目安時間

一定期間	一定期間についての延長時間
一週間	十五時間
二週間	二十八時間
三週間	三十九時間
四週間	四十八時間
四週間を超え十二週間以内の週を単位とする期間	四十八時間に四週を一週超えるごとに十二時間を加算した時間
一箇月	五十時間
一箇月を超え三箇月以内の月を単位とする期間	五十時間に一箇月を一月超えるごとに五十時間を加算した時間

ることにより、労使の自主的努力を基盤に所定外労働時間の著しく長い三六協定の改善を促進する、などの考えを打ち出した。この方針に基づき、時間外労働の実態調査に着手。調査結果に基づき、著しく長い時間外労働について改善を促すため別表のような目安を示すこととなった。これに伴い「一定期間についての延長時間」も絶対必要な協定事項、届出事項として義務化するため、労働基準法規則一六条一項および様式九号の改正を図ることとした。労働省は八二年六月一六日、時間外労働時間の目安を発表、同一八日には「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」を中央労働基準審議会（石川吉右衛門会長）に諮問した。労働省は、同審議会の答申を受けて省令改正案を作り、労働基準法一一三条の規定に基づく公聴会を八二年六月二二日開催し、公述人の意見を聴取したうえで六月

末、これを公布した。また、「一定期間についての延長時間」に関して目安時間などを示した指針を定め、告示として公表した。これらの措置は八三年一月一日から実施される。

労働基準法研究会の再開

労働省は、これまでの労働基準法研究会報告書で指摘された基本的な問題な

らびに最近の社会経済情勢および就業実態の変化などに伴う労働基準法等の施行上の諸問題について客観的、専門的に実態、法制面での調査研究が必要であるとして、学識経験者二四名により労働基準法研究会を再開する方針を固め、八二年五月二八日第一回会議を開催した。同研究会に委託された調査研究項目は、①労働契約問題、②労働時間問題、③賃金問題であるが、最近の社会経済情勢および就業の実態をみると、サービス経済化の進展など産業構造、就業構造の変化、複雑な契約関係で就業する者やパートタイマーの増加など就業形態、雇用形態の複雑多様化、マイクロエレクトロニクス化などの技術革新の進展に伴う労働態様、労働環境の変化、高齢化社会の到来に伴う労働者の退職後の生活安定の確保の必要など著しい情勢の変化がみられ、これに伴い労働基準法の施行などのうえで、さまざまな問題が生じてきていた。こうした実情から、これまでの研究会報告書において指摘された基本的な問題ならびに最近の社会経済情勢および就業の変化などに伴う労基法施行上の諸問題について、実態的、法制的調査研究をおこなうことが、再開された労働基準法研究会の役割とされている（調査研究項目の概略については、本年鑑Ⅱ-V「権利闘争」を参照）。

7 労働白書の公表

労働省は八二年七月九日の閣議に「昭和五十六年労働経済の分析」（労働白書）を報告するとともに公表した。労働白書は例年のとおり七九年の労働経済の推移に関する分析とより長期的な分析とにわかれ、後者はつぎの構成をとっている。

- 一 最近における労働経済の特徴
- 二 増加する大卒者等の就業実態
- 三 第三次産業就業者の動向とその実態
- 四 むすび

以上の構成の下で、白書はまず七五年以降、上昇傾向にある失業率と女子労働者や高齢労働者との関係を分析、新たな技術革新の雇用減少効果などの側面についても問題点を指摘している。同時に白書では、とくに高学歴化に伴い増加の著しい大卒者などの就業実態と第三次産業の状況について詳細な検討を加えている。なかでも第三次産業の進展が大卒者、女子、高齢者を吸収する可能性があるとして、大きな期待を寄せ、多様な就業形態とそれへの対応を要請しているのが注目される。むすびについてみれば大要つぎのようである。

八一年は、第二次石油危機の影響を脱して物価も安定し、景気の

回復が期待された年であった。実質賃金も増加に転じて年平均では一・〇％の増加となった。八一年度の物価上昇率が四・〇％という状況の下で七・〇一％の賃上げとなった。企業経営への影響も、卸売物価が安定していることなどから、今後景気の回復が順調に進めば、企業の賃金コストへの圧力も大きくはなく、価格への転嫁等経済に大きな影響を与えることはないと考えられる。

第一の問題点は七五年以来、失業率に上昇傾向がみられること。

この原因の一つはパートタイム労働者の増加など、著しい女子の労働力人口の増加と、それに伴う女子の失業率の上昇にある。労働力化した女子が景気後退局面で失業者として市場にとどまる一方、景気上昇期には、非労働力人口からの女子求職者が増加し、その結果労働力需要の増加する景気上昇期においても失業率を下がりにくくしている。女子労働者の雇用の安定を図るため、女子求職者の態様に応じた職業情報の提供や職業訓練体制の整備が必要であろう。失業率上昇のもう一つの原因として、高年齢者の失業の増加が考えられる。六〇歳定年制の普及など、離職者の発生を抑制する対応は長期的には改善の方向にあるが、失業した高年齢者の雇用の確保という点では不十分である。今後、本格的な高齢化社会へ移行する中で六〇歳台前半層をふくめた高齢者のための就業機会の確保に努める必要がある。

問題点の第二は、マイクロエレクトロニクス(ME)技術の導入とその雇用への影響である。わが国における産業用ロボットの導入は著しいが、欧米諸国と違って反対や雇用への懸念が示されることは少なかった。その理由は、導入の進んでいる産業が発展的産業であったことおよび終身雇用にある。しかし、ME技術の導入が進む

に伴い、労使の関心も高まりつつある。MEの導入は生産拡大を通じての雇用の増加、あるいは新たな雇用分野の拡大など、積極的な効果が期待されると同時に、省力化の推進など雇用を減少させる効果ももっている。ME技術のプラス面を生かすため、雇用のみならず、労使関係全般にわたっての研究が必要であろう。

大卒等の就業者の増加に伴う第一の問題点は、就業分野の広がり、それに伴う転職希望の増加にある。職域の拡大がみられる半面、知識や技能を生かしたいとの理由による転職希望が比較的多く、就業分野の拡大と大卒者の意識の不一致がうかがわれる。その二は処遇についてである。高度成長期ほど、企業組織の拡大がみられない一方で、多数採用した大卒者等が昇進年齢に達しつつあることにより、ポスト不足などの状況が今日あらわれている。今後もつづくと思われるこの状況の中では大卒者自身が自分の職業能力を高めるとともに、企業も専門職制など、適切な評価と処遇によりその労働意欲を高めていく努力が求められる。企業における従業員の適切な処遇という問題は、労働者の雇用の安定という面のみでなく、企業のそしてわが国経済の発展の活力を保つものとして真剣に検討する必要がある。

第三次産業の就業者の増加は、わが国もふくめ今日の先進国経済に共通してみられる現象である。わが国の三次産業化は、①専門的な知識や技能をもつ労働力に対する需要が増加した、②従来の就業形態とは異なったタイプの労働力需要が生まれてきている——など、労働力需要面で二つの顕著な変化をもたらした。第一の変化は、増加しつつある大卒者等の雇用の場を広げるものとして役立つものであり、今後第三次産業化の進展がこの分野の労働力需要を

増加させるものになることが期待される。第二の変化は、①ストツクが効かない。②需要が多様である——など、サービスという商品本来の性格から多様化した就業など、新たな労働力需要を生みつつある。このような多様な就業形態をもつ労働にたいする需要の増加は、主婦等の女子労働者、高年齢者などがそれぞれのもつ制約や能力、希望に応じた形態を選択し、就業することを可能にするものであり、積極的な意義をもっている。しかし、この分野における就業実態は十分に把握されておらず、今後は実態把握に努めるとともに、労働条件面での問題などについて必要な対策が求められている。

従来、労働生産性の上昇を図ることが困難な産業では労働条件の向上によってある程度の物価上昇は避けられない面があったが、安定成長期に入った今日、物価の安定は雇用の安定とともに経済運営の基本的目標となっている。こうしたなかで労働条件を改善していくためには第三次産業で従業員の能力の開発・向上を図り、あるいは企業経営の効率化をすすめることにより、生産性を高めていく地道な努力が必要となるだろう。

8 第九六回国会における労働関係法案

第九六回国会には、労働関係法案として、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案、労働省設置法の一部を改正する法律案、

勤労者財産形成法の一部を改正する法律案の三法案が政府より提出され、いずれも可決成立した。

炭鉱離職者臨時措置法の一部改正

八二年三月三十一日、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律が成立し、同日付けで公布、施行された。この改正法は、石炭鉱業の

合理化に伴い離職を余儀なくされた者にたいして再就職に関する援護その他の措置を引き続きおこなうため、八二年三月三十一日までに廃止することとされていた炭鉱離職者臨時措置法の廃止期限を五年間延長し、八七年三月三十一日としたものである。廃止期限を延長した理由としては、①石炭鉱業の現況からみて、今後とも閉山をふくむ合理化に伴う炭鉱離職者の発生が予想されること、②石炭鉱業審議会の第七次答申において「今後五年程度は離職者対策等について、従来からの対策の趣旨を尊重し、引き続き実情に即した所要の対策を講じていく必要がある」と指摘されていること、③さらに、石炭鉱業合理化臨時措置法などに基づく他の石炭に関する施策が延長されること——などがあげられている。

炭鉱離職者臨時措置法は、石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた炭鉱離職者にたいし、炭鉱離職者求職手帳を交付し、手帳が効力を失うまでのあいだ、特別の就職指導および雇用対策法に基づく就職促進手当などの支給をおこなうとともに、雇用促進事業団を通じて職業講習等の援護措置を講ずることにより、これら離職者の再就職の促進および生活の安定に資することを目的とするものである。

労働省に高齢者対策部を設置

労働省設置法の一部を改正する法律は、八二年三月二六日衆議院を

通過、三月三〇日に参議院で可決され、原案どおり四月一日から施行された。この法律は、今後の急速な高齢化社会の進展に適切に対応した施策をいっそう強力に展開していくためには、組織体制の面においても整備を図ることにより、高齢者の職業の安定に関する施策を総合的・一元的に推進することが必要であり、このような考え方にもとづき労働省職業安定局に高齢者対策部を設置することとしたものである。高齢者対策部の設置に伴い、失業対策部は振り替えて廃止された。高齢者対策部は、今後の高齢化社会における雇用失業情勢の的確な把握と見通しのうえに立って、定年延長、継続雇用などの雇用の延長の促進、高齢者の再就職の援助、多様な就業機会の確保などの施策を総合的・一元的に推進するとされている。また、振り替えて廃止された失対部が管轄していた事務は、高齢者対策の一環として対応することが適切であるとの観点から高齢者対策部が引き継ぐこととなった。

勤労者財産形成 促進制度の改善

労働省は八一年九月二五日、①高齢化社会の急速な進展に対処し、財形貯蓄制度によって老後生活のための計画的貯蓄を促進する、②立遅れのみられる勤労者の持家取得の現状などにかんがみ財形持家融資制度のいっそうの活用を促進する——などの制度改善案をまとめた。これにもとづき法案を作成、八二年二月九日国会へ提出し、五月一四日に成立したものである。制度の改善点はつぎのとおりである。

I 勤労者財産形成年金貯蓄制度の創設

①勤労者の老後のための計画的貯蓄を促進するため、勤労者財産形成貯蓄の対象に、一定期間以上の継続的積立て、六〇歳以上から一定期間以上の年金支払いなどの定めのある貯蓄契約に基づく貯蓄（勤労者財産形成年

金貯蓄）を加える。

②勤労者財産形成年金貯蓄については、当該貯蓄を行った勤労者が定年退職した後においても元本五〇〇万円から生ずる利子に対する非課税措置を継続する。

II 勤労者の持家取得を一層促進するため、次の制度改善を行う。

①財形持家個人融資にかかる返済負担軽減のため、一件あたり五百五十万円について一般会計によって利子補給を行い、貸付金利を一・二年めは二%、三・五年めは一%引き下げる。

②近年の住宅価格の高騰に対応し、勤労者の持家取得能力を高めるため、貸付限度額を貯蓄残高の五倍までに引き上げる。

【参考資料】(1)「労働時報」、(2)「労働基準」、(3)「婦人と年少者」、(4)「職業安定広報」、(5)「週刊労働ニュース」、(6)「衆議院社会労働委員会会議録」、(7)「朝日新聞」、(8)「日本経済新聞」ほか

II 雇用政策

概要□雇用動向と政府の雇用政策——雇用政策の概要・雇用情勢と雇用政策／マクロ経済的雇用政策／八一年度の雇用安定政策／高齢者、身体障害者対策の推移・高齢者の雇用率／定年延長対策／行政指導の展開／シルバー人材センター／障害者の雇用対策／公共職安と職業訓練・公共職安の監察結集／雇用関係各種給付金の整理・統合／公共職業訓練の実施状況／第三次職業訓練基本計画／労働力需給と雇用政策の展望——一九八二年の雇用見通し／八一年度の職業安定政策／第三次産業雇用政策の展開方向

概

要

一、一九八一年のマクロ経済政策による総需要の管理は、前年の総需要抑制型の方角から、ある程度まで総需要の拡大型を志向した。しかし、財政支出は、財政赤字への影響を懸念して、公共工事の「前倒し」による微調整にすぎず、期待された効果をもち得なかったし、金融政策は、資本の海外流出によって、期待された投資刺激の効果をもちえなかった。

一、雇用情勢は、悪化ぶくみで推移した。就業人口の増加数は、前年の五四万人を九万人も下回った。完全失業者は前年よりも二二万人も増加して一二六万人となった。就業人口は、非製造業の中小企業で増加したが、女子短時間就業者の増加が顕著であった。雇用情勢は、男子の六〇代前半と、女子の五〇代後半で前年よりもさらに悪化した。

一、八一年には、高齢者雇用率制度のもとでの高齢者実雇用率が、六月一日現在、全体平均で六・六％となり前年を〇・四ポイント上回った。また、雇用動向調査によれば、一月末現在、男女一律定年制をもつ企業のうち、六〇歳以上の定年を定める企業が四二・六％となり前年を〇・三ポイント上回った。しかし、八一年には、前年にひきつづき、中小企業で、高齢者の実雇用率と定年制の延長

とが顕著に停滞した。労働省は、定年延長の行政指導を強化した。

一、シルバー人材センターが、前年の九二団体から、八一年にはさらに三三団体増加して、一〇月末までに一二五団体となった。六〇歳以上の定年を定める企業にたいする継続雇用奨励金が、拡充の意図をもって高齢者雇用確保助成金と改称された。また、八一年には、高齢者にたいするパート・バンクの強化が構想されはじめた。高齢者対策の焦点はしだいに六〇代前半層に移行しはじめた。

一、国際障害者年に当たって心身障害者の雇用対策の今後の方向について、重度障害者の雇用対策を従前よりは強化する方向がうちだされた。身体障害者雇用対策審議会は、国、地方、民間企業の三者による、「特別重度障害者」を雇用する第三セクター企業の設立を提言した。

一、職業訓練生のうち、能力再開発訓練の訓練生と向上訓練の訓練生との合計が四月一日現在、二万三千二百八十四人となった。この数は同年同月の二五歳以上の労働力人口の〇・九九％に相当する。なお、八一年四月に策定された第三次職業訓練基本計画は有給教育訓練休暇給付金制度を定めた。また、第三次産業だけの職業訓練の必要性を強調し、専修学校、各種学校との連携の強化をうちだした。

一、労働省「雇用開発委員会」は、八一年暮に、第三次産業の雇用政策についての中間報告を発表した。報告書では、第三次産業には、内部昇進型の就業形態のほか、専門キャリア型、独立フルタイム型、パートタイム型などの比重が相対的に高く、就業形態に即した多様な雇用政策の必要が大きいとしている。しかし、就業形態ごとの雇用問題についての整理が欠落しているためか、雇用政策の展開方向の内容につき、言及するところが少ない。

1 雇用動向と政府の雇用政策

1 雇用政策の概要

雇用情勢と雇用政策

一九八一年の雇用情勢は、悪化ぶくみで推移した。宗全失業者は前年より一二万人増加して一二六万人となった。宗全失業率は〇・二ポイント上昇して二・二％となった。就業人口の増加数は、前年の五十四万人を九万人も下回る四五万人にとどまった。この直接の原因は景気が停滞したことによる。八一年には、実質経済成長率で前年の四・二％から三・〇％へダウンし、成長パターンは、前年にひきつづき外需主導型となったが、国内需要の伸びが前年よりもいっそう鈍化した。雇用情勢は、全国各地で悪化ぶくみとなったが、とくに六〇歳前半の年齢層と女子の場合でより深刻となった。就業人口は、とくに企業規模三九人以下の零細企業で増加したが、このセクターでは労働条件の改善が停滞し、人手不足がつづいた。八一年のマクロ経済的雇用政策と職業安定政策とは、そうした帰結からの回顧を必要としている。

マクロ経済的雇用政策

八一年のマクロ経済的雇用政策は、前年の総需要抑制型の政策から、ある程度までの総需要の拡大を志向した。八一年会計年度の前半には、同年後半に予定されていた公共工事支出の繰り上げがおこなわれたが、期待された景気刺激の効果はもたなかった。八一年第3四半期以降、金融政策は、引き締めの相当な緩和に転じ、義務的準備率の引き下げ、窓口規制の緩和、公定歩合の引き下げなどをおこなったが、期待された景気刺激の効果はなかった。財政を通じての景気刺激は、財政赤字への影響を懸念して、「前倒し」の範囲にとどめられたが、予期された効果がなく、経済活動が停滞的に推移したため、財政支出を抑制したことが、かえって財政赤字をさらに悪化させた可能性が大きいといわれている（OECD, Economic Surveys, Japan, 1981-82）。金融の緩和は、七七・七八年ほどではなかったにせよ、公定歩合の七・三％から五・五％への引き下げ、通貨供給量の対GNP比の対前年四・九％ほどの引き上げというかなりな規模のものであったが、実際の市中金利は相当に高水準で推移した。その重要な原因の一つは海外の金利が高いことから、八一年には、資本の流出が急増したことにあった（第Ⅲ表）。八一年の景気停滞は、疑いなく個人消費の停滞にあった。可処分所得の実質の伸びが停滞してから久しいが、周知のように最近の二年間は実質的に減少しつづけている。個人消費の停滞は、農業と非農業との両部門をとおして自営業世帯において顕著であり、また、中小企業の労働者世帯で顕著であった。八一年春闘の賃上げ相場は前年を一・〇％ほど上回る七・七％であったが、規模三〇人以上の常用労働者の賃金指数は、六・三％のアップにとどまり、前年よりも一・〇％ほど下回っているの

であり、しかもなお、最近の一・二年間は、公共料金や社会保険料への支出が目立って増大した。輸出は前年につづいて相当に好調であったとはいえ、経済摩擦が激化するとともに、伸び率が低下してきている。最近のマクロ経済的雇用政策は、雇用の拡大を、企業への増税を回避することと金融政策によって投資を刺激すること、それらによって総需要を拡大して実現する方向を志向しつづけていると思われるが、八一年の実績は、そうした政策の限界を示したといえよう。

八一年度の雇用安定政策

一九八一年度の政府予算は四六兆七八一億円であった。八一年度の労働省予算は、三兆五六〇八・七億円で、職業安定行政の予算は、二兆一九二・三億円となった。対前年GNP比は、〇・九〇％であった。ただし、特掲主要政策領域ごとの予算を合計すると、一兆六一一六・三億円となる。この後者の対前年増加率は名目で七・五％となった。実質では二・六％の増となる。八一年度職業安定主要予算の内訳は、「高齢化社会に対応する高齢者対策の着実な推進」八四・八〇億円（対前年、五三・六％増）、「国際障害者年を契機とする心身障害者対策の積極的推進」六五・三億円（対前年、二九・二％増）、「産業構造の変化等に即応する雇用対策の展開」一兆三二四一・六億円（対前年、五・一％増）、「特別の配慮を必要とする人々の職業と生活の安定を図るための対策の充実」一三六六・一億円（対前年、七・八増）、「勤労者のための福祉施設の整備・充実」五七四・八億円（対前年、九・二％減）、「職業安定行政の体制整備」一二〇・五億円（対前年、四七・〇％増）であった。以上のうち金額的には、「産業構造の変化等に即応する雇用対策の展開」が

第115表 マクロ経済的雇用政策の諸指標

	75	75	76	77	78	79	80	81	82(Q1)
失業率	左に同じ	2.0	2.2	2.1	2.4	2.2	2.0	2.3	2.4
G N P	構 成	対前年増加率, % (75年価格) () 内は GNP 比							
GNP (市場価格)	100.0%	2.4	5.3	5.3	5.1	5.2	4.2	3.0	2.1
民間消費	57.2	4.1	3.4	3.8	4.7	5.9	0.6	0.7	3.1
住宅投資	6.9	2.5	8.8	1.7	6.6	- 1.0	- 9.6	- 1.1	- 2.8
設備投資	16.4	- 5.5	0.7	2.5	6.6	11.8	6.5	1.7	- 1.7
在庫増加	0.3	(0.3)	(0.7)	(0.7)	(0.6)	(1.0)	(1.0)	(0.4)	(0.6)
輸出	13.8	3.7	17.5	11.4	0.2	6.6	18.7	16.6	10.7
輸入	13.8	- 9.4	5.5	4.1	6.5	14.7	- 4.0	5.9	9.3
政府投資	9.1	4.8	2.6	11.6	16.1	3.1	- 3.5	4.7	- 2.7
政府消費	9.9	6.8	4.1	3.9	5.1	4.3	2.2	3.5	2.3
財政金融指標	対GNP比	対 GNP 比の対前年増加率, % () 内は実数							
税金	16.1%	-10.1	- 3.1	4.5	- 1.2	8.1	6.9	—	—
社会保険拠出金	6.4	1.2	1.6	6.2	0.0	5.8	1.4	—	—
その他	1.5	7.1	6.7	0.0	6.3	11.8	15.8	—	—
通貨 (M ₂ +CD)	84.8	3.8	1.2	- 0.1	2.9	1.0	- 0.2	4.9	2.7
(公定歩合, 年, 期末)	左に同じ	(6.5)	(6.5)	(4.3)	(3.5)	(6.3)	(7.3)	(5.5)	(5.5)
備考 国際収支	対GNP比, %								
貿易収支	左に同じ	1.0	0.8	2.5	2.6	0.2	0.2	18.1	0.2
経常収支		- 0.1	0.7	1.6	1.7	- 0.9	- 1.0	0.4	- 0.1
長期資本収支		- 0.1	- 0.2	- 0.5	- 1.3	- 1.3	0.2	- 0.6	- 0.2
本邦資本		- 0.7	- 0.8	- 2.2	- 1.5	- 1.6	- 1.0	- 2.1	- 0.2
外国資本		0.6	0.5	0.2	0.3	0.4	1.3	0.5	0.0

最大の比重を占めるが、これは雇用保険予算が一括してこの項目に計上されているためや、また、この項目が共通経費のプールの性格をもっているためであるから、この項目以外の政策領域をみると、金額と対前年伸び率からみて、中高年齢者対策、身体障害者対策、および職業安定行政の体制整備に重点がおかれている。

2 高年齢者、身体障害者対策の推移

高年齢者職業安定対策としては、従前からの五五歳以上六〇歳までの年齢層について定年延長の促進によって雇用の安定をはかることが、八一年の中心的な対策となったが、八一年には、六〇代前半の年齢層にたいする雇用対策も具体的な課題となった。

高年齢者の雇用率

定年制延長を促進するためのもっとも基本的な政策手段として重視されているのは高齢者雇用率制度である。この制度は、一九七六年五月の「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」の一部改正によって創設された。この制度は、従来職種別に定められていた中高年齢者雇用率制度に代わって、企業別に雇

用率を定めようとするものである。すなわち、五五歳以上高齢者の一定水準以上の高齢者雇用率（六％）を法定の最低目標基準として設定し、使用者にたいし、その水準以上の高齢者の雇用を達成すべく、努力することを義務づける主旨の制度である。高齢者雇用率の達成指導の展開による高齢者の失業の予防および再就職の促進がこの制度のねらいとなっている。この制度のもとでは、高齢者雇用率の達成と維持改善を事業主の努力義務としているが、この義務違反にたいして、罰則等の制裁措置が設けられているわけではない。しかし法律では、雇用率の達成を促進する目的をもって二つの事項を定めている。その一つは、公共職業安定所が、雇用率未達成の事業主から、正当な理由なく高齢者でないことを条件とする求人の申し込みを受けた場合、これを受理しないことができる、としたことであり、その二つは、労働大臣が、常時一〇〇人以上の労働者を雇用する事業所であって、雇用率未達成の事業所にたいし、雇用率達成にかんする計画の編成を命じ、また、その適正な実施について勧告することができ、また要すれば、高齢者の雇い入れその他高齢者の雇用の安定にかんして必要な措置を要請することができるとしたことである。この後者、すなわち、いくぶん介入的性格をもつ個別指導は従前はあまり重視されなかったが、八一年一月には、雇用審議会が答申第一六号で、定年延長のとりくみの遅れている企業への個別指導を強化されたいとの答申をおこなった。

高齢者の雇用状況については、高齢者雇用率制度のもとで、従業員数一〇〇人以上規模の企業について、毎年六月一日現在における状況の調査がおこなわれている。八一年六月一日現在についてみると、層化抽出的におこなわれた調査にたいし、報告をおこなった

第116表 規模別、産業別高齢者雇用状況

規模産業	年次	実雇用率			未達成企業の割合		
		81年 6月1日	80年 6月1日	81年 -80年	81年 6月1日	80年 6月1日	81年 -80年
企業規模計		6.6	6.2	0.4	49.4	51.8	-2.4
1,000人以上		4.9	4.5	0.4	73.7	77.5	-3.8
500~999		6.7	6.3	0.4	67.2	69.2	-2.0
300~499		7.4	7.1	0.3	59.1	62.4	-3.3
100~299		9.4	8.9	0.5	43.5	45.7	-2.2
農林漁業		11.2	9.3	1.9	22.5	31.3	-8.8
鉱業		5.8	5.5	0.3	32.9	36.4	-3.5
建設業		10.9	10.4	0.5	16.4	18.8	-2.4
製造業		4.9	4.5	0.4	48.4	51.3	-2.9
卸売・小売業		4.2	4.1	0.1	70.1	71.5	-1.4
金融・保険・不動産業		5.5	5.0	0.5	75.6	77.1	-1.5
運輸・通信業		8.3	7.6	0.7	41.0	45.6	-4.6
電気・ガス・水道業		9.0	6.4	2.6	25.6	31.1	-5.5
サービス業		13.5	13.2	0.3	36.3	37.7	-1.4

〔備考〕 労働省『昭和56年労働経済の分析』21~22ページより作成。

企業数は、二万九一三六社であったが、その常用労働者数は一三〇六万〇七四六人で、そのうち五五歳以上の高齢労働者数は八六万三二二三人であった。常用労働者中の高齢労働者の比率——これを目標雇用率と区別して実雇用率という——は、六・六％であった（第116表）。この平均実雇用率は、七七年五・二％、七八年五・六％、七九年五・八％、八〇年六・二％と漸次上昇し、八一年には、前年よ

り〇・四ポイント上昇して、六・六%となった。平均実雇用率は、八〇年に法定目標雇用率六・〇%を〇・二ポイント上回り、八一年には、それを〇・六ポイント上回った。ただし、法定の目標雇用率六・〇%は、一九八五年の雇用者人口中の五五歳～五九歳年齢層の比率の予測値を目安として設定したと思われるのであり、一九八五年六〇歳定年制の達成にとっては、最低目標値であって、すべての企業でそれを上回る実雇用率を達成することが基本的な要件となる。総理府「労働力調査」によれば、一九八一年の非農林業規模一〇〇人以上の雇用者人口は二四四七万人であり、このうち五五～五九歳年齢層の人口は一一一万人で、全体中の四・五%を占めている。この比率は、最近年急速に上昇しつつあり、一九八五年にはほぼ六%台の水準に到達すると思われるが、そうであれば、高齢者の平均実雇用率六%台の現実的な含意は、五五～五九歳年齢層に限定して、雇用者人口中の雇用水準をかううじて現在程度に維持する状況を意味するにすぎないことになる。

したがって、未達成企業が法定目標雇用率を達成することが、「昭和六〇年六〇歳定年」を実現するうえでの成否のカギとなるわけであり、一九八五年まで残余の期間が三年余となった時点で、雇用審議会が定年延長のとりくみの遅れている企業への個別指導の強化を答申したのは、そうした理由があったと思われる。

八一年六月一日現在、高齢者雇用率の未達成企業の割合は、半数をはじめて下回ったのであり、それはそれ自体注目すべき事柄であったといえよう。しかしながら他方、未達成企業が全体の四九・四%も存在すること、および、未達成企業の割合が、一〇〇〇人以上規模の企業で七三・七%、五〇〇～九九九人規模で六七・二%、三

〇〇～四九九人規模で五九・一%、一〇〇～二九九人規模で四三・五%で、大中の企業でとくに大きいこともまた、八一年には、あらためて切実な関心事となった。未達成企業の減少の割合は、八一年にも、前年にひきつづいて、他の規模の企業に比して大企業で比較的顕著であった。この割合は、一〇〇〇人以上規模の企業では、前年の七七・五%から七三・七%へと三・八ポイントほど減少した。他方、五〇〇～三九九人規模の中堅企業や、それ以下の中小企業では、前年にひきつづいて、七九年以前の傾向とは正反対に、減少の速度が目立って減速した。

定年延長対策、定年延長の動向

「雇用動向調査」によると、八一年には、定年制延長の進展の

度合が目立って停滞した。回答企業のなかで、定年制ありとした企業は、八一年には、八一・〇%で前年より一・二ポイント減少した。また男女一律の定年制を定めている企業の割合は、六〇・〇%で、八〇年以前には年々顕著に増加していたのに、八一年には前年と同一の水準にとどまった(第17表)。男女一律定年制は、五〇〇〇人以上の大企業で普及度が高く、全体の八一・五%の割合を占めているが、一〇〇〇～四九九九人の規模では七〇・六%、三〇〇～九九九人規模では七二・〇%、一〇〇～二九九九人規模では六六・七%、三〇～九九九人規模では五六・五%と、傾向的には企業規模と相関し、中小規模では普及度が低くなっているが、八〇年以降には中小規模では普及率が停滞しつつづけている。八一年には、前年にひきつづき、大企業で高齢者雇用率がかなり上昇し、また定年制の延長が進展したのにたいし、中小企業では、それらのいずれもが停滞的に推移している。景気動向が、それらの動向に反映したとみてよい。こ

第117表 定年制実施状況の推移

	全企業	定年制あり	男女一定 の律年制	一律定年制のある企業				
				～54	55	56～59	60	61～
調 査 産 業 計								
74	100.0	66.6	43.8	0.3	52.0	12.3	32.4	3.0
76	100.0	74.1	52.4	0.3	47.3	15.9	32.3	4.2
78	100.0	77.3	55.1	0.1	41.3	19.4	33.7	9.1
80	100.0	82.2	60.0	0.2	39.5	20.1	36.5	3.8
81	100.0	81.0	60.0	0.4	38.0	18.0	39.5	4.1
5000～	100.0	99.6	81.5	—	30.0	33.3	36.7	—
1000～4999	100.0	98.9	70.6	—	32.7	35.4	30.6	1.3
300～ 999	100.0	97.9	72.0	0.2	38.7	32.7	25.8	2.6
100～ 299	100.0	92.7	66.7	—	44.0	20.6	32.0	3.4
30～ 99	100.0	75.4	56.5	0.6	35.9	14.7	44.1	4.7
鉱 業	100.0	64.5	57.3	—	46.2	19.0	34.8	7.5
建 設 業	100.0	61.7	45.6	—	20.3	13.2	59.1	4.7
製 造 業	100.0	84.4	59.4	0.9	37.8	17.4	39.2	0.4
卸 売 ・ 小 売 業	100.0	86.1	63.2	—	47.3	15.7	36.1	1.7
金 融 ・ 保 険 業	100.0	93.4	80.1	—	51.7	25.2	21.5	8.6
不 動 産 業	100.0	92.7	78.4	—	31.8	24.4	35.1	0.4
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	79.6	67.9	—	38.5	28.1	33.0	—
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	100.0	97.9	87.4	—	39.8	48.2	12.0	—
サ ー ビ ス 業	100.0	81.9	65.9	—	34.9	18.2	37.6	9.2

〔備考〕 労働省「雇用動向調査」各年。

の三カ年、個別行政指導を強化する方針を決め、初村滝一郎労働大臣名で、六〇歳定年の早期実施を求める書簡を送付した。その内容は、今後三年間における定年延長へのとりくみの計画につき、五月一五日までに所定の文書で回答を求めるというものであった。

【昭和五十七年三月×日付労働大臣書簡（日付は特記なし、『労務管理通信』昭和五十七年四月二一日号より抜粋）】

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、ご高承のように高年齢者雇用状況をめぐる現下の情勢は極めて厳しいものがあり、例えば高年齢者の求人倍率をみると、昭和五六年一〇月では〇・一四倍、すなわち一〇〇人の高年齢求職者に対して求人が一四人にとどまっている状況であります。他方、わが国は現在、欧米先進諸国も経験したことのない高齢化社会に進みつつあり、近い将来には労働力人口の四人に一人は五五歳以上の高年齢者になると見込まれています。かかる状況の下において、高年齢者の雇用と生活の安定を図り、かつわが国経済社会の活力を維持・発展させていくためには、高年齢者の永年にわたる経験や技能を有効に活かす道を拓いていくことが今日の国家的課題であると申して過言ではありません。

このため、政府としては「昭和六〇年六〇歳定年の一般化」を目標として掲げ、労使の自主的な話し合いにより定年延長が実現するよう種々の会議の場を設け、あるいは個別に定年延長の実施についてお願いを致してまいりました。

幸いにして、関係労使の多大なるご理解と尽力を賜った結果、定年六〇歳は着実に進展してきており、定年年齢の改定予定を含めると、今や六〇歳定年の企業は過半数を占めるに至っております。

しかしながら、高齢化の進展は予想以上に急速であり、また、すでに六〇歳台前層についての雇用就業の問題が重要な課題となってきたことを考えますと、六〇歳定年の一般化を少しでも早期に実現することが私に課せられた急務と存する次第であります。

の事実、昭和六〇年六〇歳定年制の実現」にとって、マクロ経済的雇用政策の基調のあり方が重要な意味をもっていることを示している。

行政指導の展開

八二年三月中旬、労働省は、常用労働者三〇〇人以上規模のうち、六〇歳定年をまだ実施して

いない全国約四二〇〇の企業にたいし、八二年度以降八九年度まで

労働力の急激な高齢化に対応すべく、高齢者の雇用確保は緊急課題となっており、各企業の労使は定年延長を含めたさまざまな方法で高齢者雇用に真剣に取り組んでいる。また、その成果も着々とあがりつつある。

今回の労働大臣書簡は、「お願い」という表現をとっているものの、定年延長の具体的計画の提示を期限つきで要求し、かつ職業安定機関に監視・督促させることをほのめかすなど、企業の自主的努力を無視した不当な行政介入と判断せざるを得ないものであり、きわめて遺憾である。

今後、高齢者雇用に関する行政指導に当たっては、民間企業の自主的努力を十分尊重し、行き過ぎを招くことのないよう、労働大臣に強く申し入れる所存である。

八一年にも、定年延長は、「昭和六〇年六〇歳定年」に向けて、さらに一步定年延長が進展したとはいえるのであるが、第四次雇用対策基本計画の中間点で、昭和六〇年を間近に控えて、定年延長は困難な局面をむかえたといえよう。なお、定年延長の促進対策としては、高齢者雇用率の達成指導（五一年以降）のほか、業種別定年延長労使会議（七八年以降）、定年延長奨励金（七三年以降）があるが、それらの推移につき、八一年には前年とくに変わったことはなかった。

高齢者対策としては、そのほか従前から、六〇歳以上への定年延長を奨励するための継続雇用奨励金（七六年以降）、高年齢者の雇用開発を促すための、中高年齢者雇用開発給付金（七七年以降）、および、特定の不況地域や産業などの中高年齢者向けの特定求職者雇用奨励金（七五年以降）、再就職を促進するための高齢者職業相談室（七四年以降）、高齢者無料職業紹介事業の振興（七五年以降）、人材銀行（六七年以上以降）などをあげれば、八一年には、それらの推移につき、前年とくらべて目立った変化はなかった。特記を要するのは、雇用関係各種給付金の統合の必要性からする名称の変

更であり、八二年以降、継続雇用奨励金は高年齢者雇用確保助成金と名称が変更され、また、中高年齢者雇用開発給付金は、特定求職者雇用開発助成金に統合されることになったことであろう。

シルバー人材センター

八一年の高齢者職業安定対策で注目すべきことは、シルバー人材センターの設置

が相当に進展したことである。シルバー人材センターは、八〇年に発足した対策であった。六〇歳以上の就業対策の一環として構想されたが、このセンターは公益法人として、六〇歳以上の高年齢者にたいする短期的・補助的な仕事の開拓・提供のほか、高年齢者の就業に関する情報の収集・提供、調査・研究、相談、技能講習などの事業を実施することになっている。八〇年度には、おおむね二〇万人以上の市（特別区をふくむ、以下同じ）を中心として、九二市にセンターの設置がおこなわれたが、八一年度にはさらに、おおむね人口一〇万人以上の市またはそれに準じる地域に設置対象地域が拡大され、八一年一〇月末までに、新たに三三市でセンターが発足し、一〇月末までに合計では一二五市にセンターが存在するに至った（第118表）。労働省職安局の調査によれば、八〇年末における九二団体の会員数の合計は四万六五〇〇人で、一団体の平均は約五〇〇人（最高は二〇〇〇人）となっており、また、八一年に発足したセンターについては、発足後もないこともあって一団体平均約三〇〇人となっている。八一年七月末の調査結果で、会員の就業状況についてみると、清掃、除草、包装などの単純作業関係職種への職業希望者が三六・九%と最も多く、次いで駐車場管理、公園管理等の管理監視関係職種への就業が二三・八%、サービス関係職種の就業が一五・九%となっており、就業希望者の多い事務関係職種への

第 118 表 全国シルバー人材センター設置市(区)状況
(81年10月末現在)

都道府県名	シルバー人材センター設置市(区)	計
北海道	札幌, 函館, 旭川, 室蘭	4
	青森, 弘前, 八戸	3
青森	盛岡	1
	仙台	1
岩手	秋田, 大館	2
	山形, 米沢, 鶴岡	3
宮城	福島, 郡山, いわき, 会津若松	4
	日立, 水戸	2
秋田	宇都宮	1
	前橋	1
山形	柏, 我孫子, 佐倉	3
	全区・市(新宿区, 板橋区を除く)	47
福島	横浜, 横浜(支部1)	2
	柏崎, 上越	2
茨城	富山	1
	金沢, 小松	2
栃木	福井	1
	甲府	1
群馬	長野	1
	岐阜	1
長野	富士, 沼津	2
	豊田, 春日井, 豊橋, 岡崎, 一宮, 刈谷, 豊川, 安城	8
岐阜	四日市	1
	大津	1
愛知	八幡	1
	吹田, 池田, 東大阪, 守口, 枚方, 門真, 摂津, 茨木, 堺, 豊中, 富田林, 岸和田	12
三重	伊丹, 尼崎, 姫路, 明石	4
	奈良	1
京都	和歌山	1
	鳥取	1
大阪	岡山	1
	呉, 広島, 尾道	3
兵庫	宇部	1
	丸亀	1
奈良	高知	1
	久留米	1
和歌山	長崎	1
	鹿児島	1
合 計		125

〔備考〕 区は特別区である。

就業は九・二％と比較的少ないという状況にある。会員の月平均就業日数は、一人当たり三日となっているが、実際に就業した会員の月平均就業日数をみると九・八日となっている。短時間就業が多いことにもよるが、会員の報酬は一日約三〇〇〇円程度となっている。

障害者の雇用対策

障害者の雇用対策は一九六〇年に身体障害者雇用促進法で制定され、身体障害者雇用率制度が創設され、その後、職業指導、職業紹介、雇用援護措置が漸次拡充されてきたが、日本の障害者の雇用対策は先進諸国にたいして

遅れがちであり、七六年になって、あらためて雇用率制度の強化と身体障害者雇用納付金制度の創設を柱とする身体障害者雇用促進法の全面的改正がおこなわれた。

現在、身体障害者の雇用の現状を示す中心的な指標は、身体障害者雇用促進法にもとづく身体障害者雇用率の達成状況である。この達成状況は、身体障害者雇用促進法によって一人以上の身体障害者を雇用すべきこととされている事業主から、各年六月一日現在の身体障害者の雇用状況の報告を求めて把握されている。それによって

第119表 身体障害者の規模別、産業別雇用状況
81年6月1日現在、()内は80年6月1日現在

	身体障害者数	実雇用率	雇用率未達成企業の割合
民間部門計	144,713	1.18(1.13)	46.6(48.4)
1000～以上	55,591	0.98(0.90)	81.0(81.5)
500～999人	16,146	1.08(1.05)	66.7(67.4)
300～499人	15,474	1.21(1.20)	57.7(57.8)
100～299人	44,325	1.46(1.45)	42.4(44.0)
67～99人	13,177	1.81(1.68)	38.6(42.2)
農林漁業	214	1.27(1.23)	40.5(36.9)
鉱業	888	2.93(2.97)	19.4(20.3)
建設業	5,863	1.10(1.06)	42.0(44.1)
製造業	81,081	1.38(1.34)	33.4(35.1)
卸売・小売業	15,404	0.67(0.64)	68.2(70.2)
金融・保険・不動産業	10,650	0.84(0.71)	73.0(73.3)
運輸・通信業	8,656	1.33(1.30)	38.1(39.0)
電気・ガス・水道業	2,092	1.16(1.08)	56.7(63.9)
サービス業	19,865	1.41(1.38)	47.9(50.1)
公共部門			(法定達成率)
現業的機関(275所)	13,624	1.89(1.85)	(1.8%)
非現業的機関(3,825所)	37,847	1.85(1.82)	(1.9%)

〔備考〕 1) 身体障害者のうち重度障害者についてはダブルカウントしてある。
2) 労働省職業安定局資料より作成。

八一年六月現在の達成状況を、まず民間企業についてみると、民間企業の大部分には、常用労働者中の身体障害者の目標雇用率が一・五〇％と設定されているが、実雇用率は全体平均で一・一八％であり、〇・四二ポイントほど下回っている。規模別にみると、実雇用率は、一〇〇人以上の大企業で〇・九八％、五〇〇～九九九人規模で一・〇八％、三〇〇～四九九人で一・二一％で、とくに大中の企業で目標雇用率を大幅に下回り、反対に、一〇〇～二九九人規模で一・四六％、六七～九九九人規模で一・八一％と、目標雇用率と同等またはそれを上回っている。前年よりの増減をみると、全体平

均では、八〇年の一・一三％から八一年の一・一八％へと〇・〇五ポイントほど上昇している(第119表)。ただし、八一年の対前年増は例年に比して顕著に大きく、国際障害者年であったためとも思われるので、これによって楽観しうるわけではない。

八一年は国際障害者年であり、また、同年の国連総会で国際障害者年行動計画が決議され、各国に一九九一年までの心身障害者対策についての国家的計画を準備することが義務づけられたこともあって、日本では、中央心身障害者対策協議会や身体障害者雇用審議会

で各種の審議がおこなわれた。中央心身障害者対策協議会(委員長・葛西嘉資)では、心身障害者の今後のあり方を検討するための特別委員会として、企画部会、雇用・就業部会、教育・育成部会、福祉・生活環境部会、保健・医療部会の五部会を設置し、八一年一月までに、各部会は報告原案をまとめた。

身体障害者雇用審議会(会長・大宰博邦)は、中央心身障害者対策協議会の雇用・就業部会(座長・松島静雄)の審議状況をふまえて、とくに、日本では重度障害者の雇用対策が後進的であることから、これについては、小委員会として「重度障害者特別雇用対策研究会」(座長・白井泰四郎)を設置し、合計一回の審議をおこなって、八二年二月一日、労働大臣あてに、「国際障害者年を契機とする今後の心身障害者雇用対策の在り方について」と題する意見書を提出した。この意見書は、中央心身障害者対策協議会の雇用・就業部会の現状認識、すなわち、

「中・軽度の障害者の雇用状況は大幅に改善されたが、重度障害者の雇用状況はまだ不十分である」との認識のうえにたつて、重点を重度障害者の雇用対策にしている。「重度障害者特別雇用対策研究会」の報告が提起した対策の具体的指針は要約するとつぎのごとくであった。

【重度障害者特別雇用対策研究会報告（要旨）】

①「特別重度障害者」についても可能な限り一般雇用の場に就けるためには、民間の活力とノウハウを生かしつつ、安定的な雇用の場を身近かな地域社会の中に広く開発・確保することが望ましい。

②このためには、現行の雇用助成・就職援護措置の改善や職業リハビリテーション体制の充実、作業補助器等の開発・改善や普及等多様な措置の検討が必要とされる。また、「地方公共団体も出資」する第三セクター方式の企業を育成することも検討に値する。

③第三セクター方式の企業が「特別重度障害者を円滑に受け入れることができるようにするためには適切な雇用助成措置が考慮されるべきである。さらに、手厚い税制上の優遇措置についても検討されることが望ましい。

④地方公共団体は、このような企業に対し、一定割合の出資をすることはもちろん、地域の施設・設備の整備を図るなど広範な面で関与することが期待される。

5 公共職安と職業訓練

公共職安の監察結果

一九八〇年末現在、公共職業安定所およびその関連機関の配置数は、公共職業安定所

（一般）四七四カ所、出張所一三〇カ所、分庁舎四六カ所となつてお

り、職員数は一万三二一人となっている。八一年九月、行政管理庁は、「雇用対策に関する行政監察結果に基づく勧告」を発表し、そのなかで公共職業安定所の業務実施体制につき、種々な勧告をおこなったが、その要点は、①現在の公共職業安定所（一般）の配置は、昭和二二年発足以降一九カ所の増設となっているが、管轄区域内の状況変化、公共職安の機能の変化に対応した見直しおよびその整理統合が十分おこなわれていない、②職員の配置が、通勤圏の拡大、雇用構造の変化等による労働市場の変化に対応していない、③リアルタイム求人情報提供業務が十分に活用されていない、④雇用の管理の改善に関する指導・援助業務の一部については実績があがっていない、⑤公共職業安定所間の広域職業紹介ネットワークがまだ十分に整備されていない、⑥雇用情報の収集業務がより充実される必要がある、のごとくであった。なお、労働省は、行政管理庁の監察と並行して、公共職業安定所の再編と整備をはじめた。

雇用関係各種給付

一九八一年二月一二日、労働省は第九四回通

金の整理・統合

常国会に「雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律」案

を提出した。同法律案は、国会を通過し、四月二五日、法律で公布された。この法律の中心的な内容は、従来雇用関係各種給付金については、制度が複雑多岐にわたり、理解が困難になっているという問題が指摘されていたが、この問題に対応すると同時に、雇用関係各種給付金と職業訓練関係各種給付金の体系を今後の雇用対策二一に適合させようとするもので、つぎの図に示すような整理・統合と名称の変更がおこなわれた（第8図・第9図）。

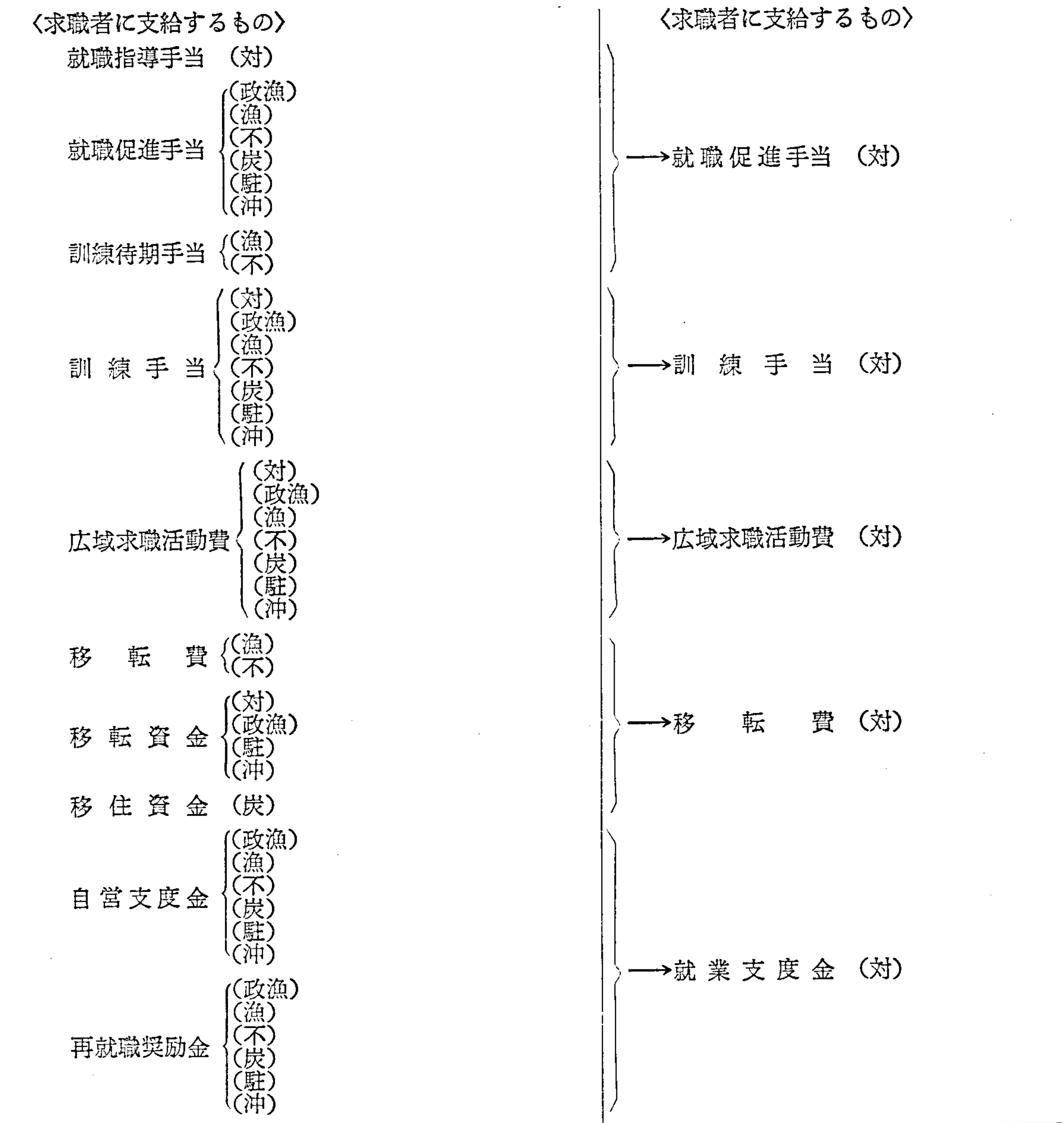
第8図 雇用関係各種給付金の体系

1. 雇用保險法關係

旧	新
〈雇用安定事業〉 雇用調整給付金 出向給付金 特定不況地域雇用調整給付金 特定不況地域出向給付金 中高年齢者雇用開発給付金 雇用保険受給者等雇用開発給付金 特定不況業種職離者雇用開発給付金 特定不況地域中高年齢者雇用開発給付金 特定不況地域雇用保険受給者等雇用開発給付金 特定不況地域特定不況業種離職者雇用開発給付金	〈雇用安定事業〉 →雇用調整助成金 →特定求職者雇用開発助成金
〈雇用改善事業〉 特定求職者雇用奨励金 特定不況地域雇用開発奨励金 特定広域求職者雇用奨励金 継続雇用奨励金 定年延長奨励金 地域雇用促進給付金 同和対策対象地域雇用促進給付金 通年雇用奨励金 積雪寒冷地冬期雇用促進給付金 育児休養奨励金 特定職種育児休業利用助成給付金	〈雇用改善事業〉 →高年齢者雇用確保助成金 →現行どおり（昭和61年度廃止） →現行どおり

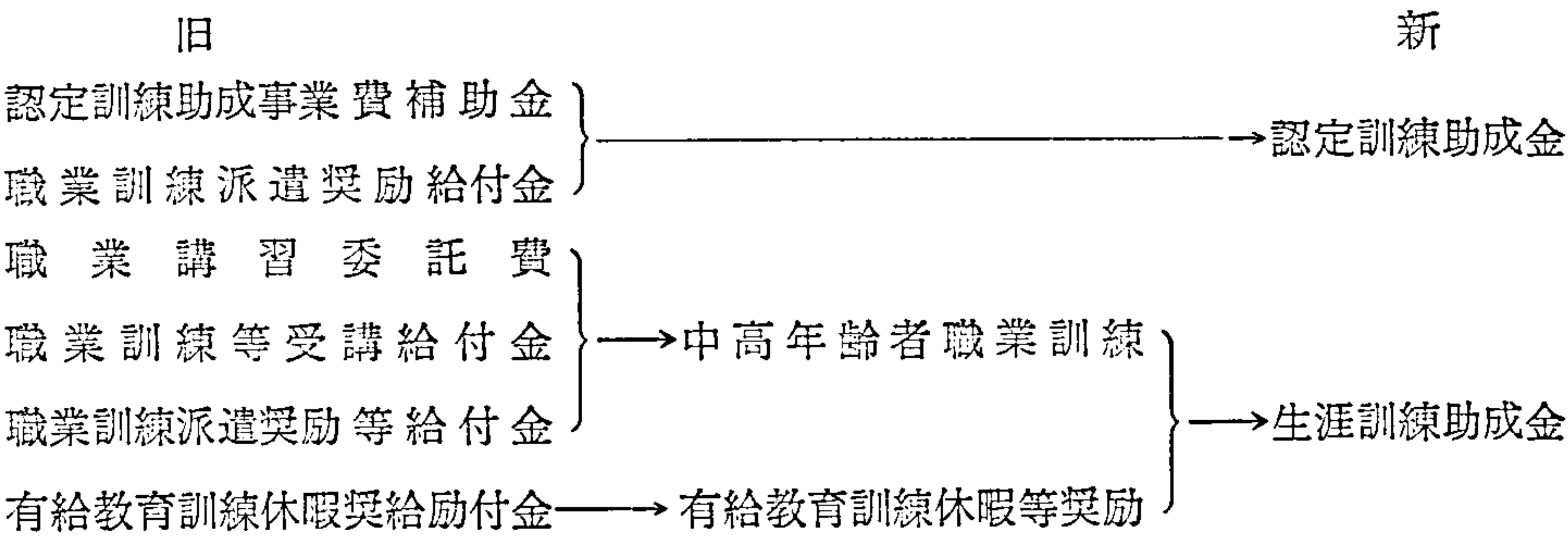
2. 雇対法，特別法関係

旧	新
〈事業主に支給するもの〉 中高年齢者雇用開発給付金（対） 心身障害者雇用奨励金（対） 同和対策対象地域住民雇用奨励金（対） 漁業離職者雇用奨励金 { (政漁) (漁) 雇用奨励金 { (炭) (駐) (沖) 職場適応訓練費 { (対) (政漁) (漁) (不) (駐) (沖) 住宅確保奨励金 { (炭) (駐) (沖)	〈事業主に支給するもの〉 → 特定求職者雇用開発助成金（対） → 職場適応訓練費（対） → （廃止）



〔備考〕 雇対法，特別法関係の(対)等は根拠法を示す。
 (対)……雇用対策法 (政漁)……漁業離職者に係る職業転換給付金の臨時特例に関する政令
 (漁)……国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法 (不)……特定不況業種離職者臨時措置法
 (炭)……炭鉱離職者臨時措置法 (駐)……駐留軍関係離職者等臨時措置法
 (沖)……沖縄振興開発特別措置法

第9図 職業訓練関係各種給付金の体系



公共職業訓練の実施状況

八一年四月一日現在、公共職業訓練の施設数は合計三九五校で、その内訳は都道府県立職業訓練施設二八七校、雇用促進事業国立職業訓練施設九一校、国立身体障害者職業訓練校一二校、職業訓練大学校一校、市町村立職業訓練校四校、となっている。同じく八一年四月一日現在の訓練生数は、養成訓練生四万九五五五人、能力再開発訓練生七万三三三四人、成人職業訓練生一五万九三三〇人、指導員訓練生七一一八人、身体障害者訓練生二五七〇人で、合計二九万二一〇七人で、前年よりも二万九六六〇人（対前年比九・六％）ほど増加している。成人職業訓練の増加が顕著であり、成人職業訓練生に、能力再開発訓練の訓練生を合計すれば、事実上の成人訓練の訓練生は二万二八六四人となり、前年よりも二万三六三二人（一一・三％）ほど増加した。

第三次職業訓練基本計画

労働省は、八一年四月一日、八一年から八五年までの五カ年を計画期間とする職業訓練基本計画を策定した。計画は、第一部「総説」、第二部「労働力需給の動向」、第三部「職業訓練及び技能検定の実施目標と基本的施策」の三つの部分に分かれているが、新しい施策としては、有給教育訓練休暇奨励給付金の制度を定めたことが注目される。これは、労働者に職業に関する教育訓練を受けるための有給休暇を与える事業主にたいして支給されるもので、支給額は、労働者一人につき一日一八八〇円（大企業の場合は一四一〇円）で、当該休暇期間中（労働者一人につき一〇回を限度とする）支払うことにしている。給付金額と支給期間からして実効性には疑問があるが、日本の職業訓練システムのなかにも、有給教育訓練休暇制度が登場

したことは注目に値するといえよう。第三次職業訓練基本計画について他に特筆すべきことは、第三次産業むけの職業訓練の重要性を強調していることであり、この点については、専修学校、各種学校との連携を重視している。

2 労働力需給と雇用政策の展望

一九八二年の雇用見通し

労働省は一九八二年四月一日「昭和五七年度の雇用の見通しと職業安定行政の重点施策」（いわゆる年次雇用計画）を発表し、各都道府県知事あて通達した。この文書では、国際経済については、多くの先進諸国で景気の回復が期待されるがそれには時間を要するとして年後半以降の回復を展望し、国内経済については、金融政策の機動的運営および、年前半への公共事業の七五％前倒し発注などの政策努力により、経済成長率を名目で八・四％程度、実質で五・二％程度になると展望している。おおむね前年のようなマクロ経済的雇用政策が予定されていると思われるが、OECD事務局は、もしも経済政策の基調が前年なみであれば、八二年の日本の経済成長は実質で二・〇％程度ダウンすると予測している（OECD, Economic Surveys, 1981-82, pp. 58-59）。OECDの予測ほどにダウンするかはともかく、年次雇用計画での経済成長率の予測は、前年の経過からして過大で

あると思われるが、年次雇用計画は、あえて「我が国経済は中長期の安定成長軌道に沿った増大を続けるものと見込まれる」としてゐる。

労働力需給については、まず労働力需要については就業人口が対前年で六〇万人増加するとしている。他方、労働力供給については労働力人口の増加は五五万人程度にとどまるとしている。ゆえに、宗全失業者は前会計年度の一二五万人から、一二〇万人へと減少し、有効求人倍率は、前年度の〇・六七から〇・七〇程度へ上昇し、その結果、労働力需給バランスは好転するとみている。前年度の場合と同じく、希望的観測に過ぎるといわねばならない。

八一年度の職業安定政策

一九八一年一月二十八日、政府は八二年度の政府予算(案)を閣議決定した。

八二年度の政府予算は、一般会計で四九兆六八一〇億円となった。労働省予算は、一般会計と特別会計の合計で、三兆七三二一・一億円となった。八二年度職業安定行政主要予算は、二兆一六三八・四億円となった。対前年GNP比では〇・八七%となった。対前年増加率は二・一%であった。財政の緊縮政策によって、前年にひきつづき緊縮予算となった。職業安定予算の内訳を政策領域別にみると、「高齢化社会の進展に対応した雇用安定対策の推進」四七六・四億円(対前年増一〇五・三%)、「産業構造の変化等に即応する雇用対策の推進」一兆二八四一・八億円(対前年減〇・三%)、「総合的な心身障害者対策の確立とその推進」一二七・二億円(対前年増九二・八%)、「特別の配慮を必要とする人々の職業生活を援助する施策の推進」一二六四・六億円(対前年減七・四%)、「勤労者のための福祉施設の整備」一二二・二億円(対前年増七・七%)、「行政需

要の増大と変化に対応する職業安定行政機能の整備充実」一三三・二億円(対前年増一二・〇%)のごとくとなった。

予算配分上重視された政策の項目をみると、高齢者雇用対策では、高齢者雇用確保助成金五三億円(新規)、特定求職者雇用開発助成金二八三億円(前年度は三八億円)、高齢者職場改善融資五億円(同、二億円)、シルバー人材センター二〇〇団体(同、一五〇団体)、高齢者職業相談室の一〇カ所増設、中高年労働者福祉センターの一二カ所増設、職安局への高齢者対策部の新設(失業対策部の再編)のごとくである。定年延長はまだ難航しているが、一応の水準に達したこと、および六〇代前半の雇用問題が深刻化したことを背景とし、高齢者対策の重点がしだいに六〇歳前半層に移行しつつあるといえよう。つぎに心身障害者対策については、国の助成金の活用と地方団体の出資を資金源に含む第三セクターの方式による障害者雇用企業の設立促進、企業と授産施設の連携による特別能力開発事業の実施、サリドマイドなどによる両上肢障害者の職業能力の開発などがあげられる。

また、産業構造の変化に即応する雇用対策として、いくつかの特掲項目が重視されてきたことが注目される。地域雇用対策については、地域雇用開発推進会議の一〇地域での新設、地域雇用開発委員会の一〇県での増設、地域雇用開発推進事業の実施(新規、八〇億円)があげられる。他に、第三次産業の求人・求職に関する情報の整備・充実、ME技術を中心とした技術革新の労働への影響についての総合的な調査研究の実施が掲げられている。なお、雇用保険の受給者実人員については、年間月当たり七〇万八〇〇〇人と見込んでおり、前年実績七三万一〇〇〇人を三万人ほど下回ると予想して

いるが、どうであろうか。おそらく、過少な見積りに過ぎることになろう。

第三次産業雇用政策の展開方向

労働省の私的諮問機関である雇用開発委員会（会長・梅村又次

一橋大教授）は、八一年一二月二七日、「サービス経済化に対応した雇用政策の展開方向について」と題する中間報告をまとめ、労働省に提出した。これは八〇年五月の第一回中間報告書（「職業情報の開発の方向について」につぐ二回目のものであるが、今回の報告書は、同省の雇用職業総合研究所の試算をもとに、第三次産業の労働力需給の見通しや、雇用政策の展開方向について検討を試みたものである。第三次産業の就業構造や就業形態は多様であり、労働力の構成も多様であり、雇用政策も多様で柔軟な方向が必要であるという主旨の報告である。第三次産業の就業構造について、雇用職業総合研究所が、産業・職業マトリックスを利用して、産業別、職業別の労働力需要を予測した結果の紹介がいくぶん目新しい部分であるが、その結果はつぎのごとくに要約できよう。

【雇用職業総合研究所「労働力需要予測」（要旨）】

①産業別就業者をみると、今後就業者の増加が多いと見込まれる産業のほとんどが第三次産業に属する産業である。とくに増加が見込まれるのは、学校教育のほか各種学校を含む「教育」、法務会計、建設サービス等の「専門サービス」、福祉、研究機関、各種団体、賃貸業等各種の成長産業を含む「その他サービス」、「小売業」、情報サービス、ビルメンテナンス等を含む「事業所サービス」および「飲食店」である。

②職業別就業者については、専門・技術、管理事務、サービス、保守といった非筋肉労働的職業や間接労働として分類される分野での増加が見込まれる。職業分類によって増加数が多いのを見ると、専門・技術では、建築技術者、教員、その他技術者（録音技術者、印刷技術者、熱管理士、地

第120表 増加が見込まれる職業例（1980～90年）

産 業	職 業
卸 売	一般事務，その他の管理的職業，会計事務，販売員
小 売	一般事務，その他の管理的職業，会計事務，料理人
飲 食 店	料理人，会計事務，給仕人，一般事務
金 融・保 険	保険外交員，会計事務，一般事務，外交員
運 輸・倉 庫	自動車運転手，その他の管理的職業，一般事務，外交員
電気・ガス・水道・熱供給	その他の管理的職業，電気技術者，建築技術者，一般事務
個 人 サ ー ビ ス	一般事務，写真師，カメラマン，会計事務，汽かん士，ボイラーマン，火夫
事 業 所 サ ー ビ ス	その他の技術者，電気技術者，一般事務，機械技術者
医 療・保 健	一般事務，その他の医療技術者，看護婦，医師
教 育	一般事務，料理人，小学校教員，自動車運転手
そ の 他 の サ ー ビ ス	建築技術者，会計事務，一般事務，清掃員

質調査技術者、安全工業技術員、システムエンジニア、プログラマー等）、電気技術者、機械技術者、看護婦、医療技術者、研究者、保母、その他専門（個人教授、通訳、各調査士、鑑定士、管理士、検査員など）であり、管理では、会社役員、その他の管理者（部・課長、支社長、支店長、工場長、個人経営者など）、事務では、一般事務（秘書、電算機オペレーター、キーパンチャー、プランナーなど）、会計事務（レジスターを含む）など、生産工程では、電気機械組立、修理、その他の電気従事者（電気工事人、電信、電話機器据付、保守工等を含む）、ミシン縫製工など。

③第三次産業において増加が見込まれる職業を産業別にみると、第三次産業全体では、他産業でも増加が見込まれる事務、管理、専門・技術に加え、サービス・運輸従事者等での増加が見込まれるが、第三次産業のなかの業種別では、つぎのごとくとなる（第120表）。

第 121 表 第三次産業の特徴

	労働力の構成				就業形態		労働移動				その他		
	年齢構成		高学歴者の割合	女子の割合	雇用の割合	短時間労働者の割合	若年入職者(25歳未満)		中高年者の労働移動率 中高年者(45歳以上)の労働移動率	従業者の市中割合	事業所規模の平均(従業員数)	実労働時間(月間)	
	若年者(25歳未満)	高年齢者(55歳以上)					男子	女子					
卸売業	○							○	△				
小売業		○	△	◎	△	○	○		△	◎	△		
金融・保険業	◎	△	○	○	○		○	△			○	△	
不動産業	△	◎	○			◎	△	○	◎	◎	△		
運輸・通信業		△	△	△	◎	△	△	△			○	◎	
電気・ガス・水道熱供給業		△		△	◎	△	◎	◎	○	△	◎	△	
サービス	○	○	◎	◎	△	○			○	○	△		
(資料出所)	*1				*2	*1	*3				*4	*5	

〔備考〕 1) ◎は割合（あるいは数）がとくに高い（大きい）もの
2) ○は割合（あるいは数）が高い（大きい）もの
3) △は割合（あるいは数）が低い（小さい）もの
4) *1は総理府統計局「就業構造基本調査」（昭和54年）
*2は総理府統計局「労働力調査」（昭和55年）
*3は労働省「雇用動向調査」（昭和54年）
*4は総理府統計局「事業所統計調査」（昭和53年）
*5は労働省「毎月勤労統計調査」（昭和54年）

また、労働力構成、就業形態、労働移動等については、第三次産業の内部で業種別につきのような特色をもち、多様であるとしている（第121表）。

雇用政策の展開方向については、結局、「就業の仕組みに応じた雇用対策の展開」を提案しているが、その要点は、第三次産業には、内部昇進型の就業形態のほか、専門キャリア型、独立フルタイム型、パートタイム型などが相対的に多く、つぎのような就業のしくみに着目した雇用政策の拡充をはかることが望ましい、としている。

①内部昇進型の就業に対する対策

終身雇用慣行は、雇用の安定に大きな役割を果たしてきており、今後六〇歳までの定年延長の一層の推進、さらに六五歳までの雇用延長の促進を図るとともに、職業生涯の節目節目において教育訓練を実施する必要がある。

②専門キャリア型の就業に対する対策

第三次産業には専門的な知識や技能・技術を必要とする職業が多いが、このような専門キャリアを生かしたタイプの就業については、職業の将来の展望、キャリア習得、独立の方途等について適切な情報を提供し、またキャリアの形成や充実に向け企業外の教育訓練機関の利用が可能となるような対策を推進する必要がある。

③その他のフルタイム就業に対する対策

上記イ、ロ以外で就業している者についても雇用管理の改善指導、情報提供や相談体制、教育訓練機会の確保を図る必要がある。

④パートタイム就業に対する対策

高年齢層や主婦にとってパートタイムは働きやすい就業の型であり、今後増加すると見込まれる。このため、パートタイム情報の収集、提供機能の強化、就業に関する相談体制の整備、適正な労働条件の維持を図るとともに、高年齢者や女子等の多様な就業ニーズに対応し、その能力の有効活用ができるような諸対策の検討を進めることが必要である。

第三次産業の労働力需給と就業形態については資料の蓄積が十分でないためか、雇用政策の展開方向については、就業実態に即した多様で柔軟な政策を、というにとどまっている。

【参考資料】 (1)労働省「第四次雇用対策基本計画」、(2)労働省職業安定局「昭和五七年度の雇用の見通しと職業安定行政の重点施策―年次雇用計画」、(3)同省同局編『職業安定広報』一九八一年各号、(4)同省同局『職業安定月報』、(5)同『雇用保険業務月報』、(6)関英夫『安定成長期の雇用政策』労働行政研究所、(7)森英良『職業訓練の現状と課題』、(8)日本銀行調査統計局『経済統計月報』一九八二年六月、(9)雇用政策調査研究会『労働力需給の長期展望』、(10)経済企画庁『国民所得統計』一九八一年、(11)労働省官房室『労政時報』各月、(12)労働省『昭和五六年度労働経済の分析』(労働白書)

III 賃金政策

概要□人事院の公務員給与勧告——人事院勧告／勧告制度の堅持と公務員制度の見直し／最低賃金制の運用状況——地域別最低賃金の改定／適用状況と水準／制度改革を求める答申

概

要

一、人事院の給与に関する勧告（八一年八月）は、五・二三％であった。七七年以来四年ぶりに五％を上回ることになったが、七六年からの低率の状況はいぜんとして変化はない。

一、人事院は勧告に際して、公務員給与制度改善の方向を示すとともに、勧告制度そのものの堅持を明らかにした。

一、地域別最低賃金は、全国平均で二九九四円となり、引上げ率は六・四七％であった。なお、中央最低賃金審議会は今回の答申とあわせて、現行産業別最賃の見直しをめざす答申を提示した。

1 人事院の公務員給与勧告

人事院勧告

人事院は、一九八一年八月七日、国家公務員の給与について、国会および内閣に報告をするとともに、あわせて、その改善について勧告をおこなった。

給与に関する報告によれば、給与法の適用をうける一般職の国家公務員は、昨年とほぼ同数の約五〇万人（このうち行政職俸給表（一）の適用者は約二九万人）であった。八一年四月現在における行政職関係の基準内賃金についてみれば（四月遡及改定分をふくめ）、一万一五二八円（五・二三％）民間が公務員を上回っている。また、扶養家族手当、住宅手当、通勤手当についても民間が上回っている。特別給については民間とほぼ均衡している。消費者物価指数は、四月現在で前年同月にたいし五・二％の上昇を示している。以上のような諸事情を勘案して、報告は、給与改定の必要があるとした。勧告のおもな内容は以下のとおりである。

①俸給表の改定について各俸給表の改定を提示しているが、それについての人事院の「説明」はつぎのとおりである。

行政職俸給表について、民間給与の傾向等に照らし、世帯形成時に対応する職員の給与の引上げを軸として中堅層職員の給与の改善に重点を置きつつ改定を行うとともに、他の職種職員の俸給表については、行政職俸給表との権衡を基本とし、民間給与の実態をも考慮した改定を行うことにより、全俸給表の全等級にわたる改定を行うこととした。

なお、指定職俸給表については、昭和五三年の据え置き以来、参考としている民間企業の役員給与との開きはますます拡大してきている（本年においては、各省庁事務次官等の場合、その開きは約二五％となっている。）が、この際は行政職と同程度の改定にとどめることもやむを得ないものと考えて措置した。

- (1) 初任給については、一般の事務・技術系の場合、その俸給を大学卒（上級乙試験）一〇万二、九〇〇円（現行九万七、〇〇〇円）、短大卒（中級試験）九万二、五〇〇円（現行八万七、二〇〇円）、高校卒（初級試験）八万五、九〇〇円（現行八万二、〇〇〇円）とした。
- (2) 職種別の改善に当たっては、大学、高等専門学校、助教授以下の教官及び試験研究機関の研究員について昨年に引き続き配慮した。

②諸手当については、扶養手当などの引上げについて以下のとおり勧告している（「説明」による）。

- (1) 民間の企業内における給与の地域差をみるため、昭和五三年に続いて本年も地域差関連手当の状況を調査したところ、東京、大阪等の大都市の場合、前回同様、おおむね一〇％程度の地域差があった。これらの実情を考慮し、調整手当について、給与の地域別配分の適正化を図るため、東京、大阪等の大都市に勤務する職員に対する支給割合を九％（現行八％）に改めることとした。また、指定官署（八％）の職員、医師等及び新東京国際空港地区に移転した官署等に勤務する職員の支給割合についても、これとの均衡上、同様の措置を講ずることとした。なお、支給地域とされている市町村の区域を昭和五六年四月一日現在のものに改めることとしている。

- (2) 扶養手当について、民間におけるこの種の手当の支給状況等を考慮して、支給月額を次のとおり引き上げることとした。

配偶者 一万二、〇〇〇円（現行一万二、〇〇〇円）
配偶者のいない職員の扶養親族のうち一人 八、〇〇〇円（現行七、五〇〇円）

なお、その他の扶養親族については現行のままとした。

- (3) 交通機関等利用者に対する通勤手当について、民間における支給状況及び職員の通勤の実情を考慮し、全額支給限度額を一万七、〇〇〇円（現行一万六、〇〇〇円）に引き上げることとした。これに伴い最高支給限度額は一万九、五〇〇円（現行一八、五〇〇円）となる。

右の改定については、交通機関等と自転車等を併用する者の場合も同様とした。

なお、自転車等の交通用具使用者に対する手当額は、民間においてこの種手当を改定した事業所の割合が少ない等の事情を考慮して、本年は改定しないこととした。

- (4) 借家・借間居住者に対する住居手当について、本年七月、公務員宿舍の使用料が平均一六・九％引き上げられたことを考慮して、一か月当たり九、〇〇〇円（現行七、〇〇〇円）を超える家賃、間代を支払っている職員に対して支給することに改めるとともに、支給月額については、民

第 122 表 人事院勧告の推移

項目 年次	民間主要企業 (労働省調査)		人事院勧告	
	額	率	額	率
1966	3,403円	10.6%	2,820円	6.9 %
67	4,371	12.5	3,520	7.9
68	5,296	13.6	3,973	8.0
69	6,865	15.8	5,660	10.2
70	9,166	18.5	8,022	12.67
71	9,727	16.9	8,578	11.74
72	10,138	15.3	8,907	10.68
73	15,159	20.1	14,493	15.39
74	28,981	32.9	31,144	29.64
75	15,279	13.1	15,177	10.85
76	11,596	8.8	11,014	6.94
77	12,536	8.8	12,005	6.92
78	9,218	5.9	7,269	3.84
79	9,959	6.0	7,373	3.70
80	11,953	6.87	9,621	4.61
81	14,158	7.73	11,528	5.23

第 123 表 官民較差と改善の内訳

項目	年 区分	1980年		1981年	
		額(円)	率(%)	額(円)	率(%)
官民較差	本較差	7,875	3.77	8,948	4.06
	積み残し	1,746	0.84	2,580	1.17
	計	9,621	4.61	11,528	5.23
俸給表改定		8,006	3.84	9,590	4.35
諸手当改善	扶養手当	932	0.45	511	0.23
	調整手当等	0		742	0.34
	住居手当	0		32	0.01
	通勤手当	92	0.04	88	0.04
	計	1,024	0.49	1,373	0.62
はね返り等		591	0.28	565	0.26
合 計		9,621	4.61	11,528	5.23

間における支給額の状況等を考慮して、家賃、間代と九、〇〇〇円(控除額)との差額が全額支給限度額(七、五〇〇円―据え置き)を超える場合の二分の一加算の限度額を六、五〇〇円(現行五、五〇〇円)に引き上げることとした。持家居住者に対する手当については、現行どおりとした。

以下このほか、医療職俸給表(一)にかかわる初任給調整手当について本項末尾掲載のとおり勧告している。

③期末・勤勉手当については民間とほぼ均衡がとれているので、年間四・九カ月の現行のままとした。

④この改定は、八一年四月一日から実施することとした。この勧告の特徴についてみると以下のとおりである。まず引き上げ額は、民間との較差を一万一五二八円埋めるものであり、率にし

て五・二三%の引き上げである。時系列的にみると第122表のとおり、七七年以来四年ぶりに五%を上回ることになった。また、昨年につづいて、引き上げ率が前年を上回る率になっている。しかし、本年の引き上げ率五・二三%という幅自体は、七六年以来の低い率であることに変わりはない。

官民較差の内訳は第123表に示すとおりであるが、較差は前年に比べて拡大している。なお、俸給表の改定に当たっては、世帯形成時に対応する職員(七等級五号俸付近)の給与の引き上げを軸とし、三〇歳合なかばの中堅層職員(五等級七号俸付近)の給与の引き上げを配慮し、五ノ七等級の職員に厚い改善がなされている(第124表)。

第124表
等級別改善率

等級	改善率
計	5.0%
1等級	4.8
2	4.8
3	4.9
4	4.9
5	5.0
6	5.3
7	5.3
8	4.9

〔備考〕 行政職俸
給表(一)による。

人事院勧告にたいして、公務員共闘は、六%要求にほど遠く、公務員労働者の苦しい生活実態を無視したもので、臨調答申の抑制措置に屈服したものであると批判の声明を発表した。全官公も、あまりにも低額であり、不満の念を禁じえないという声明をだした。

勧告制度の堅持と公務員制度の見直し

行政改革との関連で、公務員給与制度について各方面で論議がおこなわれているが、今回の勧告に際して、人事院は「報告」の

なかで勧告制度の堅持を明らかにした。また、昨年の「報告」のなかで抜本的検討を打ち出した公務員給与制度について、今年も再度、改善の方向を強調している。

【人事院勧告制度についての報告】

近時、公務員給与のあり方については、行政改革との関連において、様々な論議がなされているが、本院としては、既に広く認識されているように、公務員がひとしく勤労の対価によって生計を維持する者でありながら、一般の勤労者とは異なって労働基本権を制約され、自らの勤務条件の決定に直接参加できる立場にないことに十分な考慮が払われなければならないものと考えている。公務員については、労働基本権制約の代償措置として人事院勧告制度が存し、情勢適応の原則に基づいて民間の給与水準との均衡を図るためになされる本院の給与に関する勧告がほとんど唯一の給与改善の手段となっているのであって、人事院勧告を通じて公務員の給与を決定する現行の方式は、公務員給与を民間給与と均衡した適正な水準のものとするための確立された制度としてこれを維持することが、公務員をして

安定した労使関係の下、安んじて職務に専念させることとなり、公務の公正かつ能率的な運営に寄与するものであると考える。

【公務員制度の見直しについての報告】

昨年の報告で表明した長期的かつ安定的な人事行政諸施策の策定については、既に所要の調査研究に着手しているところであり、行政環境の変化、行政効率化の要請等をも踏まえて、給与制度をはじめ、採用、昇進等の任用制度、研修制度その他人事行政諸制度全般にわたる検討を精力的に進めていきたいと考えている。このうち、給与制度に関しては、職務給の原則及び成績主義の原則を踏まえ、適正な給与配分を確保するための給与体系の確立を目指すこととし、具体的には、基本的給与である俸給については、職務の分類を基礎とした俸給表の再編成、職務内容の多様化・高度化に対応した等級構成の整備、定年制度の実施をも考慮した号俸構成及び昇給制度のあり方等を、補完的給与である諸手当については、それぞれの機能を考慮した整備等を検討課題として採り上げていく所存である。

【人事院の給与勧告（八一年八月）】

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律を改正することを勧告する。

一、俸給表及び諸手当の改定

(一) 俸給表

現行の俸給表を別記のとおり改定すること。（別記略）

(二) 諸手当

1 初任給調整手当について

① 医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額
の限度を二〇万五、〇〇〇円とすること。

② 医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、
医学又は歯学の専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給
月額の限度を三万九、五〇〇円とすること。

2 扶養手当について（略、本文参照）

3 調整手当について（略、本文参照）

4 住居手当について（略、本文参照）

5 通勤手当について（略、本文参照）

6 筑波研究学園都市移転手当について

調整手当に関する措置との均衡上、支給割合の限度を一〇〇分の九とすること。なお、この手当は、当面、現行のまま存置するものとする。

二、一の改定は、昭和五十六年四月一日から実施すること。

なお、八一年八月七日の人事院の給与制度勧告にもとづいて第九六回国会（常会）に提出された「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（案）」は、同年二月二二日に成立した。勧告のうち、調整手当及び指定職俸給表の改定の実施時期が八二年四月一日とされたこと、俸給の特別調整額一種及び二種のいわゆる管理職員の俸給等につき八一年四月一日から八二年三月三十一日までの間額を据え置いたことが勧告と異なる措置であり、八一年度に支給する期末手当及び勤勉手当については改正前のベースを基礎とすること及び上記管理職員に対していわゆる逆転防止のための手当を支給することとしたことが新たに付け加えられた措置であるほかは、勧告どおりとされた。

2 最低賃金制の運用状況

地域別最低賃金の改定

最低賃金制運用の中心となっている地域別最低賃金については、一九七七年二月の中央最低賃金審議会の答申「今後の最低賃金制のあり方につい

て」にもとづき、中央で改定の目安を作成し、地方最低賃金審議会に提示することになっている。目安は、七八年は全会一致、七九年は公益・労働委員の賛成、使用者委員反対、八〇年は全会一致でまとめられてきた。本年度の目安は労使間の意見の隔りが大きく、目安に関する公益委員見解として示されたものである。

本年度の目安についての公益委員見解の内容は、大要つぎのとおりである。全国の都道府県Aを、B、C、Dの四つのランクに分け、Aランク日額一九一円、Bランク一八五円、Cランク一七五円、Dランク一六五円を引き上げるとするものである。引上げ率は各ランクそれぞれ六・四％になっている。この答申を参照して、地方での審議がおこなわれ、結局、第125表のように八一年度の金額がきめられた。

適用状況と水準

八一年三月末現在における最低賃金の適用状況は第126表のとおりである。産業別最低賃金のうち二件（石炭鉱業および金属工業等）は中央の審議会方式によるものである。その他は地方別に決定され、第127表、表側の一〇産業におけるものである。これらの最賃額は第127表のとおりで地域別最低賃金の平均は二九九四円である。引上げ率は六・四七％であった。

制度改革を求める答申

最低賃金制が一九五九年に発足し、各都道府県ごとにすべての労働者を対象とする産業別最低賃金によって全国、全産業に適用されることになり、その対象となる労働者は三五〇〇万人に達している。

しかしながら、地方最賃審議会では関係労使の意見が反映しにくいなど、種々の問題もでてきているとして、中央最低賃金審議会

第126表 決定方式別の最低賃金決定状況
(1981年3月末現在)

決定方式	決定件数
1. 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	件 389
(1) 地域別最低賃金	47
(2) 産業別最低賃金	342
2. 労働協約に基づく地域的最低賃金(法第11条)	5
合 計	394

〔備考〕 1) 労働省『最低賃金決定要覧』による。

第127表 地域別・産業別の最低賃金平均額

地域別および産業別	1980. 3. 31	1981. 3. 31
地域別最低賃金	2,812円	2,994円
産業別最低賃金		
地方決定の計	3,143	3,343
食 料 品	3,029	3,220
織 維	2,946	3,137
木材・木製品・家具・ 装備品	3,106	3,297
パルプ・紙・紙加工品	3,134	3,327
出版・印刷・同関連産業	3,230	3,430
窯 業・土 石 製 品	3,096	3,284
機 械・金 属 製 品 等	3,238	3,439
自 動 車 整 備	3,188	3,384
卸 売 業・小 売 業	3,124	3,331
そ の 他	3,168	3,344
中央決定(鉱 業)	4,650	5,000

〔備考〕 1) 労働省『最低賃金決定要覧』による。
2) 金額は適用労働者の加重平均による。
3) 適用労働者の算定は1978年事業所統計調査による。

第125表 1981年度地域別最低賃金決定状況

	日 額	発効月日
北海道	2,866	10月3日
北青岩宮秋	2,707	10月20日
森手城田	2,708	11月10日
	2,789	10月29日
	2,710	10月16日
山福茨栃群	2,716	11月8日
	2,748	10月24日
	2,919	10月20日
	2,914	9月30日
	2,915	12月4日
埼玉東京潟	3,063	10月24日
埼千東神奈	3,068	10月1日
	3,182	10月12日
	3,176	10月16日
	2,896	10月12日
富石福山長	2,924	10月4日
	2,931	10月1日
	2,901	10月1日
	2,936	10月9日
	2,931	10月4日
岐阜愛三滋	3,023	10月10日
	3,029	10月6日
	3,100	10月25日
	3,023	10月9日
	2,916	10月14日
京大兵奈和	(南部)3,129	10月16日
	(北部)2,964	
	3,182	9月30日
	3,050	9月30日
	2,868	11月2日
	2,930	10月10日
鳥島岡広山	2,761	10月2日
	2,749	10月14日
	2,867	11月15日
	2,878	11月12日
	2,860	10月26日
徳香愛高福	2,769	11月8日
	2,769	11月1日
	2,769	11月8日
	2,769	10月1日
	2,900	11月4日
佐長熊大宮	2,710	11月8日
	2,709	11月8日
	2,710	10月31日
	2,710	11月1日
	2,709	11月8日
鹿児島	2,709	11月13日
沖 縄	2,710	10月26日

は今回の答申とあわせて、現行産業別最賃の見直しなどをおりこんだ答申「最低賃金の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について」を提示した。その要旨はつぎのとおりである。

【最低賃金の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について(要旨)】
産業別最低賃金のあり方

(1) 基本的考え方

現行の大きくりの産業別最低賃金は、最低賃金の適用の効率的拡大を図るという役割を果たしてきたが、地域のすべての労働者に適用される最低賃金である地域別最低賃金が定着し、低賃金労働者の労働条件の向上に実効をもつようになってきた現在においては、現行産業別最低賃金のこうした経過措置的な役割・機能の見直しを行うことが必要である。

今後の産業別最低賃金は、最低賃金法第一条の規定に基づくもののほか、関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限って設定すべきものとする。この考え方に則り、今後、産業別最低賃金は、最低賃金法第一条の規定に基づくもののほか、次のいずれかの基準を満たす小くりの産業であって、同法第一六条の四の規定に基づき、関係労使の申出があったものに設定するものとする。

(イ) 同種の基幹的労働者の相当数について、最低賃金に関する労働協約が適用されている産業

(ロ) 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を設定する必要の認められる産業

(2) 現行の産業別最低賃金の改善

今後の産業別最低賃金は、上記(1)の考え方にに基づき設定することとするが、現行の産業別最低賃金については、それぞれの都道府県の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会は次のような運用を図るものとする。

①地域別最低賃金の対象とすることを適当と認めた業種及び業務については、当該産業別最低賃金は適用除外とすることができる。

②当該産業に従事する労働者のうち、一八歳未満及び六五歳以上の者については、当該産業別最低賃金の金額との関連において必要と認める

ときにこれを適用除外とすることができる。

(3) 現行の大きくり産業別最低賃金の廃止の時期及び方法の検討

現行の大きくり産業別最低賃金を廃止する時期及び方法については、上記(1)の考え方に基づく産業別最低賃金の設定状況及び(2)の改善の実績を勘案し、昭和六〇年度において決定するものとする。

【参考資料】(1)『人事院月報』、(2)『賃金実務』、(3)『賃金事情』、(4)『賃金と社会保障』

IV 社会保障

概要□行政改革と福祉見直し——行革特例法
成立／第二次臨調基本答申／医療制度の動向
——老人保健法案／衆議院で修正可決／参議
院での審議経過／公的年金制度の動向——国
民年金法等の一部を改正する法律案／共済年
金制度基本問題研究会報告／社会福祉の動向
——身障者福祉審答申／国際障害者年の推進
／ベビーホテル対策／生活扶助基準における
男女差の縮小

概

要

一、第二次臨調第一次答申を受け、行政改革を推進するための行
革特例法案が九五臨時国会の八二年二月二七日に成立した。厚生
省関係では、厚生年金保険等の国庫負担を、現在の二〇％から一五
％に減額すること、児童手当の所得制限を引き上げ、支給対象者を
減らすこと等を内容とする特例措置が含まれている。

一、第二次臨調は、八二年七月三〇日に、「基本答申」を、首相
に提出した。同答申は、社会保障関係費増大に対応するための制度
改革が緊急課題であるとして、年金制度の一元化、医療費適正化、
医療保険制度の合理化等について提言をおこなっている。

一、第九四通常国会に提出され継続審議となっていた老人保健法
案は、第九五臨時国会の十一月一三日に、衆議院本会議において、
支払方式の中医協審議、一部負担金の軽減など七項目からなる修正
を受け、可決された。同法案は、引き続き参議院で審議されること
となった。

一、厚生省は、二月一二日、第九六通常国会に、厚生年金等の年
金額に関する物価スライドの特例措置、実施時期の変更、福祉年金
の年金額の引上げなどを内容とする国民年金法等の改正法案を提出
した。同法案は、四月二〇日、原案どおり衆議院で可決され、引き

続き参議院で審議されることとなった。

一、共済年金制度基本問題研究会は、八二年七月一日、国鉄共済年金を救済するため国鉄、電電、専売の三公社年金と、国家公務員共済年金を八四年度に合併すべきであるとの意見をまとめ、蔵相に報告した。

一、身体障害者福祉審議会は、三月二十九日、現在の身障者対策について長期的展望に立った基本的見直しが必要であるとする「今後における身体障害者福祉を進めるための総合的方策」について意見をまとめ、厚相に答申した。

一、中央心身障害者対策協議会が、一月二二日提出した「国内長期行動計画のあり方」を踏まえ、国際障害者年推進本部は、三月二六日の閣議に、「障害者対策に関する長期計画」を諮り了承を得た。さらに、同本部内に設置されている障害者の生活保障問題検討委員会は、四月一六日、障害者の所得保障のあり方について報告書をまとめ本部長に提出した。

一、ベビーホテル対策を進めてきた厚生省は、八月二四日、延長保育特別対策の実施要綱をまとめ、都道府県知事、政令指定都市の市長あてに通知した。

一、中央社会福祉審議会の一、二、三日の意見具申を受け、生活扶助基準の男女差が八二年度から縮小されることとなった。

1 行政改革と福祉見直し

行革特例法成立 第二次臨時行政調査会の第一次答申を受けて、ゼロ・シーリングに伴う八二年度予算要求の経

費節減対策として、村山厚相は七月三十一日に、「次の臨時国会に厚生年金保険の国庫負担減額および児童手当の所得制限強化の改正案を提出する」ことを決めた（本年鑑一九八二年版五二一ページ参照）。そして、八月二八日付で、厚生年金の特例措置案を社会保険審議会および社会保障制度審議会に、児童手当の特例措置案を社会保障制度審議会にそれぞれ諮問した。この諮問にたいして、社会保険審議会は九月一七日、また、社会保障制度審議会は翌一八日、それぞれ答申書を村山厚相へ提出した。両審議会の答申は、厚生年金の特例措置案にたいして、国庫負担減額分を財政再建後に繰り入れること、および国庫負担率を変更しないことを前提に「やむを得ないものである」として了承している。また、社会保障制度審議会は同時に諮問されていた児童手当の特例措置案にたいして、「新しい工夫のあ」とが認められる」として了承するとともに、制度の再検討について早急に着手するよう求めた。

これらの特例措置案は、臨調答申に沿って三六本におよぶ現行法の改正項目を一本化した形式で、八二年度から八四年度までの財政

再建期間に限った時限立法である「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案」(行革特例法案)に一括され、九月二四日に第九五臨時国会に提出された。そして、一月二七日の参議院本会議において、行革特例法は成立した。成立した行革特例法のうち社会保障関係の内容はつぎのとおりである。

【行革特例法・社会保障に関する部分】

一、厚生年金保険事業等に係る国庫負担金の繰入れ等の特例

特例適用期間の各年度における厚生年金保険の保険給付および船員保険の年金たる保険給付等に係る国庫負担については、それぞれ現行の規定による国庫負担の四分の三を基準等として予算で定める額に減額して繰入れるものとする。ことおよびこれらの措置により各事業の財政の安定が損なわれることがないよう、特例適用期間経過後において国の財政状況を勘案しつつ、減額分に相当する額の繰入れその他の適切な措置を講ずるものとする。

二、児童手当の支給要件に係る特例等

(1) 八二年六月から八五年五月までの月分の児童手当に係る所得制限額は、老齢福祉年金の受給者本人に係る所得制限額を基準として政令で定めるものとする。こと(現行六人世帯で四五〇万円の所得制限額を三九一万円とする)。

(2) 八二年六月から八五年五月までの間、児童手当に係る所得制限により児童手当が支給されない被用者または公務員であつて、政令で定める一定の所得未滿のもの(三九一万円から五六〇万円未滿の被用者または公務員)に対し、第三子以降の児童一人につき月額五〇〇〇〇円の特例給付を行うものとし当該特例給付に要する費用のうち被用者に係るものについては、一般事業主から徴収する拠出金をもって充てるものとする。こと。

(3) 児童手当制度については、(1)および(2)の特例措置との関連をも考慮しつつ、その全般に関して速やかに検討が加えられたうえ、この特例措置の適用期限を目途として必要な措置が講ぜられるべきものとする。こと。

なお、この厚生年金の特例措置により年間約一九〇〇億円、児童手当の特例措置により約六〇億円の歳出削減の財政効果があるものとされている。

第二次臨調基本答申

第二次臨時行政調査会は八二年七月三〇日

「行政改革に関する第三次答申(基本答

申)」をまとめ、鈴木首相に提出した。

この答申は、五月に臨調に提出された第一から第四までの各部会報告を検討してまとめられたもので、八一年七月、八二年二月につづく第三次答申であるが、緊急提言を主内容とした前二回の答申とは異なり、国の機構、制度および政策の全般について見直しをおこない、中長期的な展望に立って行政のあるべき姿、今後の行政改革の基本的な方策を提示する「基本答申」として位置づけられている(答申の内容の全体については、本年鑑特集「臨調Ⅱ行政改革と労働組合」参照)。

答申は、社会保障について、とくに社会保障関係の費用増大への対応が重要であり、社会保障制度の改革は緊急の課題であるとの認識に立ち、年金制度と医療制度に関するつぎのような改革方策を提示している。

【基本答申・社会保障に関する部分】

一、年金制度の改革等高齢化社会への対応

(1) 高齢者雇用の推進

社会保障施策との連携を図り、民間企業の活力を生かし、総合的な高齢者雇用政策を確立し、積極的に推進する。

(2) 年金制度の改革

全国民を基礎とする統一的制度により、基礎的年金を公平に国民に保障することを目標とし、改革を進める。

① 公的年金の公平化を図り、被用者年金の統合を図る等により、段階的に統合する。当面、国鉄共済年金について類似共済制度との統合を図る。

② 将来の一元化を展望しながら、制度をまたがる併給調整等を進めるとともに、給付水準の適正化、支給開始年齢の引き上げと弾力化、保険料の引き上げ等により、制度運営の安定化を図る。被用者の無職の配偶者に対する年金の保障の問題を解決する。

(3) 年金行政の一元化

現在分立している年金行政組織を一元化する。まず年金に係る現業業務の処理を社会保険庁に一元化する。

(4) 改革の手順

(2)および(3)の改革を進めるには、政府は、年金問題担当大臣を定め、改革の内容、タイムスケジュール等について、早急に検討に着手し、昭和五八年度末までに成案を得て、速やかに実施に移す。

(5) 恩給制度

当面第一次答申の趣旨を尊重し、年金制度とのバランスをとるために必要な見直しを行う。

二、医療費適正化と医療保険制度の合理化等

(1) 医療費の適正化

一次答申の趣旨に沿った医療費適正化対策を一層推進し、医療費総額を抑制する。

(2) 医療保険制度の合理化

① 高額な医療は適切に保障する一方、軽費な医療には受益者負担を求める方向で制度的改善を図る。本人、家族間の格差の問題を含め給付の見直しを行う。

② 国民健康保険制度は、広域化等保険制度としての安定化を図る方向で改革を行う。また、国庫補助制度の改善合理化を検討する。

③ 日雇労働者健康保険制度等対象が限定された制度の在り方に早急に検討を加え、合理化を図る。

(3) 医療供給の合理化

① 公私医療機関の位置付けを明確にする等総合的かつ効率的な医療供給体制の整備を計画的に進める。国立医療機関は、高度先駆的医療や地域の

医療計画における中核的施設としての機能を明確化し、整理合理化を行う。

② 医療従事者について、将来の需給バランスを見直し、医師の過剰を招かないよう合理的な医師養成計画を樹立する。

この答申を受け鈴木首相は、「最大限尊重」を約束、政府も「答申の最大限尊重」との内閣声明を八月一〇日をめどに閣議で決定し、答申実行の手順についての「行政改革大綱」の作成作業にはいることとなった。

2 医療制度の動向

老人保健法案、衆議院で修正可決

老人保健法案は、さきの第九四通常国会の八年五月一五日に衆議院に提出され、同国会では一度も審議されることなく継続審議とされた(本年鑑一九八二年版五一四ページ参照)。同法案の九五臨時国会

における審議は、一〇月一五日の衆議院本会議の趣旨説明からはじまり、社会労働委員会の審議に移った。この中で、修正の話し合いが活発化し、自民党は、老人保健法案要綱に対する修正案を一月五日に提示した。この修正案は、野党、日本医師会、健康保険組合連合会の修正要求をかなり受け入れたもので、一一月一二日の社会労働委員会において、自民、公明、民社の三党共同提案というかた

ちで可決された。さらに、翌一三日の衆議院本会議でも可決され参議院に送付された。同修正案は、支払方式の中医協審議、一部負担金の軽減、保険者拠出金の按分率の法定化などの七項目からなっており、その要旨はつぎのとおりである。

【老人保健法案に対する修正要旨】

一、老人保健審議会は、厚生大臣の諮問に応じ、保険者の拠出金等に関する重要事項を調査審議するものとする。

二、医療の取扱い及び担当に関する基準並びに医療に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。

三、医療は、健康保険法及び国民健康保険法による保険医療機関等が取り扱うものとする。

四、医療の対象者に、六五歳以上七〇歳未満の者であって政令で定める程度の障害の状態にあるものを加えるものとする。

五、一部負担金について、つぎの修正を行うこと。

(1) 外来時一部負担金の額を五〇〇円から四〇〇円に改める。

(2) 入院時一部負担金を支払わなければならない期間を四カ月から二カ月に改める。

(3) 市町村長は、厚生省令で定めるところにより、特別の理由により一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金を減免することができるものとする。

六、老人の医療に要する費用の額と加入者の総数による保険者拠出金の按分率を二分の一と法定すること。

七、保険者拠出金に対する国庫補助率は健康保険法、国民健康保険法等に基づく療養の給付等に要する費用に対する国庫補助率と同率と法定すること。

八、その他所要の修正を行うこと。

なお、今回の修正による財政影響は、一般会計予算（八一年度ベース）で約一〇〇億円の支出増と予想されている。これは、一部負

担が原案より軽減されたことおよび六五歳以上のねたきり老人を新たに対象としたことによる支出増であり、これに連動して保険者負担も増えることになる。

参議院での審議経過

参議院では、一月二〇日の本会議で趣旨説明と質疑がおこなわれ、二四日に社会労働委員会では提案理由説明がおこなわれたが、審議日程の関係から二七日の参議院本会議で継続審議とされた。

第九六通常国会の四月六日から審議が開始されたが、延長国会をめぐる混乱で審議が中断され、国会再開後七月六日に約二カ月ぶりに審議が再開された。同法案については、参議院においても修正が予想されており、また、同法案が継続審議とされた法案で、再修正がなくても、参議院で採決後、衆議院でも採決されることとなっているため、老人保健法案の成立は八月に入るものと予想され、一〇月実施は困難な情勢となった。

3 公的年金制度の動向

国民年金法等の一部を改正する法律案

社会保険審議会は、一月二一日、厚生年金のスライドに関して、年金受給者の生活実態、これまでのスライドの実情および諸般の情勢を考慮し、消費者物価が五％を割った場合でも実施すべき

であるとの「厚生年金保険の年金額改定措置の実施に関する緊急意見」を森下厚相に提出した。

これを受けた厚生省は、①厚生年金、船員保険および拠出制国民年金の物価スライドの特例措置、②福祉年金の年金額の引上げ、③福祉年金の所得制限の引上げ、④福祉年金の公的年金との併給限度額の改定を内容とする「国民年金等の一部を改正する法律案要綱」を関係審議会に諮問した。これにたいして、一月一日に国民年金審議会が、一月二日に社会保険審議会が、さらに二月二日に社会保障制度審議会がそれぞれ了承との答申を提出した。

この答申を受けて厚生省は、二月一二日に「国民年金法等の一部を改正する法律案」を第九六通常国会に提出した。この改正法案の内容はつぎのとおりである。金額は月額、カッコ内は現行額をあらわす。

【国民年金法等の改正法案の内容】

一、拠出年金に関する事項

(1) 物価スライドの特例措置

①昭和五七年度において、昭和五六年度の消費者物価上昇率が五パーセントを超えない場合であっても、特例として年金額の物価スライドを行うこと。

②昭和五七年度における年金額の物価スライドの実施時期を、厚生年金保険および船員保険については昭和五七年一月から同年七月に、拠出制国民年金については昭和五八年一月から昭和五七年八月に、それぞれ繰り上げること（従来のスライド改定実施時期よりも一カ月遅れ）。

二、福祉年金に関する事項

(1) 老齢福祉年金

老齢福祉年金の額を二万五〇〇〇円（二万四〇〇〇円）に引き上げること。

(2) 障害福祉年金

障害福祉年金の額を一般障害者について三万七七〇〇円（三万六〇〇〇円）に、二級障害者について二万五〇〇〇円（二万四〇〇〇円）に、それぞれ引き上げること。

(3) 母子福祉年金および準母子福祉年金

母子福祉年金および準母子福祉年金の額を三万二七〇〇円（三万二〇〇〇円）に引き上げること。

三、児童扶養手当に関する事項

児童扶養手当の額を児童一人の場合三万二七〇〇円（三万二〇〇〇円）に、児童二人の場合三万七七〇〇円（三万六二〇〇円）に、それぞれ引き上げること。

四、特別児童扶養手当に関する事項

特別児童扶養手当の額を障害児一人につき二万五一〇〇円（二万四〇〇〇円）に、重度障害児一人につき三万七七〇〇円（三万六〇〇〇円）に、それぞれ引き上げること。

五、福祉手当に関する事項

福祉手当の額を一万五〇〇〇円（一万円）に引き上げること。

この改正案は、四月二〇日に原案どおり衆議院で可決され、参議院に送付された。しかしながら、参議院社会労働委員会では、老人保健法案の審議がなされており、この改正案の審議が開始されず、その成立が大幅に遅れる見通しとなった。このため、厚生年金および船員保険のスライド改定の七月実施は不可能となり、七月のスライド分は一一月支給の際に含めて支給される予定である。

共済年金制度基本

問題研究会報告

蔵相の私的諮問機関で、公務員や三公社職員
の共済年金の改革を検討していた共済年金制度基本問題研究会（本年鑑一九八一年版五二七ページ参照）は、七月一四日、三年後には支払い不能となる国鉄共済年金を救済するため、国鉄、電電、専売の三公社年金と国家公務

員年金とを八四年度に合併するのが望ましいとする意見をまとめ、渡辺蔵相に報告した。

この研究会が二年前に共済年金問題にとりくんだ背景には、①昭和六〇年度には国鉄共済年金の破綻が避けられず、他の共済年金も昭和八〇年ごろには同じ状況に追い込まれる、②民間の厚生年金の受給者に比べ、共済年金の受給者には制度的に有利な面が多く、官民格差が生じている、などの理由があった。

こうした現状を踏まえて同研究会は、各共済年金とも今世紀末前後に支払い困難の状況に陥ると予想されるが、給付水準が高すぎるからであると指摘し、保険料の段階的引き上げと給付水準の引下げが必要であるとする。そして、水準引き下げの具体策として、①年金水準は現職加入者の平均的可処分所得（税や年金、健康保険料など公的負担を差し引いた実質的な所得）と均衡のとれたものにする、②年金算定方式を、厚生年金と同様に、定額プラス給与比例の方式に一本化する、③厚生年金と同様、併給調整を実施し同一世帯や同一人が二つ以上の年金をもらえる場合、一つだけを支給するか、一方を減額するかする、④退職年金の支給開始年齢は、将来は六五歳程度とし、当面は六〇歳の実現を早める、⑤年金スライドの実施方法を再検討する、⑥通算退職年金制度を見直す、などを提言している。なお、報告は、国鉄共済年金についてはなんらかの緊急措置が必要であると指摘している。

また、同研究会での議論を通じて、つぎのような年金制度の一元化の方向が浮かび上がってきた。まず、三公社共済と国家公務員共済を合併させる一方で、一部が財政難に陥っている地方公務員共済（地方公務員、東京都職員、市町村職員など一六組合）について、

公立学校、警察、その他の一四組合の三つに整理する。さらに、共済年金水準をしだいに引き下げるなどによって官民格差を解消する。その上で、共済年金グループと厚生年金を合併させ、さらに国民年金をふくめた一元化を図るというものである。

報告を受けた大蔵省は、昭和五八年中に共済年金一本化のための法案を国会に提出し、五九年度から実施する方針である。

4 社会福祉の動向

身障者福祉審答申

七九年三月、当時の橋本厚相から諮問を受け「今後における身体障害者福祉を進めるための総合的方策」について審議をおこなっていた身体障害者福祉審議会は、八一年七月一七日に中間報告を村山厚相に提出した。中間報告の構成は、①身体障害者福祉の前提となるもの、②身体障害者福祉対策の基本的方向、③身体障害者の範囲、程度等級の問題、④身体障害者福祉対策改善のための方策、⑤その他関連施策について、からなっており、障害者の自立生活と社会参加を可能にするための条件整備に主眼をおいている。

さらに、同審議会は三月二九日、現在の身障者対策について長期的展望に立った基本的見直しが必要であるとの意見をまとめ、森下厚相に答申した。答申は、①身体障害者福祉の基本理念、②身体障

害者福祉対策の基本的方向、③身体障害者の範囲、程度等級の問題、④身体障害者福祉対策改善のための方策、⑤行政推進体制について、⑥その他関連施策等について、から構成されており、身体障害者対策の当面の課題および長期的な課題について提言をおこなう、さらに身体障害者福祉法の改正をふくむ基本的見直しについても意見具申をおこなっている。

この中で今後における身体障害者福祉対策の目的として、(イ)身体障害の可能な限りの軽減または除去、(ロ)自立生活のための必要な援助、(ハ)自立困難な身体障害者に対する必要な援助、(ニ)身体障害者の完全参加を実現するための必要な社会的諸条件の整備の四つをあげている。そして今後の課題として、(イ)リハビリテーション体制の確立、(ロ)自立生活実現のための住宅、就労、所得保障、保健医療および社会環境等にたいする施策の確立などの六項目をあげている。また、身体障害者の範囲、等級の問題に関して、現在の身体障害者の範囲のとらえ方の改善や、更正した者にたいして身障者手帳の交付を中止する有期認定方式の検討等合理的改善を行う必要があることを指摘している。

厚生省ではこの答申を受けて身体障害者福祉基本問題委員会で具体案を練り、八四年春の国会に、身障者福祉法改正案を提出する方針である。

国際障害者年の推進

中央心身障害者対策協議会は、二月二二日、今後一〇年間にわたる「国内長期行動計画のあり方」について意見をまとめ、鈴木首相に提出した。これは国連の採択した「国際障害者年行動計画」の要請にこたえるため、同協議会内に設置された国際障害者年特別委員会（本年鑑一九八二年版

五二二ページ参照）で検討されてきたものである。提言はまず障害者を、「二人の人間として社会の中に存在していることを正しく認識し、それに障害という困難を伴っているだけであると考えるべきである」とし、「一般市民が社会の構成員として市民権を有し、社会活動における主体的役割を果たしているのと同様に障害者も、一市民として社会の普通の構成員であり、当然に市民権が保障され、社会活動の主体になり得るのである」との理念に立つものである。その上で①保健医療のあり方、②教育・育成のあり方、③雇用・就業のあり方、④福祉・生活環境のあり方について具体的提言をおこなっている。

この提言の要旨を踏まえて、総理府に設置された国際障害者年推進本部（本年鑑一九八二年版五二二ページ参照）は、三月二六日の閣議に「障害者対策に関する長期計画」を諮り、了承を得た。同計画では、①障害者の社会への「完全参加と平等」などの啓発広報活動、②心身障害者の発生予防・先天異常の発生予防等の保健医療、③心身障害児に係る教育施策の充実等教育・育成、④障害者の雇用確保、職業リハビリテーションの推進など雇用・就業対策、⑤福祉サービス、生活環境改善等の各種施策の推進が必要であるとされている。なお、同計画の構成はつぎのとおりである。

【障害者対策に関する長期計画】

一、啓発広報活動Ⅱ(1)障害者の日。(2)障害者に対する広報手段。(3)行政機関等における啓発広報活動。

二、保健医療Ⅱ(1)心身障害の発生予防／①先天異常の発生予防、②周産期における障害の発生予防、③後天的障害の発生予防。(2)早期発見・早期療育／①早期発見、②早期療育。(3)医療及び研究／①医療、②研究。(4)専門従事者の養成確保／①医師対策、②理学療法士、作業療法士対策、③聴

能・言語療法士（仮称）対策、④医療関係パラメディカルの教育養成課程対策、⑤義肢装具適合士（仮称）対策、⑥医療社会事業従事者対策、⑦心理関係の専門職員対策、⑤補装具・福祉機器の開発等、⑥国際医療協力。

三、教育・育成Ⅱ（1）心身障害者に係る教育施策の充実／①特殊教育振興のための諸施策、②高等教育等の分野における障害者への配慮の強化、②心身障害児に係る育成施策の充実／①心身障害児の育成の基本的方向、②福祉施設における療育機能の強化、③在宅対策と施設対策の強化、③心身障害児に係る教育・育成施策の連携。

四、雇用・就業Ⅱ（1）雇用・就業対策の基本方針、②障害種別別対策、③精神薄弱者等の対策、④現状では直ちに一般雇用に就くことが困難な者に対する対策、⑤職業リハビリテーションの推進、⑥専門職員等の養成。

五、福祉・生活環境についてⅡ（1）福祉サービス／①生活安定のための施策、②在宅サービス等、③施設利用サービス、②生活環境改善／①住宅、公共建築物等の施設、②移動、交通対策、③情報、文化関係施策。

さらに、国際障害者年推進本部のなかに設置されている障害者の生活保障問題検討委員会は、四月一六日障害者の所得保障のあり方について報告書をまとめ、石野本部長に提出した。同報告は、当面最も要望の強い重度障害者に対する所得保障のあり方に重点を置いて検討されたものである。その対策案としては、①年金システムによる別建て方式の検討、②手当システムによる新制度（その一）（その二）（その三）の検討、③障害福祉年金について、拠出制障害年金との関係における改善案の検討、④介護手当等個別ニーズに着目した改善案の検討の六つを並記している。この報告書は、八四年に予定されている年金の大改正、心身障害者福祉法の見直しに係るもので、厚生省ではこの報告書をもとに、「障害者生活保障問題専門家会議」を発足させ、結論を得て、八四年の年金改正、心身障害者福祉法改正に反映させる方針である。

ベビーホテル対策

厚生省は、八一年六月一五日、全国都道府県、政令指定都市児童福祉主管課長会議において、三つのベビーホテル対策案を提示した（本年鑑一九八二年版五二一ページ参照）。その後厚生省は、八月二四日、延長保育特別対策の実施についての実施要綱をまとめ都道府県知事、政令指定都市の市長あてに通知した。それによると、特別対策を適用する保育所の要件は、①都市およびその周辺であって延長保育を要する児童の多い地域に所在するものであること、②開設時間は、午前七時頃から午後七時頃までであることとなり、対象児童は、市長村長がやむをえない事情のため通常の保育時間をこえて、午後七時頃までの保育を必要とするためと認めた児童となっている。

生活扶助基準における男女差の縮小

中央社会福祉審議会は、一月二三日、生活扶助基準における男女差の問題についての意見を厚生省に提出することを決定した。同意意見は、①一般社会の消費構造の変化により消費支出に占める食料費の割合は低下している、③食料費以外の支出において女性の伸びが大きい、③全体として男女の消費支出は接近してきており将来もその傾向が強まるものと推定される、という近年の男女の生活実態から、生活扶助基準の男女差は速やかにその実態に応じて是正される必要があると指摘している。

厚生省では、この意見を受けて五七年度から生活扶助基準（第一類）の男女差を四分の一程度縮小することとした。

【参考資料】（1）『週刊社会保障』、（2）『社会保険旬報』、（3）『健康保険』、（4）『社会保障年鑑』、（5）『保育情報』

V 経営者団体の労働政策

概要□日経連第三五回定期総会——労働問題
研究委員会報告——個別企業の労務管理対策
の動向／定年延長策／専門職制度の導入／女
子社員の活用・能力開発／パートタイマー対
策

概

要

一、日経連第三五回定期総会のあいさつのなかで、大槻会長は欧米主要国が緊縮政策を導入しており、その結果、わが国は本格的な国際競争にさらされる可能性が高くなっており、その点からすると今次賃上げは高目に過ぎたと批判し、また、安定成長軌道に乗せるために行財政改革を徹底すべきであると強調した。

一、日経連は、八二年一月、「先進国病に陥らせないために」との副題をつけた「労働問題研究委員会報告」をまとめた。報告は、個別企業の賃金交渉では支払能力が中心になるだろうが、マクロの見地に立って生産性基準原理を忘れてはならないと強調した。

一、個別企業の労務管理の動向では、早期退職制や昇給停止をおりこんだ定年延長や、専門職制度の導入、女子社員の能力開発、パートタイマー対策などが特徴的であった。

1 日経連第三五回定期総会

日経連は、一九八二年五月一二日に第三五回定期総会を開いた。総会は大槻文平会長のあいさつのあと、昭和五十六年度事業報告、五十七年度事業計画などを審議・承認した。

あいさつのなかで、大槻会長はつぎの諸点を強調した。第一に、八〇年代にいたって、欧米主要国では厳しい緊縮政策、徹底した賃金抑制政策を導入してきており、その結果、わが国としては本格的な国際競争にさらされる可能性が高くなっている。第二に、欧米主要国の動きやわが国経済成長の低率化、物価上昇率の鎮静化などからして、今次賃上げは高目に過ぎた。第三に、いっそうの経営効率化に努めなければならないが、とくに中小企業の支払能力は限界にきており、中小企業問題は今後真剣にとりくむべき問題である。第四に、日本経済を安定した成長軌道に乗せるために行財政改革を徹底すべきである。大槻日経連会長のあいさつは、大要つぎのとおりである。

【大槻会長のあいさつ（『日経連タイムス』一九八二年五月一三日）】

(1) 八〇年代にいたって、欧米主要国の中にも明らかに方向転換の動きが出て来た。即ち、イギリスのサッチャー政権、アメリカのレーガン政権は、厳しい緊縮政策を取り、徹底した賃金抑制政策を導入し、一部に福祉切り捨て、弱者置き去りといった非難を受けながらも、毅然として、働か

ざる者食うべからず、国民一人一人が自分の足で立て、という自助精神の鼓吹に邁進している。欧米の経済・社会政策が変化しはじめたという意味で、今日が歴史的な転換点にある。またそれは日本にとって、当分苦しい状況を強いることになる。つまり、相手国の国際競争力が弱いうちは、貿易摩擦という形で輸出を抑制されることとなり、貿易摩擦が緩和される時点では、あらためて本格的な国際競争にさらされるというめぐり合わせとなる可能性が極めて高い。今日でこそ、日本は「ジャパン・アズ・No.1」などという気になっていられるかもしれないが、もしアメリカが、適切に賃金コストを管理し、あの巨大な資源と技術力で本格的競争を挑んで来た場合、再びかつての経験の二の舞というケースは十分予想される。

(2) 一国の賃金決定は、その国の労使の行きがかりや力関係、政治的配慮などだけによって判断しうるものではない。いかに国内の当事者や第三者が納得してみたところで、国際的に見てコスト高をもたらすものであれば、賃金決定としては失敗だったということになる。欧米主要国では、従来への反省による著しい賃金抑制が行われて来ているという事実を考えた場合、また、同時にわが国の経済成長率が、最近著しく低率化して来ていること、並びに物価上昇率が三％台程度に鎮静していることなどを併せ考えた場合、六・九六％という今次賃上げは高目に過ぎた。来年以降の賃金決定においても、第一次オイルショック後と同様多少の期間はかけても、生産性基準原理に則った賃金決定、いいかえれば、日本経済との整合性を持ち、日本経済の健全強化をもたらす賃金決定にできるだけ早く近づこう努力していくべきである。

(3) 高目のものとなった本年の賃金決定は、必然的に、今後の日本経済に影響を持つて来る。心配されるのは、消費者物価と企業収益の動向である。一層の経営効率化に努められ、賃上げを製品価格に転嫁することなしに利益の落ち込みを最小限に食い止められるよう努力していただきたい。さらに留意すべき点は、昨年来、中小企業の賃上げ率が大企業に比し相当に低くなっている点である。規模間賃金格差は縮小していたが、昨年からの傾向は逆転しており、これは、中小企業における支払能力がすでに限度に來ていることの証左である。最低賃金の無理な引上げや、定年延長、

時間短縮の行政指導などは、往々、中小企業の経営そのものにコスト圧迫をもたらすことによって、逆に中小企業従業員、とくに中高年齢労働者の収入や雇用の安定を阻害する可能性を持つことに、労使、行政当局共に十分注意して対処すべきである。こうした主張に対し、経営者ももっと賃上げを認めれば需要も増え、景気も回復して経済も成長するという反論もあるが、実はこうした発想は欧米の経済運営の失敗の中で、すでに否定し去られている。今日の日本経済の成長低下のより大きな原因は、政府の基本的な政策の失敗にある。

(4) 日本経済を再び低いながらも安定した成長軌道に乗せるためには、政府の保護介入など、民間の自己責任による自由な経済活動を阻害する要因を徹底して排除していくことが必須である。高度成長時代に膨張したまま、何等の措置をとられていない3Kを始め、政府関係諸機関については、合理化を徹底すべきであり、行革が国民の強い支援を受けている今こそ、わが国将来のために、これを果さなければならぬ。臨調並びに政府・国会の真剣な対処を切望して止まない。

2 労働問題研究委員会報告

日経連は、一九八二年一月一日、「労働問題研究委員会」（議長・大槻文平日経連会長）がまとめた報告を発表した。労働問題研究委員会報告は、「先進国病に陥らないために」という副題のもとに、第一章「世界経済と日本」、第二章「行政改革問題」、第三章「労使関係における三つの問題」、第四章「むすび——先進国病に陥らないために」の四章からなっている。以下各章ごとに、報告のお

もな内容と特徴を紹介する。

序文では、まず冒頭で「日本経済が昭和四十八年秋以降、再度にわたる石油危機に比較的無難に対処しえた最大の要因は、民間企業が自由経済の原則を踏みはずすことなく、労使の理解と信頼、それにもとづく協調の精神の上に行動したことであった」とのべ、昨年につづいて、民間企業の労使関係にたいする信頼を表明している。そして、「民間有力労働組合」の「賃金問題を経済の枠組みの中でとらえようとする態度に敬意を表するものである」とのべている。

第一章「世界経済と日本」の(一)「注目される日本経済の実績」のところでは、日本経済の「良好な経済実績」と民間企業労使関係について分析をくわえている。まず「日本経済が世界の注視をあびるにいたった大きな原因」は、「石油危機に正面から取り組み適切な対処をしたこと」であり、しかも、それは、「民間企業自らの合理化努力に主たる要因があった」としている。そして、民間企業の努力の成果として三つの点をあげている。第一は、「生産性上昇と企業の支払能力を配慮したモデルートな賃上げ」である。昭和四九年の賃上げがそのまま推移すれば日本経済はどうなるかと憂慮したが、五〇年の調整過程を経て、昭和五一年以降は一ケタ台の賃上げに終始したとのべている。第二に、「省エネルギーへの努力」をあげ、第三に、「民間企業が行なった経営の合理化」をあげている。つづいて、「民間企業における労使のこのような賢明な態度の背景」として三点を指摘している。第一に、「企業別組合であること」をあげ、「わが国の労働組合幹部は、自社の好不況を肌で感じ、経営者側と共通の認識をもつことができ、そのことが運命共同体意識、労使の信頼関係の基盤を形成している」と評価している。第二

に、「階級意識が稀薄であること」をあげ、その原因として、「今日、わが国企業の重役中、六人弱に一人はかつて労働組合執行委員を経験しているのであり、そのことは階級が固定していないこと、したがって労働者階級と資本家階級の対立意識も稀薄であることを示している」としている。第三に、「当該企業生え抜きの専門経営者によって企業経営が行なわれていること」をあげている。そして、「経営者と従業員の実質手取賃金の格差も戦前に比し著しく縮小しており、経営者の目標は自己の所得の増加よりも企業の成長発展にある」とのべている。

以上のように、日本経済が「良好」である原因についてのべながらも、「わが国経済が二回にわたる石油危機の後遺症から完全に立ち直っていないだけでなく、今後の対応いかんによっては、その困難をなかなか払拭できない状態にあること」を直視すべきだとしている。その困難は、「一つは、石油多消費型の素材産業の構造的不況の問題」であり、「もう一つは、財政の大幅赤字と、国債残高の累増の問題」だとし、「これら二つの問題が解決できたときはじめて、石油危機を本当に乗り切ったといえる」とのべている。

第一章の(一)「当面する日本経済の問題点」では、「貿易摩擦」と「内需不振」について言及している。「貿易摩擦」の問題については、「貿易立国のわが国にとって、世界各国が保護貿易の方向に走ることとは、何としても避けなければならない」とし、そのためには「特定地域への集中豪雨的输出を避けるなどの配慮に加え、今日まで過保護に甘んじている産業には若干の痛手となるかもしれないが、積極的な市場の開放、率先した輸入自由化などできるだけの努力をし、貿易摩擦の回避に努めなければならない」とのべ、「この

ことは、今日の日本の最大課題である」と断じている。「内需不振」では、その原因として原油の価格高騰を強調し、なお相当の年月「国民全体で困難をわかち合わなければならない」としつつ、「内需促進のために可処分所得をふやす方策は、所得減税、とくに課税最低限の引き上げであろう」としている。

第二章「行政改革問題」では、公務員は「自分たちの月給は自分たちで稼ぎ出さなくても、国民が税金として納めてくれるという『親方日の丸』の考え方に陥りがちである。ここに民と官との考え方に根本的な差がある」とし、そこから、公務部門にあっては「スクラップ化の方は全然考えない」と批判している。そして、「行政改革の目的は何か、それは、先進国病の予防なのである」とのべ、内閣総理大臣の決意に大きな期待を表明している。

第三章「労使関係における三つの問題」では、賃金、労働時間、労働力の高齢化をとりあげている。(一)「賃金」では三点にわたって言及しており、まずはじめは、農畜産物価格の問題である。前年にひきつづいて、「わが国の賃金水準は世界のトップグループに属する」と評価しているが、このことが「実感として容易に理解されない」としている。その理由として、「農畜産物価格が国際的に異常に高いこと、土地の値上がりが依然として続いていること、流通機構が外国に比し複雑すぎることで、円高によるコスト低下を十分反映していないこと」などをあげている。

とくに、そのなかで農業のあり方について「農畜産物価格が異常に高いのは、わが国農政が生産者保護に傾き過ぎ、消費者保護の視点を欠落させていたこと、国際競争に耐えうる『産業としての農業』育成に努力が不足していたことに起因」としているとし、農業政

策が「専業農家よりも数の多い兼業農家の動向に多くの関心を払いすぎてきた」と批判している。

二点目は、生産性基準原理についてである。まず物価スライドによる賃金決定を批判し、生産性基準原理による賃金決定をあらためて強調している。そして、「この原理は、国全体の平均賃金上昇率を国民経済の実質生産性上昇率の範囲内にする場合、ホームメイド・インフレ率はほぼゼロに近づくとの論理に立つ」とし、「現実」に労働組合との間に賃金の交渉をする個別企業にあっては、その企業の支払能力が中心となるであろうが、マクロの見地に立って生産性を基準としたことの原理を忘れてはならない」と訴えている。

三点目は、公務員賃金の問題である。ここでは、「賃金のみを民間に準拠し、仕事の仕方や能率の面において準拠しないのはおかしい」という批判と、人事院、総理府、大蔵省、行政管理庁の四つの省庁における「人事管理の機能を統合し、一元的人事管理に踏み切ること」という要望を提出している。

(二)「労働時間」では、まず、前年の「報告」と同様に、「日本人は兎小屋に住む働き中毒」というECの秘密文書の文言をとりあげているが、今年は、「二国の労働時間の長さは、その国の気象・社会・文化・経済および国民性等の背景によって、それぞれ異なることを知っていれば、正面からそのような批判をなしうるのではない」と強く反発している。また、所定労働時間は諸外国と大差はないが、実労働時間が長いとして、その理由を前年とほぼ同じつぎの五点をあげている。①終身雇用の慣行、②年次有給休暇を権利として留保しておく傾向、③欠勤率が低いこと、④ストによる労働損失日数が少ないこと、⑤欧米にはマルチプル・ジョブ・ホルダーが

存在すること、という理由である。

ついで、「労働省は、昭和六十年までに年間実労働時間を二、〇〇〇時間以下にするという目標の下に行政指導を行なうて」いると述べたあと、「労働省はいたずらな行政介入は避け、行政を徹底し、労働基準法範囲内のことについては、労使の自主性を十分に尊重すべきである。とくに、生産性の低い中小企業に対しては慎重に対処すべきである」と労働行政を強く批判している。

(三)「労働力の高齢化」では、高齢化社会の当面する問題として三つを指摘している。第一は「定年の延長」であり、ここでは、「定年を延長された中高年齢者自身が、常に自らの頭脳と肉体を鍛え」ることと、「企業においても中高年齢に対する再訓練の努力」が必要であることを強調している。第二は「年功制度の是正」である。年功制のメリットは否定できないとしたあと、「今日必要なことは、一定年齢までは年功制を生かし、そのメリットを活用しながら、それ以降の年代については大幅に能力主義を導入し、中高年齢層を雇用しやすくすることである」とのべている。さらにつづけて、「幸いにこのことは、定年延長を要求する労働組合側も十分理解しているところ」であると、労働組合側の理解にもふれている。第三は「年金財政問題」である。「まず自助努力、その補完としての社会保障という考え方は、今後の高齢化社会の到来を考えると、より浸透をはからなければならない考え方であろう」と自助努力の精神を奨励している。また、厚生年金財政については、現在では「一〇〇％資金運用部資金に投入されている」厚生年金積立金を「有利に運用することによって、破局の到来を延引すること」を提唱している。

第四章「むすび——先進国病に陥らないために」では、(一)「経済のバイタリティー(活力)」と発想の転換」と、(二)「教育問題の重要性」の二つについて論及している。(一)では、「一九七〇年代に入つて、主要先進国は軒並み先進国病に冒され、インフレ、低成長、失業の共存というスタグフレーションの中で呻吟することになったが、八〇年代に入り事態にようやく変化がみえはじめた」とのべ、イギリスのサッチャー政権とアメリカのレーガン大統領が「従来の福祉バラマキ、需要先行の経済政策を大きく変えようと企てている」として、両政権の政策にたいする関心を明らかにしている。つづいて、「わが国においても、一生懸命に働くよりは、中央・地方の政府の福祉政策にオンブした方がよいといった、国民の健全な精神を阻害するような精神が一部に伝えられているのであるが、憂慮にたえない。われわれは、今日において欧米の失敗を他山の石とし、国民の一人ひとりができうるかぎり、自らの足によって立ち、先進国病の仲間入りをしないよう心がけなければならない」と強調している。

(二)では、教育の中身について不満を表明している。つまり、「わが国の歴史を正確に伝え、今後わが国の進むべき針路に眼を開かせ」る点では、教科書問題、校内暴力問題など満足といいかねるとのべ、さらに、「自立心の乏しい若者たちが多く育ちつつある。強い個人を育てるのは主として家庭教育の問題であろうが、社会全体として軽視することができない」としている。

3 個別企業の労務管理対策の動向

日本経済の安定成長のもとで、労働力人口の高齢化、女子労働力の急増などの状況に対応するために、さまざまな労務管理の技法がとり入れられている。定年延長プランや専門職制度の拡大、女子労働力の活用、パートタイマー対策などが目立った傾向であった。以下その概要を示そう。

定年延長策

早期退職制や昇給停止をおりこんだ定年延長が今年もあいつだ。旭硝子は「六〇歳定年制下にふさわしい労働システム」をつくりあげた。同システムの特色は、上司と社員とのあいだでおこなわれるインタビュー制度であり、四五歳、五〇歳、五五歳の節目節目の時点で上司が本人の意見を聞きながら今後の就業についてのアドバイスや指導をおこなうという点である。同社の定年延長は五五歳以降も従来と同じ職務に勤務できることを前提にしているが、昇給は五五歳でストップする。

小野田セメントは六〇歳定年制導入を決めたが、新制度では選択定年制(早期退職者援助措置)と「ライフプラン」システムが目につく。選択定年制は、四五歳以上の早期退職者に所定退職金に加えて、早期退職加算金(残勤務年数一年当たり三〇万円)を支給するとともに、最高九〇日の転進準備休暇を与えるというものである。

「ライフプラン」システムでは、四〇歳以上の社員を対象としてカウンセリングをおこない、将来設計をアドバイスする、または、中高年者の能力再開発のためにリフレッシュ研修「四〇歳教育」を実施する、などがおもな柱である。長崎屋でも、従業員が転職あるいは独立自営などの早期の退職を希望する場合に、退職金の割増や関連会社の斡旋などを支援する「ライフ・チャレンジ制度」を発足させた。

専門職制度の導入

高齢化社会にともなうポスト不足への対応や組織の活性化のために専門職制度を導入する企業が増えてきている。西友ストアは「スタープラン」と呼ばれる専門職制度の導入を決めた。この制度は、職種やランクを問わず全社員を対象としているのが特徴であり、社員は、バイイング職掌、セールスエキスパート職掌、ストアマネジメント職掌など七つに分類される専門職に分けられる。各専門職には、それぞれ八階級からなるランクが設置されており、専門知識の度合いに応じて上位に昇進するシステムになっている。

東レも八二年から専門職制度をスタートさせた。特色は専門職審査委員会を設置し、その評価により専門職として任用し、処遇面でも管理職と同じかたちがとられることである。また専門職のほかに専任職も同時に新設される。専門職はデザイナーや法務など個々の技術、能力を有するスペシャリストとして対外的にも評価されるものだが、専任職は、製糸、調査、経理などの部門で経験を生かして活躍してもらう対内的なものとしている。

ブリヂストンタイヤでは従来の管理職・専門職を一つに吸収して「基幹職」という資格制度を導入し、また住友電気工業では五五歳

以上をすべて「専任職」にするなど、人事制度の改変が増えてきている。

女子社員の活用・能力開発

女子社員の活用・能力開発策が今年も各社でとり入れられた。大丸では「女子従業員復職制度」を発足させた。同制度は、結婚、出産などのために同社を退職した女子従業員が再び就職を希望する際には、優先的に再雇用しようというものである。退職前の経験を再雇用によって生かすとともに、在職中の女子従業員にたいしても、安心感を持たせ、モラル・アップにもつなげるねらいである。この種の試みは、すでに西武百貨店、三井銀行などで実施されているが、その対象が女子正社員のほか、嘱託、パートタイマーもふくめた制度となっているところに特徴がある。トヨーサッシでは、販売・営業部門における女子社員の能力開発と仕事の標準化をはかるため「マイトスク運動」をおこなっている。これは、営業店の女子社員が対象で、担当業務の細部について、種別、手順、改善案をノートに書き出し、マニュアル化する。そして、ノート作成過程および完成後の活用によって女子社員の仕事へのとりくみを改善し、戦力として活用しようとするものであり、研修会や発表会もおこなっている。また、大手のソフトウェア会社は、最近あいっいで「在宅勤務制度」を導入している。日立ソフトウェアでは、退職した女性プログラマーを対象にそれぞれの家庭に端末機を設置して在宅勤務を始めることになった。日本能率コンサルタントでは「自宅社員制度」と呼ばれているもので、女性タイピストが対象となっている。

パートタイマー対策

パートタイマーの対策が進められたのも特徴であった。小田急百貨店は、定時社員

（短時間勤務社員）の昇格制度を発足させた。新制度は「特定定時社員制度」と呼ばれ、熟練定時社員の待遇を引き上げ、士気を高めるのがねらいである。昇格の基準は能力ありと会社が認めた者で、五七歳未満で勤務年数が七年以上の者となっている。ダイエーでも「定時社員制度」と呼ばれるパートタイマーの昇格制度を導入している。一定の資格要件を満たす準社員のなかから筆記試験と面接試験をへて選抜される。昇格者は時給の一律アップとなる。会社側は、これら定時社員の本来業務での能力発揮とともに、準社員の指導面でも期待している。

【参考資料】 (1)日経連『日経連タイムス』、(2)日経連『経営者』、(3)日本生産性本部『日本生産性新聞』、(4)その他経営者団体発行の資料

VI 労働判例の動向

概要□最高裁判所判例——大成観光（ホテル・オークラ）事件／三菱重工長崎造船所事件／高松地方簡易保険局事件／その他／下級審重要判例——日産自動車事件／福岡県教委事件／その他

概

要

一、全体として労働関係の判決・決定件数は増加の傾向にあるが（とくに労災関係の増加が著しい）、他面、集团的労使関係のうち、争議行為に関するものは著しく減少している。官公労関係も争議権剥奪の違憲性をめぐる係争について最高裁判決が出つくしたせい、判決数は少ない。

一、最高裁判決では、「リボン闘争」に関する大成観光事件、およびストライキと賃金カットに関する最高裁として二回目の判決である三菱重工事件が裁判所のきびしい見解を示したものととして注目される。

一、下級審の判例については、重要な判例が相当数出ている。それらのうち、本年鑑は、二組合併存下で一方の組合にたいする組合事務所貸与拒否の不当労働行為性が争われた日産自動車事件の最高裁判決、スト参加労働者にたいし内申抜きに処分をしたことの当否が争われた福岡県教委事件を紹介する。

1 最高裁判所判例

最高裁判所判決一覧

この期間に言い渡しのであった労働関係最高裁判例（決定）として以下のものがある。

- ① 福島県飯坂郵便局事件（二小判昭五六・七・一七）、② 三菱重工長崎造船所事件（二小判昭五六・九・一八労働三七〇）、③ 地公災基金東京都支部長事件（一小判昭五六・九・二四）、④ 北筑前福祉事務所事件（二小決昭五六・一〇・一二）、⑤ 高松地方簡易保険局事件（一小判昭五六・一〇・二二労働三七三）、⑥ 福岡県職員事件（一小判昭五六・一〇・二二）、⑦ 勤労鹿児島機関区事件（一小判昭五六・一〇・二九労働三七七）、⑧ 国鉄岩国基地撤去闘争事件（二小判昭五六・一二・一八）、⑨ 電電公社此花局事件（一小判昭五七・三・一八労働三八一）、⑩ 全電通東北地本事件（二小決昭五七・三・一八）、⑪ 国労損害賠償請求事件（二小判昭五七・三・一九）、⑫ 林野税務署事件（一小判昭五七・四・一）、⑬ 大成観光事件（三小判昭五七・四・一三労働三八三）、⑭ 都建設局事件（一小判昭五七・五・二七）。

右のうち、注目すべき判決としてリボン闘争に関する大成観光事件、ストライキの賃金カットに関する三菱重工長崎造船所事件、および公務員の総選挙における応援行動に関する高松地方簡易保険局

事件の三つをとりあげ、若干の解説を付して判旨を掲げる。

主要判決

〔大成観光Ⅱホテル・オークラ事件〕 ホテル・オークラ労働組合は、昭和四五年九月賃上げ要求で団交を重ねたが妥結に至らなかったため、一〇月三日会社に通告のうえ、同六日午前九時から八日午前八時まで要求貫徹と書かれたリボンを着用する「リボン」闘争を実施した。会社は就業規則に基づき組合三役にたいし、平均賃金半日分を減給する懲戒処分をおこなった。これにたいし組合は右処分撤回を求めて交渉したが、決裂。同月二八日午前七時から三〇日午後一二時までふたたびリボン闘争を実施した。会社は十一月一九日組合三役に譴責処分をおこなった。組合は、右懲戒処分につき不当労働行為の救済申立てをしたところ、東京地労委は、本件リボン闘争は正当な争議行為であるとして、右処分の取消しを命ずる救済命令を発した。

しかし、右命令の取消しを求める行政訴訟において一審の東京地裁は、ホテル側の主張を認め、処分を正当として救済命令を取り消した。その理由は、①勤務時間中にリボン闘争をおこなうのは、労働者の義務に反し、組合活動としても許されない。②リボン闘争にたいし使用者は賃金カットなど対抗手段がとれず、争議行為としても認められない。③リボン闘争はホテルの品格信望を落とすなどの損害を与える、というのにあつた。二審の東京高裁もこれを支持して控訴を棄却した。

リボン等を装着して就労するいわゆる「リボン闘争」が「組合活動」にあたるか、それとも「争議行為」と評価されるかどうかについては学説・判例の分かれるところであつた。最高裁は、昭和五二年の目黒電報電話局事件において職員のプレート着用就労にたいす

る当局の懲戒処分を是とする判決を下していたが、同事件は「政治活動」としておこなわれたものであったから、本件の先例とはみられず、最高裁が私企業のリボン闘争についてどのような判断をするかが注目されていた。

上告審の最高裁判決は、原審判決を結論として正当とし、全員一致の決定で上告を棄却した。判決理由は左のようにきわめて簡単であり、論旨必ずしも明快といえない。ただし伊藤裁判官が結論において変わりはないが、かなり詳細な補足意見をのべた。

【判決理由】

本件リボン闘争について原審の認定した事実の要旨は、参加人組合は、昭和四五年一〇月六日午前九時から同月八日午前七時までの間及び同月二八日午前七時から同月三〇日午後一二時までの間の二回にわたり、被上告会社の経営するホテルオークラ内において、就業時間中に組合員たる従業員が各自「要求貫徹」又はこれに添えて「ホテル労連」と記入した本件リボンを着用するというリボン闘争を実施し、各回とも当日就業した従業員の一部の者（九五〇ないし九八九名中二二八ないし二七六名）がこれに参加して本件リボンを着用したが、右の本件リボン闘争は、主として、結成後三か月の参加組合の内部における組合員間の連帯感ないし仲間意識の昂揚、団結強化への士気の鼓舞という効果を重視し、同組合自身の体造りをすることを目的として実施されたものであるというのである。

そうすると、原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、本件リボン闘争は就業時間中に行われた組合活動であって参加人組合の正当な行為にあたらないとした原審の判断は、結論において正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、右違法のあることを前提とする所論違憲の主張は、失当である。論旨は、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官伊藤正己の補足意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

【裁判官伊藤正己の補足意見】

上告理由第一点の所論は、要するに、本件リボン闘争は参加人組合の正当な争議行為にあたるものであるし、更に、それが争議行為にあたらないとしても、労働組合の正当な組合活動の範囲内に属するものであって、いずれにしても、被上告人がそれを理由に就業規則に基づいて本件各懲戒処分をしたことは不当労働行為にあたる、と主張するものである。これに対して、法廷意見は、本件リボン闘争は就業時間中の組合活動であって、参加人組合の正当な行為にあたらないと判示している。私もまたそれに同調するが、この判断は、労働組合の団体行動の正当性について重要な論点を提起するものであるから、いささか私見を補足しておきたい。

一 労働組合の争議行為とは何かを明確に定義づけることは困難であり、恐らくは、労働組合の団体行動が争議行為にあたるとすることによってどのような法的効果を生ずるかに応じて多少とも異なる意味をもつものとして理解されるべきものと思われるが、一般的にいえば、労働組合が、その主張の示威又は貫徹のためにその団体の意思によって労務を停止すること（怠業や残業拒否のように不完全な停止を含む）が争議行為に該当すると解される。この立場にたっても、たとえば労働組合法による民事免責等に関して、このような争議行為に随伴してされる行為（ピケ行為等）も争議行為のうちに含ましめることはありうるが、このような随伴的行為はそれ自体として争議行為とはならない。そう考えると、業務の性質によっては、リボン闘争自体が労務の停止に等しいと考えられる場合がありえないものではないから、一切のリボン闘争が争議行為にあたらないとするとはできないとしても、一般的には、リボン闘争は、類型として争議行為にあたらないというべきである。原審の適法に確定した事実によれば、本件リボン闘争は、法廷意見の示すような態様で行われたのであるから、これを争議行為としてとらえることは相当ではない。したがって、争議行為に就業規則が適用されるかどうか、また具体的な本件リボン闘争が争議行為として正当性をもつかどうかを判断する必要はないと考えられる。

二 それでは、本件リボン闘争を労働組合の組合活動としてとらえるときに、その正当性を認めることができるか。いわゆるリボン闘争は、労務を停止することなく、就業時間中に労働組合員である労働者が組合の決定に基づき一定のリボンを着用する形態をとるものであるから、ここでは、

就業時間中にこのような組合活動が許されるかどうかが問題となる。

一般に、就業時間中の組合活動は、使用者の明示又は黙示の承諾があるか又は労使の慣行上許されている場合のほかは認められないとされているが、これは、労働者の負う職務専念義務、すなわち労働契約により労働者は就業時間中その活動力をもっぱら職務の遂行に集中すべき義務を負うことに基づくものとされている。もしこの義務を厳格に解し、およそ就業時間内においては、職務の遂行に直接関連のない活動が許されないとすれば、当然に、組合活動を行うことは認められず、リボン闘争は違法と判断されることとなる。当裁判所は、政治的内容をもつ文言を記載したプレートの着用行為につき、すべての注意力を職務遂行のために用い職務にのみ従事すべき義務に違反し、職務に専念すべき職場の規律秩序を乱すものであると判断している（昭和四七年（ホ）第七七七号同五二年一月一三日第三小法廷判決・民集三一巻七号九七四頁）。この判旨は、職務専念義務について、就業時間中には一切の肉体的精神的な活動力を職務にのみ用いるべきであるという厳格な立場をとったものとみられるが、このプレート着用が組合の活動でなかったこと、プレートに記載された文言が政治的な内容のものであつて、その着用が政治活動にあたること、それが法律によって職務専念義務の規定されている公共部門の職場における活動であつたことにおいて、本件とは事案を異にするといつてよい。

労働者の職務専念義務を厳しく考えて、労働者は、肉体的であると精神的であるを問わず、すべての活動力を職務に集中し、就業時間中職務以外のことに一切注意力を向けてはならないとすれば、労働者は、少なくとも就業時間中は使用者にいわば全人格的に従属することとなる。私は、職務専念義務といわれるのも、労働者が労働契約に基づきその職務を誠実に履行しなければならぬという義務であつて、この義務と何ら支障なく両立し、使用者の業務を具体的に阻害することのない行動は、必ずしも職務専念義務に違背するものではないと解する。そして職務専念義務に違背する行動にあたるかどうかは、使用者の業務や労働者の職務の性質・内容、当該行動の態様など諸般の事情を勘案して判断されることになる。このように解するとしても、就業時間中において組合活動の許される場合はきわめて制限されるけれども、およそ組合活動であるならば、すべて違法の行

動であるとはいえないであろう。

そこで、所論のように本件懲戒処分が不当労働行為となるためには、原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、右のような見解に照らして本件リボン闘争が正当として許されるものでなければならぬ。この点に關しては、原審が本件リボン闘争の特別違法性として説示するところは是認することができ、したがって、本件リボン闘争は、参加人組合の組合員たる労働者の職務を誠実に履行する義務と両立しないものであり、被上告人の経営するホテルの業務に具体的に支障を来たものと認められるから、それは就業時間中の組合活動としてみて正当性を有するものとはいえない。

三 なお、服装規定の違反に関する所論についても、一般にリボン闘争が使用者の定める服装規定に違反して正当性を欠くものであるかどうかはともかく、原審の適法に確定した事実関係のもとでは、本件リボン闘争が被上告人経営のホテルにおいて服装規定に違反するものであるから正当な行為たりえないとした原審の判断は、正当として是認することができる。

以上の理由により、私は、原審の判断は結論において正当と認めるのであり、論旨は採用することができないと考える。

〔三菱重工長崎造船所事件〕 三菱重工長崎造船労組（昭和四五年九月結成の第三組合）は、四七年七月から八月にかけ、全日、時限ストをおこなったため、会社は、家族手当をふくめてストの時間に対応する賃金カットをした。同労組の二三人は、「家族手当はスト期間中でも賃金カットの対象とならない」と主張して、家族手当合計三七二四円の支払いを求めて提訴していた。最高裁は、かつて明治生命事件（二小判昭四〇・二・五）において、賃金を労働の対価部分（基本給）と生活保障部分（家族手当、住宅手当など）とに二分し、生活保障部分は「労働協約などで特に定めていない限りカットできない」との判断を示したことがあり、本件の第一審（長崎地裁昭五〇・九・一八）も「労使対等の立場で結ばれた協約などの合意

がない限り、就業規制で定めていても家族手当はカットできない」との見解に立って会社にカットとした家族手当の支払いを命じた。二審（福岡高判昭五一・九・一三）も同旨の判示をして会社の控訴を棄却した。学説は、初め「二分説」を支持する見解が強かったが、批判的見解が現われ論議のあるところであった。本件、上告審で、最高裁は、ストカットの対象となる部分とまらない部分との区別は「当該労働協約等の定め又は労働慣行の趣旨に照らし個別的に判断するのを相当」とするが、上告会社では、家族手当のカットが労働慣行となっていたと認められるから、会社の本件カットは適法であるとして、一・二審の判決を破棄、改めて組合員側の請求を棄却した。

【判決要旨】

一、原審の認定した事実関係によれば、上告会社の長崎造船所においては、ストライキの場合における家族手当の削減が昭和二三年頃から昭和四年一〇月までは就業規則（賃金規則）の規定に基づいて実施されており、その取扱いは、同年十一月賃金規則から右規定が削除されてからも、細部取扱のうちに定められ、上告会社従業員の過半数で組織された三菱重工労働組合の意見を徴しており、その後も同様の取扱いが引続き異議なく行われてきたというのであるから、ストライキの場合における家族手当の削減は、上告会社と被上告人らの所属する長船労組との間の労働慣行となっていたものと推認することができるというべきである。また、右労働慣行は、家族手当を割増賃金の基礎となる賃金に算入しないと定めた労働基準法三七条二項及び本件賃金規則二五条の趣旨に照らして著しく不合理であると認めることもできない。これと異なる見解に立って本件家族手当の削減を違法とした原判決は、法令の解釈適用を誤ったものというべきであって、右違法は判決の結論に影響を及ぼすことが明らかであるから、論旨は理由があり、原判決は、その余の点につき判断するまでもなく破棄を免れず、更にこれと同旨の第一審判決は取消を免れない。

二、ストライキ期間中の賃金削減の対象となる部分の存否及びその部分と賃金削減の対象とならない部分の区別は、当該労働協約等の定め又は労働慣行の趣旨に照らし個別的に判断するのを相当とし、上告会社の長崎造船所においては、昭和四年十一月以降も本件家族手当の削減が労働慣行として成立していると判断できることは前述したとおりであるから、いわゆる抽象的一般的賃金二分論を前提とする被上告人らの主張は、その前提を欠き、失当である。所論引用の判例（最高裁昭和三七年（一）第一四五二号同四〇年二月五日第二小法廷判決、民集一九卷一号五二頁）は事案を異にし、本件に適切でない。

三、被上告人らは、本件家族手当の削減は、(1) 労働基準法三七条二項が割増賃金算定の基礎に家族手当を算入しないとする法意並びに、(2) 同法二四条の規定にも違反する、と主張する。しかし、同法三七条二項が家族手当を割増賃金算定の基礎から除外すべきものと定めたのは、家族手当が労働者の個人的事情に基づいて支給される性格の賃金であって、これを割増賃金の基礎となる賃金に算入させることを原則とすることがかえって不適切な結果を生ずるおそれのあることを配慮したものであり、労働との直接の結びつきが薄いからといって、その故にストライキの場合における家族手当の削減を直ちに違法とする趣旨までを含むものではなく、また、同法二四条所定の賃金全額払の原則は、ストライキに伴う賃金削減の当否の判断とは何ら関係がないから、被上告人らの右主張も採用できない。そうすると、上告会社のした本件家族手当の削減は違法、無効であるとはいえず、被上告人らの各請求はいずれも理由がないから、棄却を免れない。

〔高松地方簡易保険局事件〕 被告人は高松地方簡易保険局勤務の郵政事務官であるが、昭和四〇年六月の参院選挙に際して日本共産党

候補のため選挙演説会場において応援弁士として投票勧誘運動をした。なお、被告人は右演説会において書家〇南龍として紹介され、香川文化の会の会員としての話をひきながら応援演説をしたものである。右応援行為が「政治的目的」をもって「政治的行為」をした

ものとして、国公法一一〇条一項一九号、一〇二条一項、人事院規則一四一七・五項一号、六項八号に該当するとして起訴された。一、二審とも右起訴事実を認めて有罪とし罰金一万円の判決を下していた。

上告審において、多数意見は、右国公法規定の違憲の主張に対し、昭和四九年一月六日の全通猿払事件、徳島郵便局事件に関する大法廷判決を援用してつぎのように判示、合憲性を確認するとともに原審判断を相当として上告を棄却した。

しかし、中村裁判官が補足意見をのべたほか、団藤、谷口両裁判官は、国公法や人事院規則にいう「政治的行為」は、国家公務員の政治的中立性またはこれにたいする国民の信頼に対する具体的危険性を伴うものに限定されるべきだとの見解のもとに反対意見をのべた。

【判決要旨】

国家公務員法一〇二条一項、人事院規則一四一七・五項一号、六項八号による特定の候補者を支持する政治目的での投票の勧誘運動の禁止が憲法二一条に違反しないこと、国家公務員法一一〇条一項一九号の罰則が憲法二一条、三一条に違反しないこと、国家公務員法一〇二条一項における人事院規則への委任が憲法に違反しないこと、行政的な裁量の余地がなく機械的労務を提供するにとどまる非管理職の現業公務員を、勤務時間外に、その職務又は職務上の施設を利用することなく行った投票の勧誘運動に、前記罰則を適用しても、憲法二一条、三一条に違反するものでないことは、いずれも、当裁判所昭和四四年(あ)第一五〇一号同四九年一月六日大法廷判決・刑集二八巻九号三九三頁、昭和四六年(あ)第二一四七号同四九年一月六日大法廷判決・刑集二八巻九号六九四頁の各趣旨に徴して明らかであるから、所論は理由がな(い)……(なお、被告人の本件所為が国家公務員法一一〇条一項一九号、一〇二条一項、人事院規則一四一七・五項一号、六項八号により禁止された投票勧誘運動にあたるとした原判断は、相当である。)

【団藤裁判官の反対意見要旨】

わたくしは、両判決(猿払・徳島郵便局事件―筆者)における反対意見の指摘するように、罰則の關係においては、国公法一〇二条一項の人事院規則への委任を違憲とすることは相当の理由を有するものと考えるのであって、これを合憲とみるためには、罰則に関するかぎり、特定委任といえる程度に、この規定をしぼって解釈する以外にないとおもう。すなわち、公務員の政治的行為であって、公務員の政治的中立性ないしこれに対する国民の信頼を現実に害するもの、すくなくとも、これを害するような具体的な危険性があるものにかぎって、その内容の規定を人事院規則に委任したものと解することによって、かろうじて、この規定の合憲性を肯定することができるものと解するのである。

『政治的行為』についての現行人事院規則一四一七を通覧すると、各項号の組合せのいかんによっては、公務員の政治的中立性ないしこれに対する国民の信頼を害する危険性のきわめて稀薄な行為まで含まれることになるのであり、その中には、公務員に対する訓示規定としてはともかく、懲戒処分の原因としてさえ、問題になりうるものがあるとおもわれる。まして、そのような態様のものを含むすべての規則違反行為が刑事罰の対象となると考えることはとうていできない。わたくしは、国公法一〇二条一項の委任の趣旨を前記のように解し、したがって、この規則の違反行為は、それが公務員の政治的中立性ないしこれに対する国民の信頼に対する現実の侵害ないし侵害の具体的危険性がないかぎり、国公法一一〇条一項一九号の罪の構成要件該当性を欠くものと考ええる。

いま本件についてみるのに、原審の認定した事実のもとでは、被告人の行為がはたして右のような具体的危険性を有するものといえるかどうかは疑問であり、さらにこの点についての審理を尽くさせるため、原判決を破棄して本件を原審に差し戻すのが相当であると考ええる。

【谷口裁判官の反対意見要旨】

本件において被告人の所為に適用される国家公務員法一一〇条一項一九号、一〇二条一項、人事院規則一四一七は、国家公務員の政治的中立性ないしこれに対する国民の信頼を保護法益とするものであるが、そこで禁止処罰の対象となる行為の違法性は行為の主体が国家公務員であることによ

るものであって、行為主体の身分によるものである。そして、行為の違法性がその主体の身分的屬性により導かれるものである以上、行為がその主体の身分的屬性と全く関係なく行われたばあい、すなわち、行為並びに行爲の附随事情を通じて行為主体の身分的屬性が毫も当該行為と結びついてこないばあいには、抽象的にせよ法益侵害の危険性はないものというべく、行為者がたまたま国家公務員の身分を有するとの故を以ってかかる行為についてまで、右罰則を適用することは前記刑罰法の基本原則に反し許されないところといわざるをえない。右罰則の解釈適用についてはやはり刑罰法を支配する謙抑主義による厳格解釈の必要がある。そしてその作業は法規の文言に拘らず構成要件該当性の判断の作業である。行為者がたまたま国家公務員の身分を有していることの一事により行為の危険性を捨象して一律に右罰則に該るとすることは、憲法三一条に反するものといえよう。

本件被告人の所為……は被告人の国家公務員たる身分を離れ専ら私人たる書道家〇南龍としてなされた行為であり、同人の個人生活に属するものというべく、行為の内容、行為の附随事情についてみても、国家公務員たる身分は捨象され、被告人の国家公務員たる身分に基く行為の抽象的危険性を認めることは記録上困難である。

してみると、被告人の本件行為は未だ前記罰則の構成要件、すなわち国家公務員として選挙に関する政治活動をしたものと断定することはできないものと考ええる。

その他注目すべき最高裁判例

当日朝請求した年次休暇が認められず、欠勤扱いで賃金カットを受けた電電公社社員が労基法違反として未払い賃金の支給を求めた電

電公社此花局事件（一小判昭五七・三・一八労判三八一）において最高裁は、「年休を請求する場合は、原則として前々日の勤務終了時まで」とする公社就業規則の定めを、「年次休暇の時季を指定すべき時期につき原則的な制限を定めたものとして合理性を有し、有効」と認めたとえ、休暇期間の途中あるいは休暇明けになされた不

承認の意思表示（時季変更権の行使）も、客観的に時季変更権を行使しうる事由が存し、かつ、その行使が遅滞なくなされるものである場合には、適法な時季変更権の行使があったものとして認めるのが相当とし、賃金カットを正当として二審判決を支持した。

東京都職員の採用試験に合格、採用内定通知を受けたが、都職員研修所前で研修制度に反対するグループのピケに参加、不退去罪などで逮捕されたため採用内定を取り消された元学生が、取消し処分を違法としてその取消などを求めた東京都建設局事件（一小判昭五七・五・二七）において、最高裁は、「公務員の採用内定通知は、採用発令の準備手続きにすぎず、公務員として勤務することが法律上約束されたわけでない。正当な理由がなく採用内定を取り消した場合、他への就職の機会を放棄するなどの損害を受けた内定者は、損害賠償を求めることはできるが、内定取消しの取り消しを求めることはできない」として、内定取消し理由の検討に入らず、上告を退けた。最高裁は、五四年七月の「大日本印刷事件」で私企業における採用内定は解約権留保付きの労働契約が締結されたものと解し、正当理由のない内定取消しを否定する判決を示しているが、今回の判決で公務員の採用内定は民間私企業のそれと違い、法律的に効力のないことを明示したものと注目される。

2 下級審重要判例

〔日産自動車事件（東京高裁昭五七・一・二〇判決労判三八六） 一会

社内には二つの組合が併存している場合に、組合専従問題についての交渉のもつれから、会社が一方の組合にのみ組合事務所・掲示板を貸与し、他方には貸与しなかったことが不当労働行為として争われた事件である。初審命令は、専従問題等の事前解決に固執することなく貸与することを命じたが、会社側はこれを不服として行訴を提起、一審判決は、「使用者が組合からの組合事務所等の貸与の申入れに対し、これを貸与するかどうかはその自由に任されている」との基本的立場を示しながら、結論として労委命令を支持、訴を棄却した。二審判決も、左記判旨が示すように、本件の事実関係の下においては会社の主張する貸与拒否の理由は、他方組合にたいする事務所の供与を差別する合理的理由となりえないこと、本件命令は労働委員会の裁量権の範囲内として支持しうる、として一審判決を支持、控訴を棄却した。

〔福岡県教委事件（福岡高裁昭五六・一一・二七判決労判三七六）〕 福岡

県教組は、昭和四七年五月一九日、四八年四月二七日、同七月一九日の三回にわたり、いわゆる人確法案・教頭法案反対のため日教組指令により時限ストをおこなった。これにたいし県教委は、五〇年二月五日付をもってストに参加した教職員一四三三人を減給・戒告処分とした。ところでスト当時は地教行法三八条について、文部省は「処分内申の内容にすべて拘束されないが、内申をまたずにした処分は違法」との三一年通達を出しており、田川、大牟田、行橋三市と碓井町教委は処分内申をおこなわなかった。しかし、四九年に「二〇・四通達」が出て、内申抜き処分を認めることとなったため、県教委は全国で初めて内申抜き処分を実施した。福教組大牟田支部長ら五人が処分取消しを求めて提訴したところ、一審（福岡地判昭

五二・一二・二七）は、本件各処分を無効として請求を認めた。

控訴審で福岡高裁は、「内申するか否かにつき地教委の自由裁量を認めることにより、任命権の行使を地教委の内申に絶対的に拘束させようとしたものとは解せない」とし、内申抜き処分を適法として一審判決を取り消した（本件は上告中）。

〔その他の重要判例〕 北辰電機製作所事件（東京地判昭五六・一〇・二二）、日本シェーリング事件（大阪地決昭五六・九・二八）、済生会中央病院事件（東京高判昭五六・九・二八）、日本化学工業事件（東京地判昭五六・九・二八）、御国ハイヤー事件（高松高判昭五六・九・二二）、黒川乳業事件（大阪地判昭五七・一・二九）、学習研究社事件（東京地決昭五七・四・三〇）、電電公社帯広局事件（釧路地裁帯広支判昭五七・三・二四）、ノースウェスト航空事件（東京高判昭五七・三・二四）など。

【参考資料】 (1)年度別の労働判例通覧として、秋田成就編「八一・八二年度各重要判例総覧」（雑誌『労働判例』特集号）、「昭和五六年度重要判例解説」（『ジュリスト』別冊）、「法律時報」「判例回顧」、(2)労働判例の掲載誌として『労働判例』（産業労働調査所）、「労働関係民事裁判例集」（最高裁事務局編）、「労働法律旬報」（労働旬報社）、「判例評論」（判例評論社）、「労働判例速報」（日経連）、(3)労働委員会命令については『別冊中央労働時報』（労委協会）

VII

I L O

概

要

一、八一年六月の第六七回総会は、団体交渉促進、労働安全衛生、家庭責任労働者のそれぞれに関する条約およびそれを補足する勧告を採択、条約、勧告の総数はそれぞれ一五六、一六五となった。三年ごとの理事改選もおこなわれ、日本は政府、使用者、労働者の三者とも正理事の席を得た（政府は常任）。また八二―八三年度の予算二億三〇〇〇万ドルを承認、日本の分担率は九・五％（二二三万ドル）となった。

一、総会以外の主な会議としては、鉄鋼委員会、炭鉱委員会、印刷産業三者構成技術会議、木材産業三者構成技術会議、教員労働条件合同委員会、社会保障財政専門家会議、アスベスト安全使用専門家会議、船員保健委員会などが開かれ、それぞれの分野における産業基準が設定された。

一、八一年一二月の戒厳令以後におけるポーランドの労働情勢を憂慮したブランチャールILO事務局長は、ポーランド首相、労相との往復電報で調査団派遣を申し入れ、八二年五月にはILO代表としてバルチコス前ILO事務局次長（国際労働基準担当）を派遣した。バルチコスは政府首脳はじめワレサら労組幹部とも会談し、事態改善のための勧告をふくむ報告を作成、理事会に提出した。

概要□総会と主要な会議――第六七回国際労働総会…総会の概要／団体交渉の促進に関する条約と勧告／家庭責任労働者に関する条約と勧告／安全・衛生および作業環境に関する条約と勧告／理事選挙／機構問題／アパルトヘイト宣言／議題外決議／主要な会議…印刷産業会議／鉄鋼委員会／木材産業会議／ポーランド問題――その他――日本でILO会議／八〇年代の労使関係／労働組合権と技術変化／調査研究報告／条約批准の進展

一、八一年九―十二月には東京で日本の協力による技術協力活動の一環として、技能開発、労働条件調査、人口問題、使用者団体のそれぞれに関する四つのセミナーや会議が開かれた。

一、八一年十一月から八二年六月までに新たに五カ国がILOに加盟し、加盟国総数は一五〇カ国となった。新加盟国はつぎのとおり(カッコ内は加盟年月)。ペリセ(八一年十一月)、アンチグア・バブーダ(八二年二月)、サントメ・プリンシペ、ドミニカ、サンマリノ(以上三カ国八二年六月)。

一、調査研究活動の成果をまとめた報告書や諸会議のための資料、定期刊行物などが数多く発表された調査報告としては、高齢者問題、教員労働条件、社会保障費、労働時間などに関するものが発表され、国内紙でも紹介された。

一、加盟国による条約批准は八二年五月一九日現在四九六七件となった。日本の批准数は三六で、七八年三月の一三四号批准のあとふえていない。

1 総会と主要な会議

1 第六七回国際労働総会

総会の概要

第六七回国際労働総会は、八一年六月三日から二四日までジュネーブのパレデナシオンにおいて開かれ、一四五の加盟國中、日本をはじめ一三七カ国から政労使三者の代表・顧問約一九〇〇人が出席した。日本からはビジティング・ミニスターとしての深谷労働政務次官ほか四四人の三者構成代表団が参加した。総会の議題はつぎの一〇であった。①理事会と事務局長の報告、④財政予算、③条約勧告適用、④団体交渉促進、⑤家庭責任労働者、⑥安全衛生、⑦移民社会保障権、⑧雇用終了、⑨ILOの機構、⑩南アのアパルトヘイト。

総会はこれらの議題を審議した結果、団体交渉、家庭責任労働者、安全衛生のそれぞれに関する条約と勧告を採択したほか、三年ごとの理事選挙をおこない、日本は政労使三者とも正理事の席を得た。また一九八二―八三年度の予算二億三〇〇〇万ドル(前年度より九%の増)を承認、日本の分担率は九・五一%(一一三二万ドル)となった。

国際障害者年にちなんで障害者の職業更生(リハビリテーション)の重要性をとりあげた事務局長報告をめぐり一般討議(いわゆる代表演説)には多くの代表・顧問が参加した。ビジティング・ミニスターとして出席した深谷労働政務次官と田中労働代表(同盟書記長)は、六月八日の本会議で代表演説をおこない、それぞれの立場から問題点を指摘するとともに、今後のILO活動にたいする提案をおこなった。またポーランド労組を代表してワレサ連帯議長が六月五日演説したほか、一二日には来賓のカンピンス・ベネズエラ大統領が特別演説をおこなった。ブランシャル事務局長は、二三日の本会議で代表演説にたいする回答演説をおこない、国連体制全

体の努力のなかでILOは三者構成機関として寄与する用意のあることを明らかにし、第三世界への援助を強化するとのべた。

団体交渉の促進に 関する条約と勧告

団体交渉の促進に関する条約（一五四号）とそれを補足する同名の勧告（一六三号）が採択された。事務局原案では勧告だけの予定だったが、労働側の要求もあって原則的な部分は条約化されることになり、条約・勧告の二本立てとなった。実質規定八カ条の条約は賛成三三二、反対〇、棄権一〇八で採択され、日本は労働者が賛成、政府と使用者は棄権だった。また団交促進の具体的方法を定めた九項目の勧告は、賛成四一七、反対〇、棄権七で日本は政労使三者とも賛成した。

これらの条約・勧告は、団体交渉の発展を奨励し、促進するための措置を規定したもので、原則としてすべての経済活動部門に適用されるが、軍隊、警察、公務については国内法令や国内慣行によって適用方法を定めることができるものとしている。条約にいう「団体交渉」とは労働条件や雇用条件の決定、労使間の関係の規制などを目的とする関係労使（単数、複数を問わず）間でおこなわれるすべての交渉とされる。

家庭責任労働者に 関する条約と勧告

男女労働者の機会均等および均等待遇——家庭責任労働者に関する条約（一五六号）と同名の補足勧告（一六五号）が採択された。条約（実質一一カ条）は賛成三三一、反対〇、棄権八六、勧告（三五項目）は賛成三四六、反対〇、棄権七八で採択された。日本は条約、勧告とも政府と労働者が賛成、使用者が棄権だった。

一九六五年の家庭責任労働者勧告（一二三号）をその後の進展に

合わせて手直ししようとする条約、勧告は、「家庭責任」を被扶養子女だけでなく近親者をも含むよう拡大している。また話題となった両親休暇は、勧告第二二項にあり、両親のいずれかは出産休暇の直後に（育児）休暇をとる可能性をもつべきである、と規定している。

安全・衛生および作業環 境に関する条約と勧告

職業上の安全・衛生および作業環境に関する条約（一五五号）と同名の補足勧告（一六四号）が採択された。安全衛生と作業環境の改善を目的とする実質二一カ条の条約と一九項目の勧告のうち条約は賛成四〇八、反対一（米国使用者）、棄権八、勧告は賛成三九七、反対〇、棄権五で日本はいずれについても三者が賛成した。

労働者が危険な職場から離脱する問題は、条約第一三条、第一九条に規定され、使用者は、是正措置をとるまで労働者に危険な職場への復帰を要求できないものとされる。関連規定はつぎのとおり。

条約第一三条

生命又は健康に切迫し、かつ重大な危険が存在すると信ずるに足る合理的妥当性のある作業状況から避難した労働者は、国内条件及び国内慣行に従って生ずる不当な結果から保護されなければならない。

同第一九条（f）

生命又は健康に切迫し、かつ重大な危険が存在すると信ずるに足る合理的妥当性があると考えた労働者は、その状況を直上の監督者に直ちに報告すること。そして、必要ならば、使用者が是正措置をとるまで、使用者は労働者に生命及び健康に切迫し、かつ重大な危険が継続して存在している作業状況に戻ることを要求することはできない。

理事選挙

三年ごとの理事選挙は六月一〇日におこなわれ、その結果が翌二一日の本会議に報告された。日本は、常任

理事国としての政府のほか、使用者側吉野衛（日経連常任理事）、労働者側田中良一（同盟書記長）の両氏がそれぞれ正理事に当選、一九八四年六月の次期選挙までの任期をつとめることになった。

理事会はILOの執行機関で、政府二八、労使各一四の理事で構成され、総会決定の実施、事務局の監督などをおこなうため、ふつう年三回（二〇三月、五〇六月、一〇一月）会合する。政府理事はそれぞれの属する国を代表して発言するが、労使の理事は総会で彼らを選出した労使の各グループ全体を代表している。

機構問題

事務局長の任命方法、定足数、憲章改正手続き、決議提出手続きなどについて最終的な合意を求めるため、理事会はこれらの問題を翌年総会の議題とするための措置をとることになった。

アパルトヘイト宣言

一九六四年の旧宣言を更新するための新しい宣言が採択され、この分野でのILOの活動を強化するための基金を創設すること、反アパルトヘイト活動を検討するため常設の総会委員会を設けることなどが決まった。基金は加盟国の政府、労使団体からの拠出によるものとし、この基金によって南アの解放運動、黒人労働者、黒人労働組合にたいしてILOのおこなう教育・技術援助を増加することが求められる。また総会の常設委員会には、各国の政労使がとった措置を報告することになる。

議題外決議

事前に提出されていた議題外決議案は審議の過程で優先順位が決められ、最終的には、経営訓練、新しい国際開発戦略、軍縮の経済社会的影響、訓練の機会均等の四つの決議が採択された。

2 主要な会議

印刷産業会議

第二回印刷産業三者構成技術会議は、八一年九月二二日から一〇月一日までジュネーブのILO本部で開かれ、日本をはじめ二四カ国の政労使三者の代表・顧問が出席、①一般報告、②技術発展と雇用、③訓練、の三議題を審議、②③のそれぞれに関する結論を採択した。

【技術発展と雇用】

印刷産業では各種の技術変化がみられ、労働条件、賃金水準、技能要件、職務機会、キャリアに影響を与えている。そこで重要なことは、新しい作業方式や機械操作へスムーズに移行できるようにするため、企業内の労使間に緊密な協力関係を保つことである。技術選択は経営側の責任ではあるが、時に労働者代表との協議が役立つ。新技術は必ずしも産業全体の雇用減をもたらすとは限らないが、特定の部門では雇用減が起るだろう。技術発展が雇用に与える影響を考える際には、国際分業、技術選択、印刷技術の将来、労使団体の役割、安全対策などについての配慮が必要である。

【訓練】

技術発展に伴って技能要件が変化し、訓練と再訓練の拡大と改善が必要になる。これはとくに途上国で目立つ。技術変化はダイナミックで間断ない過程であって、在来の技能で不能となるものがでる。そのため、導入訓練、追加訓練、再訓練というように継続した訓練機会の提供が必要である。印刷産業の製品、つまり印刷物は知識伝播の重要な手段であり、経済、社会発展のための基礎をなすものである。ILOはこの分野で途上国に技術協力を提供し、知識、経験の国際交流を促進するよう求められる。

【その他の決議】

会議はこのほか、結社の自由と団交権、多国籍企業、労働時間短縮、ビデオ・ディスプレイによる健康保護などに関する決議を採択した。またILOが印刷産業に関する常設の産業委員会の設置を検討するよう求める決議も採択された。

鉄鋼委員会

第一〇回鉄鋼委員会は、日本など二七カ国の政労使の三者代表、顧問二三〇人を集めて八一年一〇月一三日から二二日までジュネーブのILO本部で開かれ、①一般報告、②労働条件改善、③職業訓練、の三議題を審議し、②③についてそれぞれ結論を採択した。また日本の中村卓彦労働者代表（鉄鋼労連委員長）は、労働者側を代表して副議長に選出され、重要な役割を果たした。

【労働条件改善】

ここ数年多くの国で鉄鋼業の所定労働時間短縮と年次有給休暇の増加がみられた。今後はそれぞれの国内事情に応じてさらに時間短縮と休暇延長の可能性があるが、週休二日制、四〇時間労働の基準を定めた一九六二年の労働時間短縮勧告（一一六号）と三労働週の年休を定めた一九七〇年の年次有給休暇条約（一三二号）が参考になる。これらの基準が実施されていないところでは、然るべき期間内にその実現をはかるよう努力することが望まれる。安全衛生の分野では、オートメーションや機械化が、以前からあった職場での危険を削減したが、反面、そのため新しい危険も生じている。そこで、こうした危険の発見、分析、除去が絶えず重視されねばならない。安全衛生に関する措置の計画と実施については、労働者および労働者団体が協議にあずかるべきである。労働者に対する危険に関する情報を国際比較し、問題点をつかんで危険の防止策を講ずべきである。国際活動については、ILOの安全衛生情報センター（CIS）と国際危険警報システムが役立つ。国連体制の中でILOは労働環境改善を目的として活動する最善の機関であり、WHO国連環境計画（UNEP）などとの緊密な協力が求められる。

【その他の決議】

多国籍企業——ILOの「多国籍企業と社会政策に関する原則の三者宣言」が各国で実施されるよう努力し、次期委員会にその成果を報告すること。

開催頻度——委員会の開催頻度を高め、鉄鋼業の特定の問題を検討する小規模の特別会議を開催するため、事務局長が予算案の中に必要な経費を含むよう求めること。

社会政策と労働者団体——鉄鋼業の社会・経済問題に関して政労使の三者が定期的に会合し、労働者団体に十分な関係情報を提供すること。

木材産業会議

第三回木材産業三者構成技術会議は、八一年二月一日から一〇日まで、ジュネーブのILO本部で開かれ、日本など二三カ国から二〇〇人の三者構成代表団が出席、①一般報告、②安全衛生、③雇用促進と職業訓練、の三議題を審議し、②③のそれぞれについて結論を採択した。

【安全衛生】

災害防止の最も有効な手段の一つは、危険の原因を除去することである。そのため作業に使われる機械は安全でなければならないし、その使用に起因する病気のないような配慮が必要になる。白ろう病については先進国の経験が途上国でも活用できるようにしなければならない。労働者の安全衛生訓練は極めて重要であり、労働者は就業前に訓練を受けるべきである。ILOは、各種の就業条件（とくに高温多湿）に適した保護衣の調査を継続し、早期に結論をだすよう求められる。高率の危険作業手当を再検討して、危険度を容認できる水準まで引下げるための措置をとるべきである。災害度数率と賃金制度（歩合給、時間給など）との関係が問題なので、今後さらに調査が必要である。ILOは、安全衛生関係の重要条約の批准促進につとめ、安全衛生および殺虫剤その他の化学製品の使用に関する実施規程（コード・オブ・プラクティス）を発行するよう求められる。

【雇用促進】

とくに途上国に関連した雇用促進および職業訓練に関する結論は、機械化の雇用効果、高齢労働者、歩合給と時間給、下請と移民、国の雇用政

策、失業救済、機械作業と手作業、指導員訓練、国際的措置などについて三九項にわたり規定し、雇用創出のための方策を示唆している。

2 ポーランド問題

ILOのブランシャール事務局長は、八一年一月二四日、戒厳令によるポーランドの労働組合権規制の事態を憂慮して、ヤルゼルスキー・ポーランド首相に電報を送り、ILOは事態改善のため協力の用意があることを明らかにしてつぎのようにのべた。

「ポーランドの労働組合情勢にかかわる最近の事態を憂慮し、貴国が可能なかぎり迅速に再び労働組合権および市民的自由を尊重され、逮捕された組合運動家を近い将来釈放されるよう、強く希望します。これに関連してILOは、これまでのように、貴政府が労働組合の自由を再建し、国内の社会平和に寄与するため有益と判断されるあらゆる協力を提供する用意があります。」

これにたいしてラキエウィッチ労相は、一月三〇日付でILOに返電を送り、今は緊急事態下の異例の状況だから、内政干渉しないよう希望するとして、つぎのようにのべた。

「ポーランドの労働組合活動が一時的に停止されたのは、憲法の規定に従って全土に戦争状態の宣言が行われたためであります。この特例の措置は、内乱を防止し、ポーランドの国民と国家の基本的

利益を危険にさらす無政府状態の兆候に対抗するため必要になったものであります。労働組合活動は、その停止の動機となった原因が解消すれば、直ちに再開されるでありましょう。ポーランドの経済的・政治的体制の中で、自主管理の真に独立した労働組合が存在する余地はあります。他の諸国で労働組合活動が停止されている例外的な事例に精通しているILOは、ポーランドの状況がポーランドへの内政干渉に利用されないようにするため、その権限を行使するよう希望します。」

この返電を受けとったブランシャール事務局長は、八二年一月七日、ラキエウィッチ労相に打電し、自主管理の真に独立した労働組合の余地があるとの政府の保障に注目し、ILO使節団のポーランド訪問が事態改善に役立つとの確信を明らかにしてつぎのようにのべた。

「ポーランドの批准した八七号条約の規定の下に、労働組合は国内法令を尊重しなければならないことを確認したいが、同時に同条約はまた、国内法令はこの条約の規定する独立と自由の保障を阻害するものであってはならず、またそのように適用してはならないことを想起したい。ポーランド政府が、ILOはポーランドの社会平和回復のため貢献しようと考えていることに注目する。これに関連して、ポーランドへのILO使節団が、当面する困難を克服する上で役立つものと、今なお確信する。」

八二年三月ジュネーブで開かれた第二一九回理事会は、ポーランド問題の重要性に注目して、ILO調査団の早期派遣を要望、ポーランド政府もこれを受けたため、五月一〇日から一六日まで、バルチコス前ILO事務局長補（国際労働基準担当）がILO代表とし

て同国を訪問した。バルチコスは、ワレサ「連帯」議長をふくむ関係者多数と会談し、その結果を五〇六月の第二二〇回理事会に報告した。

この報告によると、ワレサ自身も多少の行き過ぎのあったことを認めているもようであり、今後は連帯の独立性は保ちながらも、ポーランドが経済的繁栄の道を再発見するうえで国の助けとなるよう配慮することになろうとしている。そしてバルチコスは、関係者にたいして、戒厳令の迅速な緩和と解除、拘留者の釈放、組合活動正常化のための政労対話などを示唆する機会があったという。

3 その他

日本でILO会議

ILOは、日本政府、日経連、日本大学などの協力を得て、八一年九月から一二月にかけて日本で以下の四つの会議、セミナーを開催した。

【第三回APSDDEP（アジア太平洋技能開発計画）理事会】

労働省の協力で九月二九日から一〇月五日まで東京で開かれ、加盟二五カ国の政府代表、域内労使団体代表など四〇人あまりが出席、前年度の事業報告、新年度の事業計画、第二次長期事業計画（八二―八六年）などを検討したほか、八王子の職業訓練大学校と職業訓練研究センターを見学した。また九月三〇日から一〇月二日

までは、教材開発に関するセミナーもおこなわれ、APSDDEPによる報告のほか国別報告もおこなわれた。

APSDDEPはパキスタンのイスラマバードに常設事務局のあるILOの技術協力プロジェクトの一つで、アジア、太平洋地域における技能開発分野の援助活動にたずさわっている。日本政府はAPSDDEPにたいして積極的に協力し、専門家を派遣しているほか資金面での協力も相当額にのぼり、八〇年八万ドル、八一年九万ドルを拠出している。

【ASEAN労働条件・作業環境調査促進セミナー】

労働省の協力を得て一〇月二六日から三〇日まで東京で開かれ、ASEAN五カ国から政労使三者の参加者が集まり、この分野における各国の経験にもとづく情報を交換し、既存の調査施設や訓練施設活用の方法を探索した。このセミナーは、ILOが一九七六年に開始した国際労働条件・作業環境改善計画（PIACT）の一環としておこなわれたもので、PIACT全般の報告、ASEAN諸国におけるPIACT活動、アジア諸国の労働条件改善の実態、などがILO側から報告されたほか、参加者のカントリー・ペーパーが発表された。

【アジア人口・人的資源計画訓練ワークショップ】

日本大学人口研究所の協力を得て、十一月二四日から一二月五日まで東京で開かれ、アジア八カ国の人口研究所など関係機関の代表が参加した。ILO側からは、バンコクの人口問題チームの専門家やアジア地域雇用促進計画（ARTEP）の代表をはじめ、ジュネーブの本部からも担当者が出席し、日大人口研究所の専門家とともに講義を担当した。参加者はそれぞれカントリー・レポートを発表

し、国の開発計画と人口問題や人的資源問題との関係を討論した。

【アジア太平洋地域使用者団体円卓会議】

日経連、デンマーク国際開発局(DANIDA)の協力を得て、一二月一日から八日まで東京で開かれ、一八カ国、二三人の使用者団体代表が出席した。会議は、①使用者団体の現状、②中小企業開発、経営開発および生産性の領域における使用者団体の役割、③その他(人口問題)、の三議題を審議したほか、日経連富士研修所、朝日新聞社、日野自動車日野工場を見学した。

八〇年代の労使関係

ブランシャールILO事務局長は、八一年九月二九日、カナダのモントリオール大学で労使関係に関する講演をおこない、八〇年代の労使関係制度はインフレ、失業、不況という三重苦に大胆に立ち向かう新たな道を探求すべきだとして、つぎのように述べた。

「労使関係というものは、その精神においても制度的にも、あらゆる社会集団の利益を斟酌するような方向に展開していかなければならない。さもなければ、社会的パートナーの利益と国全体のそれとの間に、危険な分裂を招くことになる。労使側の利益と公益との間にしばしばみられる矛盾は、労使関係が集団間の関係を律するルールの問題であることを示している。そこには常に責任感がなければならぬし、産業のパートナーである労使と当局との間の関係は、相互信頼、相互尊重を調和よく発展させるべきである。この種の関係は、政労使の共同行動というILOの指導原則である三者構成主義によって具体化される。」

あらゆる社会集団はいまや、意思決定にいつそう公平に参加することを求めつつある。参加の方法には多くの形式があり、カナダは

団体交渉でこれをおこなっている。ILO自身は、長い間、団体交渉を労働者の基本権として擁護してきた。しかし、団体交渉は、参加を求める要求に対する回答のすべてではない。使用者は明らかに決定権の保留を懸念するし、組合側は経営責任の分担に反対する。八〇年代には、職務満足感を確保する新たな方法、生活の質の向上、生産性向上、効率的経営が探求されねばならない。

公共部門の労使関係も、八〇年代に改善を要するものである。公務員はどこでも団結権は与えられているが、団体交渉権はそれほどではなく、スト権は稀である。この点では、七八年の公務の労働関係に関するILO条約一五一号が参考になる。マイコンなど最近の技術発展に伴う労使関係という新たな問題もある。」

労働組合権と技術変化

八一年九月一六日から二一日まで東京で開かれたPTTI(国際郵電労連)第二

四回世界大会にILO代表として出席したボリーニILO次長は、「労働組合権と技術変化」と題する特別講演をおこない、労働組合権の分野におけるILOの最近の動き、マイコンなどの技術発展、労使関係と技術変化などに言及し、PTTI大会が労働組合権と技術変化という今日の重要課題を議題としたことを評価するとともに、関連のILO諸条約の原則が世界で広く認められるよう努力しようと呼びかけた。ボリーニ次長は、政府首脳や労使団体幹部とも会談し、ILOと日本との協力関係の促進につとめた。また記者会見では技術革新の問題にふれてつぎのように語った。

「マイクロエレクトロニクス革命は、産業革命よりも速いスピードで進み、日本や欧米諸国だけでなく途上国にも影響を与えている。ILOとしても当然この問題に世界的規模でとりくんでいる。」

まず、諸国のマイクロエレクトロニクスに関する情報を集め、必要な国にそれらを提供し、意見交換の場を提供したい。日本ではまだ問題になっていないかもしれないが、新技術の使用によって、個人に関する情報が集められ、それがボタン一つで出てくるというように、個人の秘密が侵害されるおそれもあり、その保持をどうするか問題となる。八〇年代、九〇年代にかけての重要問題になろう。」

ILOのおこなう調査研究活動の成果をとりまとめた報告や諸会議のための資料として公刊されたもののうち、社会保障費、教員の労働条件、労働時間、の三件をとりあげる。

【世界の社会保障費】

世界の七十七カ国における七五～七七年の社会保障費の動向を調査した結果が『世界の社会保障費』として刊行された。五二年にはじまったこの種の調査報告はこれで一〇集となり、第一集にくらべ調査対象となった国の数は三倍になった。ILOがこの種の調査を継続しておこなっているのはつぎの二つの基本的目的がある。①調査対象となった諸国におけるすべての社会保障制度の財政面について、統一した資料を作成する。②社会保障の財源の分布状況と国民経済のなかの社会保障の状況を明らかにする。この二つの目的で、諸国における強制・任意の社会保険制度、家族手当制度、公務員特別制度、健康保険、戦争犠牲者給付、公的扶助などに関する調査がおこなわれた。

第一〇集は、国別の基本表と国際比較の二分冊で国別基本表は七十七カ国の社会保障関係の収支状況を示す表を内容とし、拠出金その他の収入面と給付、管理費などの支出面を、国別、制度別に紹介する。国際比較のほうは、国内総生産(GDP)と給付支出の対比、一

人当たり平均収支、各種制度別の支出分布など八項目に関する国際比較表を内容とし、六〇～七七年の動きがわかるようになっていく。このほか付表として、国民勘定、人口データ、消費者物価指数などがついている。

GDPと給付支出の対比(%)をみると、七七年の数字では、スウェーデンの二九・七%がトップで、以下オランダ二六・六%、ベルギー二三・七%、ルクセンブルグ二三・四%、デンマーク二三・三%、フランス二二・五%、西ドイツ二二・四%、イタリア二〇・五%、オーストリア二〇・一%とつづく。あとは一〇%台が二〇カ国ほどつづき、日本は八・六%と一ケタ台にとどまる。

七七年におけるOECD諸国の部門別会社保障費をみると、年金が五二・三%と高率で、これは六〇年の四五・三%を七%上回る。また失業保険をみると、デンマークの場合、七〇年には五・九%にすぎなかったのに七五年には一三・三%、七六年二〇%、七七年二四・九%と増加した。ベルギーについてこれに対応する数字をみると、それぞれ五・一%、一一・四%、一二%、一四・一%となる。西ドイツは七〇年の三・三%から七五年には七・六%と増加したが、七七年には五・三%と下降した。このほか本書からは、社会保障に関する興味深い数字を数多くひろい出すことができる。

【教員の労働条件】

「かつては安泰だった教職も、今や不安な現象、すなわち失業におびやかされている」。ILOが教員の労働条件に関する合同委員会(八一年一〇月二七日～十一月四日、ジュネーブ)のために用意した報告はこうのべている。

西欧先進国の教員の失業を八〇年の数字でみると、イギリスの三

万七四〇〇人がトップで、ベルギー一万一四三〇人、西ドイツ一万三〇〇人、カナダ一万人とつづいている。しかしこの数字は氷山の一角にすぎず、事態はもっと深刻のもようである。それには二つの理由が考えられる。まずベビーブームが去って出生率が低下したと、第二に世界的不況で教育支出が下向きになったこと、である。

この傾向がつづけば状況はいっそう悪化する。たとえばオーストラリアでは、八五年までに余剰教員は四万人ないし七万人になる。オランダでは幼稚園保母の失業者は年々一七〇〇人増加し、小学校教員の失業者は八六年までに毎年三〇〇〇人ないし四五〇〇人ふえる。西ドイツでは、有資格教員で仕事のない者は九〇年までに一〇万人になるものとみられている。とくにきびしい影響をうける教員は二種類ある。第一は臨時の教員で、フランスでは八〇年十一月の数字で失業教員の一一％を占めている。第二は新卒の教員である。アメリカでは七七年の新卒の九％が七八年末でも失業中だった。西ドイツでは、七九年一二月に新卒教員の失業者が四万人に達した。

このほか、婦人教員も問題である。彼女たちの多くはパートタイムで、昇進や常用化の可能性は少なく、ピンチになればまっさきに首を切られる。出生率低下の影響をもっとも手ひどく受けているのは、今のところ小学校だが、これは先々、中学、高校、大学へと移っていく。

このような失業問題に対処する方策としては、配転計画、失業手当増額、再訓練、早期退職などが考えられている。その他、一クラスの生徒数をへらして教員の数をふやす方法もある。英国教員組合の推定によると、一クラス三〇人にすれば五万人の教員が新たに必要になるという。ただし、これには財政面で問題がともなうことを

見逃すことはできない。

ILO報告は、こうした雇用問題のほか、労働時間、学級規模、ストレス、安全衛生、僻地の教員などの諸問題をとりあげ、「教員の失業は、すぐれた熟練労働力の浪費であるばかりか、これまでの投資の浪費にもなる」ことを強調している。

【労働時間】

ILO事務局が毎年発行する『労働統計年鑑』をもとにして主要国の労働時間が発表された。これによると、八〇年における製造業の週労働時間の平均と男女別は別表のとおりで、主要先進国では四

週労働時間・男女別

	男子	女子
ノルウェー	31.0	25.8
オーストラリア	39.1	34.4
イギリス	41.9	37.3
西ドイツ	42.2	40.0
日本	42.4	38.4
スイス	44.2	42.7
韓国	52.8	53.5

〇時間前後が多く、デンマークの三二・九時間など一日当たり六時間そこそこの国もある。また男女別では、一般に男子の労働時間が女子を上回っているが、韓国は例外で女子が〇・七時間男子を上回っている。表にある

週労働時間・男女平均

デンマーク	32.9
ベルギー	33.4
オーストリア	33.7
オーストラリア	38.0
カナダ	38.5
アメリカ	39.7
ソ連	40.5
フランス	40.6
日本	41.2
ドイツ	41.6
スイス	43.8

国のうち、アメリカ、カナダ、西ドイツの三国の数字は支払い労働時間、その他は実労働時間である。支払い

労働時間は、賃金の支払われた時間、つまり有給休暇分などもふくまれる。

条約批准の進展

八二年五月一九日現在、加盟国によるILO条約批准総数は四九六七となった。八二年一月一日現在の批准表によると、批准数の多い加盟国のベストテンはつぎのとおりである（カッコ内は批准数）。

スペイン（一〇五）、フランス（一〇三）、イタリア（九七）、ノルウェー（八七）、オランダ（八五）、キューバ（八四）、ウルグアイ（八二）、ブルガリア（八〇）、ベルギーとイギリス（七七）、ポーランド（七三）。

日本は現在三六の条約を批准しており、全体の平均批准数三三をやや上回るが、常任理事国の平均五三にくらべればだいぶ少ない。

また批准数の多い条約のうち主なものをあげればつぎのとおり（洋数字は批准数）。

- 124 強制労働条約・第二九号
- 110 団結権・団交権条約・第九八号
- 107 強制労働廃止条約・第一〇五号
- 102 農業結社権条約・第一一号
- 101 労災均等待遇条約・第一九号、差別待遇（雇用・職業）条約・第一一号
- 100 労働監督条約・第八一号、同一報酬条約・第一〇〇号
- 95 最低賃金決定制度条約・第二六号
- 94 工業週休条約・第一四号
- 93 結社の自由・団結権保護条約・第八七号

【参考資料】(1)ILO東京支局『ILOニュースレター』、『ILOニュース』、(2)日本ILO協会『世界の労働』、(3)日本労働協会『週刊労働ニュース』、(4)日経連『日経連タイムス』、(5)労働省国際労働課『第六七回ILO総会報告書』、(6)ILO（英文）『プレス』、『ILOインフォメーション』

金) 金杉秀信 (造船重機労連) 浅野総一郎 (全金同盟) 田中良一 (全化同盟), 事務局長 山田精吾 (ゼンセン同盟)

加盟組合 (26組合, 5 協議会オブ加盟 2 組合)

電機労連, 自動車総連, ゼンセン同盟, 全金同盟, 鉄鋼労連, 造船重機労連, 全日海; 電力総連, 合化労連, 全化同盟, 商業労連, 全日本ゴム労連, 全機金, 全石油, 全国ガス, 新化学, 交通労連, 食品労連, 全食品同盟, 紙パ総連合, 一般同盟, 資源労連, 相銀全労, 建設同盟, 全窯連, 航空同盟, 全国民労協, 全国アロイ労協, 金属家具労協, 車輛労協, チェーン労協 (オブ加盟), 全電線, 電通労連

206 多国籍企業問題対策労組連絡会議

(多国籍労組会議) 公称297万1274

1973年7月16日結成 「ニュース多国籍労組会議」月刊

役員 (1981年12月24日・第9回拡大幹事会改選)

代表幹事 塩路一郎 宮田義二 豎山利文 中村卓彦, 金杉秀信 (IMF・JC) 宇佐美忠信 (ゼンセン同盟) 立花銀三 (合化労連) 田中良一 (全化同盟) 鈴木健勝 (商業労連)

加盟組合 (7 組合)

IMF・JC, IUUF・JCC, ゼンセン同盟, 合化労連, 全化同盟, 商業労連, 全日本ゴム労連, 外資系労組連絡会議

役員 (1982年5月27日・第13回大会改選)

委員長 島田道登(熊本市第一職労), 副委員長
白水勝万嬉(荒尾新職組) 岩太郎(台東区役所)
米田忠幸(釧路市職) 上田克(全公営), 松下
宗行(下関市職), 書記長 白川良一(えびの
市職)

193 全日本水道労働組合(全水道) 3万8436
1961年3月1日結成 「全水道」(新聞) 半月刊,
「全水道」(雑誌) 不定期刊

役員 (1982年7月22日・第33回大会改選)

委員長 加藤豊(広島), 副委員長 河村弘(大
阪), 書記長 斎藤親仁(東京)

194 東京都労働組合連合会(都労連)
公称19万9000

1946年6月8日結成 「都労連新聞」 半月刊

役員 (1980年7月11日・第34回大会改選)

委員長 宮部民夫(都職労), 副委員長 鹿山
秀佳(都教組) 松永竜成(東交) 高田礼二(都
高教), 書記長 阿南一七(東水労)

195 政府関係特殊法人労働組合協議会(政労協)
4万0746

1960年11月2日結成 「政労協」 旬刊, 「政労協調
査時報」 不定期刊

役員 (1982年7月31日・第49回大会改選)

議長 滝沢幸一(全基労), 副議長 渡辺信久
(日航製労) 遠藤洋一(退共労), 伊藤正文(鉄
公労), 事務局長 西田龍正(情セン労)

加盟組合(69組合)

道公労, 日住労, 全総訓, DS労, 水資労, 首
高労他63組合

196 社会保険診療報酬支払基金労働組合
(基金労組) 5073

1964年5月1日結成 「うずしお」 旬刊

役員 (1981年3月26日・第19回大会改選)

委員長 長谷部正章(本部), 副委員長 岩堤
武(愛知), 書記長 村越新作(本部)

197 全駐留軍労働組合(全駐労) 1万3906

1946年9月1日結成 「全駐労」 不定期刊

役員 (1982年7月11日・第37回大会改選)

委員長 及川陽(本部), 副委員長 高木光雄
(神奈川) 松永角十(東京) 神山操(沖縄),
書記長 坂西栄蔵(本部)

198 沖縄国家公務員労働組合(沖縄国公労)
1944

1972年10月3日結成 「沖縄国公労」 旬刊

役員 (1981年10月9日・第16回大会改選)

委員長 喜屋武秀行(総合), 副委員長 源河
朝善(法務), 書記長 中原克三(法務)

【その他】

199 総評全国一般労働組合(全国一般) 12万1535

1955年7月25日結成 「総評全国一般」 月刊

役員 (1982年8月2日・第32回大会・一部改選)

委員長 森下貞雄(兵庫), 副委員長 安田修
三(富山), 佐野明(本部) 宮崎好一(愛媛),
書記長 松井保彦(東京)

200 全国一般労働組合同盟(一般同盟) 11万0938

1966年2月27日結成 「一般同盟ニュース」 月刊

役員 (1982年2月16日・第17回大会改選)

会長 前川一男(本部), 副会長 椎原国重(大
阪) 後藤恭利(愛知) 黒岩文男(東京), 書記
長 佐藤伝(本部)

201 全国農業協同組合労働組合連合会
(全農協労連) 9万3382

1956年3月18日結成 「全農協労連」 半月刊, 「月
刊労農のなかま」 月刊

役員 (1982年7月30日・第43回大会改選)

委員長 後藤英雄(岩手), 副委員長 富岡雅
夫(新潟) 宮崎清(新聞連労), 書記長 大橋
豊吉(北海道)

202 全国生協労働組合連合会(生協労連)
1万5277

1968年9月8日結成 「生協のなかま」 月刊, 「季
刊生協労連」 季刊

役員 (1982年8月25日・第15回大会改選)

委員長 北村佳三(京都), 副委員長 荻原修
(灘神戸) 橘健三(共立社) 五十嵐康二(本部)
書記長 鈴木彰(本部)

203 全国山林労働組合(全山労) 公称4553

1972年9月2日結成 「全山労」 月刊

役員 (1981年10月11日・第10回大会改選)

委員長 鈴木政勝(北海道), 副委員長 吉田
正信(奈良), 書記長 嶋原進(和歌山)

204 全国競走労働組合(全競労) 4万2233

1962年10月27日結成 「全競労」 季刊

役員 (1981年8月26日・第21回大会改選)

委員長 田畑清子(京都), 副委員長 鈴木フ
ジ子(湘南) 高田美佐子(多摩川) 他3名, 書
記長 多賀名愛子(神奈川)

205 政策推進労組会議(政策推進会議)
公称500万

1976年10月7日結成

役員 (1982年10月15日・第7回総会選出)

代表世話人 橋本孝一郎(電力労連) 豎山利文
(電機労連), 運営委員 中村卓彦(鉄鋼労連)
立花銀三(合化労連) 宇佐美忠信(ゼンセン同
盟) 塩路一郎(自動車総連) 斎藤健次郎(全機

177 運輸省全港湾建設労働組合（全港建） 2725
 1949年7月9日結成「全港建」旬刊
 役員（1979年8月27日・第33回大会改選）
 委員長 松末誠一（神戸港），副委員長 石崎武（下関機械），書記長 高島三郎（酒田港）

178 全気象労働組合（全気象） 4668
 1957年10月14日結成「全気象」旬刊
 役員（1982年9月28日・第26回大会改選）
 委員長 野沢実（本部），副委員長 佐藤正治（東京）丸山栄樹（関中），書記長 大西健二郎（関西）

179 全厚生職員労働組合（全厚生） 3453
 1946年4月21日結成「全厚生」旬刊
 役員（1979年9月15日・第43回大会改選）
 委員長 大倉修二（本部），副委員長 尾崎金三郎（岡崎社会保険）小野寺満夫（統計情報部）山本実（予防衛生研）鈴木晴彦（医務局），書記長 宇治橋真一（統計情報部）

180 全電波労働組合（全電波） 2110
 1951年3月16日結成「全電波」週刊
 役員（1979年9月19日・第33回大会改選）
 委員長 栗田昭二（本省），副委員長 北垣重夫（東海）森茂生（本省），書記長 横山忠男（関東）

181 文部職員労働組合（文労） 1149
 1946年10月30日結成「文労」不定期刊
 役員（1979年7月28日・第35回大会改選）
 委員長 田村幸男（管理局），副委員長 畑克明（大臣官房），書記長 石毛正子（学術国際局）

182 会計検査院職員労働組合（会検労） 1046
 1946年4月結成「会検労」不定期刊
 役員（1980年3月30日・80年度大会改選）
 委員長 大野尚三（上席二部門），副委員長 矢島伸一（上席科学）福田常司（建設三課），事務局長 市川啓次郎（上席建設）

183 総理府恩給局職員組合（恩給職組） 公称355
 1954年11月18日結成「恩給職組」不定期刊
 役員（1980年8月23日・第35回大会改選）
 委員長 竹島治男，副委員長 志田吉男 小谷田吉男，書記長 河野進

184 人事院職員組合（人職） 270
 1948年12月11日結成「人職ウィークリー」週刊
 役員（1979年4月・投票改選）
 委員長 橋野国夫（職員局），副委員長 松本元次郎（職員局）久保田昌宏（管理局）水本博孝（任用局），書記長 飯村初男（管理局）

185 経済企画庁職員労働組合（経企労） 240
 1948年1月17日結成「せんく」不定期刊

役員（1979年12月13日・第36回大会改選）
 委員長 広川健司（物価），副委員長 杉田伸樹（物価），書記長 佐野武之（経済研究所）

186 国会職員組合連合会（国会職連） 公称3300
 1959年10月22日結成「国会職連」不定期刊
 役員（1979年9月28日・第21回大会改選）
 委員長 石川史士（図書館），副委員長 須藤正光（参議院）川崎永伯（衆議院），事務局長 江口勤（参議院）

187 総理府労働組合連合会（総理府労連） 1528
 1962年2月28日結成「総理府労連」月刊
 役員（1979年9月9日・第20回大会改選）
 委員長 矢島俊良（統計局），副委員長 石垣照夫（公取），書記長 角谷六郎（恩給局）

188 総理府統計局労働組合（統計労組） 1017
 1962年5月21日結成「統計労組」年2回刊
 役員（1981年10月31日・第20回大会改選）
 委員長 佐伯博，副委員長 青木珠子，岩淵えり子，書記長 田中伸明

189 全行政管理庁職員組合（全行管） 825
 1968年1月20日結成「全行管」季刊
 役員（1980年7月26日・第16回大会改選）
 委員長 森下尚洋（本庁），副委員長 榊原昌三（本庁）森下章（和歌山），書記長 柳沢正明（本庁）

190 地方公務員関係労働組合共闘会議（地公労） 公称203万6927
 1951年10月2日結成「地公労情報」不定期刊
 役員（1982年10月4日・第23回総会改選）
 議長 待鳥恵（日教組），副議長 内木場忠巳（都市交）河村弘（全水道）相場実（日高教）阿南一七（都労連），事務局長 若林清太郎（自治労）

加盟組合（6組合）
 自治労，日教組，都市交，全水道，日高教（一ツ橋），都労連

191 全日本自治団体労働組合（自治労） 127万3261
 1954年1月29日結成「自治労」旬刊，「自治労通信」半月刊，「自治労賃金資料」不定期刊，「カベシンブン」旬刊
 役員（1981年8月29日・第40回大会補選）
 委員長 丸山康雄（全道庁），副委員長 仲吉良新（沖縄県本部）若林清太郎（京都市職）藤井照生（横須賀市職），書記長 真柄栄吉（新潟県職）

192 全国自治団体労働組合連合（自治労連） 7257
 1970年4月1日結成「自治労連」月刊

1954年10月28日結成「全財務」旬刊
 役員（1982年8月30日・第30回大会改選）
 委員長 玉井宏到（東京），副委員長 伊藤邦夫（大阪），書記長 吉野輝史（福岡）
162 全国税関労働組合（全税関） 749
 1947年11月10日結成「全税関」旬刊
 役員（1981年9月20日・第44回大会改選）
 委員長 石黒昌孝（東京税関），副委員長 小泉欣一（横浜税関），書記長 中田一夫（本部）
163 税関労働組合全国連絡協議会（税関労連） 公称5663
 1965年9月19日結成「税関労連」不定期刊
 役員（1981年6月19日・第21回大会改選）
 議長 菅沼浄（東京），副議長 三井洋（函館）
 吉田福司（東京） 宮川良一（横浜） 石川幹彦（名古屋） 浜西弘敏（大阪） 安達省吾（神戸）
 緒方亥生（門司） 吉田利夫（長崎） 迎里善永（沖縄），事務局長 鈴木日出男（東京）
164 大蔵省職員組合（大蔵職組） 1650
 1946年1月31日結成「大蔵」月刊
 役員（1979年6月20日・第50回大会改選）
 委員長 小栗蔵男（銀行），副委員長 鈴木康夫（証券）北島優（主計局），事務局長 椿原延二（本部）
165 全造幣労働組合（全造幣） 1474
 1946年1月22日結成「全造幣」旬刊
 役員（1979年8月31日・第28回大会改選）
 委員長 木坂幸雄（広島），副委員長 平田定男（大阪） 野田健治（東京），書記長 長尾勝（大阪）
166 全農林労働組合（全農林） 4万1755
 1958年8月24日結成「農林新聞」週刊，「全農林調査時報」不定期刊，「農村と都市をむすぶ」月刊
 役員（1982年7月16日・第26回大会改選）
 委員長 江田虎臣（九州），副委員長 鈴木信夫（関東），書記長 成相静雄（中国）
167 全林野労働組合（全林野） 4万5903
 1953年2月7日結成「全林野新聞」週刊，「ぜんりんや」不定期刊
 役員（1982年7月23日・第35回大会補選）
 委員長 川合勇（東京），副委員長 阿部保吉（旭川），書記長 岩村寛司（長野）
168 日本林業労働組合（日林労） 8889
 1959年12月5日結成「日林労新聞」旬刊
 役員（1981年10月23日・第23回大会改選）
 委員長 宇南山敏（本部），副委員長 高畑次穂（〃），書記長 内山啓一（〃）
169 全建設省労働組合（全建労） 7361

1949年7月9日結成「全建労」旬刊
 役員（1982年8月31日・第38回大会改選）
 委員長 荒川昌男（東北），副委員長 山本守保（東海） 庄子忠雄（東北） 萩原有治（関東）
 佐々田修（中国） 伊藤善和（北陸），書記長 西田祥文（東京）
170 建設省職員組合（建職組） 公称6390
 1970年6月1日結成「建職組新聞」旬刊
 役員（1979年6月24日・第10回大会改選）
 委員長 柴山年氏（近畿），副委員長 浅野自由（東北），書記長 伊藤宣清（東北）
171 全労働省労働組合（全労働） 1万9778
 1958年7月27日結成「全労働」週刊，「資料全労働」不定期刊
 役員（1982年9月24日・第25回大会改選）
 委員長 原田純郎（本部），副委員長 福田幸雄（本部） 河野敏行（山口），書記長 藤田忠弘（本部）
172 全司法労働組合（全司法） 1万4757
 1947年1月25日結成「全司法新聞」週刊
 役員（1982年7月31日・第38回大会改選）
 委員長 足利秀雄（大阪），副委員長 富田武生（東地裁） 後藤卓也（東家裁），書記長 武藤敬一（静岡）
173 全商工労働組合（全商工） 9725
 1948年7月22日結成「全商工新聞」週刊
 役員（1982年9月25日・第46期大会改選）
 委員長 川島威（本部），副委員長 小林七郎（関信） 白波瀬輝夫（筑波），書記長 中春輝治（東海北陸）
174 全法務労働組合（全法務） 1万0417
 1947年12月1日結成「全法務新聞」月刊
 役員（1982年9月16日・第37回大会改選）
 委員長 寺田龍也（東京），副委員長 荒木喜雄（札幌） 桂田正孝（京都），書記長 大段健司（大阪）
175 全北海道開発局労働組合（全開発） 1万2238
 1951年8月22日結成「月刊全開発」月刊
 役員（1982年9月25日・第54回大会改選）
 委員長 相原敬用（函館），副委員長 三浦行男（函館） 二本柳幹雄（釧路），書記長 藤原伸之（室蘭）
176 全運輸省労働組合（全運輸） 1万0429
 1962年6月26日結成「全運輸」月刊
 役員（1982年9月6日・第21回大会改選）
 委員長 天野和治（中国陸運），副委員長 杉山紘（関東海運） 田中茂富（近畿陸運） 大塩明達（本省） 下野千晴（航空管制），書記長 松井孝治（近畿陸運）

鉄労，全郵政，日林労，電電労組，国税会議，
建職組，自治労連，新教組，統計労組，沖縄開
発労組，税関労連，（オブザーバー加盟）基金
労組

151 日本公務員労働組合共闘会議（公務員共闘）
公称230万3107

1960年2月29日結成「公務員共闘速報」不定期刊
役員（1982年9月10日・第21回共闘委員会改選）
議長 丸山康雄（自治労），副議長 久保正（都
市交）内山昂（国公労連）加藤豊（全水道）三
浦行男（国公労協），事務局長 小谷喜富（日教
組）

加盟組合（14組合，オブザーバー加盟3組合）
国公労連，国公労協，会検労，国会職連，沖縄
国公労，自治労，日教組，都市交，全水道，日
高教一ツ橋，日高教麴町，都労連，全駐労，政
労協（オブザーバー加盟）全医労，国共病組，
竹橋会館労組

152 日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）
9万1661

1975年10月1日結成「国公労新聞」旬刊，「国公
労調査時報」月刊
員（1982年8月27日・第15回大会改選）
委員長 内山昂（全労働），副委員長 春山明
（全労働），松末誠一（全港建）荒川昌男（全建
労）天野和治（全運輸）川島威（全商工），書記
長 熊谷金道（全商工）

加盟組合（16組合，オブザーバー加盟4組合）
全労働，全司法，全商工，全運輸，全法務，全
建労，全気象，全厚生，全港建，全電波，全国
税，総理府労連，文労，全行管，全税関，人職
（オブザーバー加盟）日教組大学部，全医労，
国共病組，竹橋会館労組

153 日本国家公務員労働組合協議会（国公労協）
公称6万2669

1975年10月30日結成「国公労協」月刊
役員（1981年10月16日・第6回大会選出）
議長 江田虎臣（全農林），副議長 玉井宏到
（全財務）三浦行男（全開発）大河原照太郎（全
農林）斉藤和海（国税中国），事務局長 小島良
一郎（全農林）

加盟組合（7組合）
全農林，全開発，全財務，国税中国，大蔵職
組，建職労，新建労

154 全大蔵関係労働組合連絡協議会（全大蔵労
連）公称8万4245

1976年11月2日結成「大蔵統一懇」不定期刊
役員（1981年11月8日・第6回総会選出）
会長 清水卯一（全印刷），副会長 小泉泰則

（税関労連）西片義人（大蔵職組）牧内研二（全
専売）藤野文良（国税大阪）板倉道俊（国税会
議），事務局長 浅川忠良（国税会議）

加盟組合（3組合）

大蔵連盟，大蔵協議会，国税大阪

155 大蔵労働組合協議会（大蔵協議会）

公称4万6554

1965年8月16日結成「大蔵協議会ニュース」不
定期刊

役員（1982年9月25日・第18回幹事会改選）

議長 清水卯一（全印刷），副議長 江代貞夫
（大蔵職組）斉藤和海（国税中国）玉井宏到（全
財務）牧内研二（全専売），事務局長 前川寿
美（大蔵職組）

加盟組合（6組合）

全専売，全印刷，全財務，国税中国，大蔵職
組，全造幣

156 大蔵省公務員連盟（大蔵連盟）公称3万2600

1969年10月23日結成「大蔵連盟」不定期刊

役員（1981年11月7日・第13回評議員会改選）

会長 小泉泰則（税関労連），副会長 板倉道
俊（国税会議）宮河良一（税関労連），事務局長
山本哲三（国税会議）

157 全国税労働組合（全国税）1717

1950年1月25日結成「全国税」旬刊

役員（1982年8月22日・第40回大会改選）

委員長 吉本貢（東京西），副委員長 坂本良
雄（東京西）金子哲人（新潟）井ノ上繁利（東
京東）藤村俊也（東大阪）西田一雄（東京西），
書記長 永沢晃（神奈川）

158 国税労働組合全国会議（国税会議）

2万7886

1962年10月29日結成「国税会議」旬刊

役員（1981年10月10日・第20回大会改選）

議長 板倉道俊（名古屋），副議長 白津吉英
（関信）他12名，事務局長 山本哲三（国税労組）

159 国税労働組合（国税労組）公称1万1000

1959年8月8日結成

役員（1979年9月23日・第23回大会改選）

委員長 吉田勤（局），副委員長 藤森強（淀
橋）甲斐田真道（中野）桑原盛一（局）若木恭
彦（豊島），書記長 加藤征夫（麴町）

160 中国国税職員組合（国税中国）公称2558

1950年11月26日結成「国税中国」不定期刊

役員（1981年10月25日・第40回大会改選）

委員長 斉藤和海（広島西），副委員長 安田
功次（呉）香川正博（岩国），書記長 大木洋
（広島西）

161 全財務労働組合（全財務）4068

1948年11月20日結成 「全医労新聞」週刊
役員(1982年7月17日・第36回大会改選)
委員長 松本道広(岡山), 副委員長 米山忠
治(新潟) 渡辺素良(東名古屋) 本多助行(旭
川), 書記長 遠山享(榊原)

141 放射線影響研究所労働組合
(放影研労組) 329

1952年7月15日結成 「労組ニュース」不定期刊
役員(1980年7月28日・第38回大会改選)
委員長 上田登(広島), 副委員長 銀杏田弘
(長崎) 中村勉(長崎) 一田万次(広島), 書記
長 杉野文治(広島)

【商 業】

142 全国商業サービス事務職労働組合連絡会議
(商サ事務労) 公称66万3068

1974年10月30日結成 「商サ事務労ニュース」不
定期刊

役員(1981年10月23日・第8回総会改選)
代表幹事 篠崎栄治(全商社) 上原勇(生保労
連) 渡辺哲夫(ホテル労連), 事務局長 堀元
博(観光労連)

加盟組合(18組合, オブザーバー加盟1組合)
生保労連, 全国一般, 全商社, 駅・車販労協,
全損保, 観光労連, ホテル労連, 生協労連, 全
倉運, 全海運, 全相銀連, 住宅労協, 給食労連,
全農協労連, 全商業, イズミヤ労組, 京王スト
ア労組, 国鉄共済労(オブザーバー加盟) 日建
協

143 同盟流通労働組合共闘会議(同盟流通)
公称14万8823

1970年11月9日結成
役員(1978年9月・改選)
議長 勝木健司(ゼンセン流通), 事務局長
曾我嘉三(同盟本部)

加盟組合
ゼンセン流通, 一般同盟傘下流通部門の組合

144 日本商業労働組合連合会(商業労連)
9万2510

1969年10月25日結成 「商業労連タイムス」隔月
刊, 「季刊JUC」季刊
役員(1982年7月24日・第12回大会改選)
会長 鈴木健勝(全松屋), 副会長 土井良泰
(全ユニード), 事務局長 山本勝一(伊勢丹)

145 全日本ホテル労働組合連合会(ホテル労連)
1万1357

1948年3月28日結成 「ホテル労連」月刊
役員(1979年9月11日・第31回大会改選)
委員長 志村光祥(第一ホテル), 副委員長

富永光(東京ヒルトン) 沢田浩(帝国ホテル)
京英雄(オリエンタルホテル) 小林康之(全都
ホテル), 書記長 渡辺哲夫(ホテルニューグ
ランド)

146 観光・航空貨物産業労働組合連合会
(観光労連) 2万8354

1966年2月19日結成 「観光労連」不定期刊, 「観
光労連調査資料」不定期刊

役員(1980年8月8日・第10回大会改選)
委員長 尾崎成男(交通公社), 副委員長 堀
充博(近畿日本ツーリスト) 井口六郎(京王観
光) 中道進武(阪急交通社), 書記長 富塚信
雄(本部)

147 全国商社労働組合連合会(全商社) 2万9930
1965年8月22日結成 「全商社調査時評」不定期
刊, 「全商社」月刊

役員(1979年8月19日・第16回大会改選)
議長 俵俊徳(兼松江商), 副議長 古谷良樹
(日綿) 長井正和(長瀬産業) 古山武志(東食)
他6名, 事務局長 永井利夫(岡谷鋼機)

148 全日本商業労働組合(全商業) 公称3500
1967年7月22日結成 「全商業」月刊

役員(1981年9月6日・第15回大会改選)
委員長 山本達男(東京) 副委員長 佐藤貢平
(京都) 中田勝男(大阪) 野村康三(東京) 藤
沢和興(愛知), 書記長 森岡時男(兵庫)

【公 務】

149 公共企業体等労働組合協議会(公労協)
85万2632

1953年10月28日結成 「公労協情報」不定期刊
役員(1981年10月16日改選)

代表幹事 武藤久(国労) 山岸章(全電通) 古
井戸龍介(全通), 事務局長 高橋富治(動労)

加盟組合(9組合, オブザーバー加盟1組合)
全電通, 国労, 全通, 全林野, 動労, 全専売,
全印刷, 全造幣, アル専(オブザーバー加盟)
政労協

150 全日本官公職労働協議会(全官公)
公称17万3730

1959年9月4日結成 「全官公」旬刊
役員(1981年11月27日・第5回全国会議改選)
議長 福井秀政(全郵政), 副議長 辻本滋敬
(鉄労) 宇南山敏(日林労) 長谷部正章(基金
労組) 塚本行弘(国税会議) 小泉泰則(税関労
連) 菊地久盛(建職組) 佐伯博(統計労組) 土
屋和彦(新教組) 筑網雄蔵(自治労連), 事務局
長 板倉道俊(同盟)

加盟組合(11組合, オブザーバー加盟1組合)

雄（関西），書記長 坂野哲也（北海道）
128 日本港湾労働組合同盟（日本港湾） 3641
 1977年3月26日結成
 役員（1982年1月25日・第6回大会改選）
 会長 松本弘（三井三池港務所），会長代行 古郡隆男（栗林運輸），副会長 久本敏夫（扇港海運）小林一夫（栗林商会）長島晃（日本塩回送），書記長 千歳正后（本部）
129 日本港湾労働組合連合会（日港労連） 9451
 1956年3月16日結成 「日港労連」旬刊
 役員（1981年7月19日・第29回大会改選）
 委員長 橋爪明信（浜港労連），副委員長 増井正行（神港労連）青木宗祐（全建労協）花田兼夫（浜港労連）出利葉寛（東港労組），書記長大田良人（浜港労連）
130 全日本倉庫運輸労働組合同盟（全倉運） 8735
 1949年9月10日結成 「全倉運」半月刊，「全倉運調査資料」不定期刊
 役員（1982年8月20日・第37回大会改選）
 委員長 古川友三（渋沢），副委員長 大橋正義（住友）今井洋（三菱）立山芳郎（三井）藤本憲作（大阪埠頭），書記長 川端順一郎（本部）
131 鉄道弘済会労働組合（鉄弘労） 1万7401
 1947年9月20日結成 「スクラム」旬刊
 役員（1980年9月7日・第33回大会改選）
 委員長 高野信幸（東京），副委員長 小林正男（関西），書記長 馬野敏和（東京）
132 全日本航空産業労働組合総同盟（航空同盟） 1万7119
 1974年10月16日結成 「航空同盟新聞」旬刊
 役員（1981年10月16日・第8回大会改選）
 会長 歌川勝巳（全日航）副会長 樋口啓一（日航生協労組）豊浜弘（南西航空），亀林明夫（空港グランドサービス）小林攻（全日航）名井博明（全日航），事務局長 住谷亭三（全日航）
133 日本民間航空労働組合連合会（民航労連） 1万9164
 1963年3月22日結成 「民航労連」旬刊
 役員（1981年9月6日・第18回大会改選）
 議長 西村正秀（東亜国内航空），副議長 宮田秀己（日本航空）松岡民生（ノースウエスト）土屋剛（OAS），事務局長 菊池富士夫（全日空）
 加盟組合（38組合）
 全日空，東亜国内，日航他35組合

【教育】

134 日本教職員組合（日教組） 67万7300
 1947年6月8日結成 「日教組教育新聞」週刊，「教育評論」月刊
 役員（1980年8月28日・第55回大会改選）
 委員長 楨枝元文（岡山），副委員長 田中一郎（山梨）待鳥恵（福岡）橋口和子（兵庫），書記長 中小路清雄（宮崎）
135 日本高等学校教職員組合（日高教・一ツ橋） 3万1046
 1955年5月10日結成 「日高教情報」旬刊，「高教組時報」不定期刊
 役員（1982年3月12日・第56回特別大会改選）
 委員長 金子毅（群馬），副委員長 相場実（北海道），書記長 館博通（滋賀）
136 日本高等学校教職員組合（日高教・麴町） 1万7160
 1950年3月10日結成 「日高教ニュース」旬刊
 役員（1981年2月26日・第50回大会改選）
 委員長 金橋寿雄（愛媛），副委員長 森田忠夫（栃木）加納武佳（徳島），書記長 服部寛信（島根）
137 日本教職員連盟（日教連） 公称9万
 1970年6月28日結成 「日教連教育新聞」月刊
 役員（1982年2月27日改選）
 委員長 田名後敬（愛媛），副委員長 山本豊（栃木）坂上元行（宮崎）高畠優（香川）平本光男（栃木），事務局長 佐藤清幸（徳島）
138 日本新教職員組合連合（新教組） 4636
 1968年7月27日結成 「新教組教育新聞」月刊
 役員（1980年2月29日・全国選挙改選）
 委員長 井上忠夫（山口），副委員長 福永英夫（大阪）中川正次郎（京都）中村賢二（東京）久保稔（広島），書記長 石丸弘宣（山口）

【医療】

139 日本医療労働組合協議会（日本医労協） 13万5632
 1957年8月31日結成 「医療労働者」旬刊，「医療労働」月刊
 役員（1982年7月22日・第31回大会改選）
 議長 松本道広（全医労），副議長 米山忠治（全医労）青山貞一（全日赤）浅沼悟朗（岩手医労協）宇田川次保（東京医労協），事務局長 仲恭男（東京医労協）
 加盟組合（7組合ほか）
 全医労，全厚労，全日赤，健保労連，全労災，国共病組，公共労，他398組合
140 全日本国立医療労働組合（全医労） 4万1408

不定期刊

役員 (1981年7月18日・第36回大会改選)

委員長 田淵勲也 (梅田), 副委員長 石坂庚午 (東京) 大西三千雄 (小樽), 書記長 梅田義夫 (三重)

116 全日本運輸一般労働組合 (運輸一般)

1万7563

1977年9月22日結成 「うんゆ一般」旬刊, 「月刊TGU」月刊, 「運輸一般情報ファイル」月刊

役員 (1982年9月5日・第11回大会改選)

委員長 引間博愛 (東京), 副委員長 上田正吉 (兵庫) 木村明通 (東京) 若松秀 (大阪) 平林正樹 (東京), 佐藤達雄 (北海道), 書記長 石沢賢二 (東京)

117 全国自動車交通労働組合連合会

(全自交労連)

5万8445

1947年9月14日結成 「全自交しんぶん」月刊, 「全自交情報」月刊, 「全自交調査時報」不定期刊

役員 (1981年10月15日・第37回大会改選)

委員長 鈴木長蔵 (東京), 副委員長 小川秋雄 (東京) 西口重司 (東京) 沖昭三 (大阪) 三増修 (東京) 中野幾蔵 (愛知), 書記長 金良清一 (東京)

118 全国自動車交通労働組合総連合会

(自交総連)

3万1462

1978年10月13日結成 「自交労働者」半月刊, 「自交労働者月報」月刊

役員 (1980年10月17日・第3回大会選出)

委員長 三浦利男 (神奈川地本), 副委員長 森岡宏 (東京地連) 増田和幸 (大阪地連) 蒲池雅徳 (福岡地連), 書記長 福永主計 (東京地連)

119 日本自動車運転士労働組合 (自運労) 1965

1958年6月14日結成 「自運労」不定期刊

役員 (1981年11月15日・第24回大会改選)

委員長 小黑七郎 (東京), 副委員長 吉野昌男 (神奈川) 住達川忠 (大阪), 書記長 金井仁 (東京)

120 新産別運転者労働組合 (新運転) 7620

1959年2月13日結成 「新運転」月刊

役員 (1981年5月9日・大会改選)

委員長 柏原実 (本部), 副委員長 戸沢盛寿 (埼玉) 南都幸夫 (関西) 飛田正一 (東京), 書記長 中西敬 (東京)

121 船舶関係労働組合協議会 (船労協)

公称6万3680

1972年11月16日結成 「船労協新聞」不定期刊

役員 (1979年3月18日・総会改選)

議長 天野和治 (全運輸), 副議長 須藤貞治

(国労), 事務局長 武田賢次 (総評)

加盟組合 (9組合)

全造船機械, 国労船舶協議会, 船通労, 全港建, 全気象, 全港湾, 全運輸, 全海連, 全電波
122 全日本海運労働組合連合会 (全海連) 8552
1947年1月10日結成 「全海連」月刊

役員 (1981年10月17日・第44回大会改選)

委員長 山田憲一 (山下新日本), 副委員長 那波光俊 (日本郵船) 三田和雄 (書記局) 土方良 (商船三井) 前川弘幸 (川崎汽船) 宮崎康樹 (スワイヤ) 小野一 (太平洋) 仲手川勝 (昭和), 書記長 喜多哲正 (本部)

123 全日本海員組合 (全日海) 14万2733

1945年10月5日結成 「船員しんぶん」週刊, 「海員」月刊

役員 (1980年11月8日・第41回大会改選)

組合長 土井一清, 副組合長 神島守 柴山義一

124 船舶通信士労働組合 (通信士組合)

公称1062

1972年1月30日結成 「通信士組合ニュース」月刊, 「無線通信」隔月刊

役員 (1981年5月21日・第12回大会改選)

委員長 原田豊, 書記長 岸本勇夫

125 全国港湾労働組合協議会 (全国港湾)

公称5万9419

1972年11月1日結成 「全国港湾」月刊

役員 (1982年10月6日・第16回大会改選)

議長 吉岡徳次 (全港湾), 副議長 橋爪明信 (日港労連) 福田進 (検数労連) 古川友三 (全倉運), 事務局長 植草秀夫 (検定労連)

加盟組合 (7組合, オブザーバー加盟1組合)

全港湾, 全倉運, 全海連, 日港労連, 検数労連, 大阪港湾, 検定労連 (オブザーバー加盟)
全日通

126 港湾労働組合中央共闘会議 (港湾共闘)

142万0106

1959年10月28日結成

役員 (1981年10月・幹事会改選)

議長 吉岡徳次 (全港湾), 副議長 樋口緑 (全港建) 福田進 (検数労連) 植草秀夫 (検定労連), 事務局長 貝塚哲夫 (全倉運)

加盟組合 (10組合)

自治労, 全日自労, 全港湾, 全倉運, 全海連, 全運輸, 検数労連, 全港建, 検定労連, 全税関

127 全日本港湾労働組合 (全港湾) 2万4481

1946年7月27日結成 「港湾労働」半月刊

役員 (1982年9月19日・第41回大会改選)

委員長 吉岡徳次 (九州), 副委員長 亀崎俊

大（九州集検）依田時雄（中部検集），事務局
長 山田艶子（東電常備）

【交通運輸業】

104 全日本交通運輸労働組合協議会（全交運）
84万2813

1947年7月9日結成 「全交運新聞」不定期刊，
「全交運情報」半月刊

役員（1982年9月17日・第39回大会改選）

議長 吉岡一雄（私鉄総連），副議長 谷合勝正
（国労）内木場忠己（都市交）石坂庚午（運輸
労連）青木実蔵（動労）鈴木長蔵（全自交）平
田宏（私鉄総連），事務局長 小久保昭治（国
労）

加盟組合（14組合，オブザーバー加盟2組合）
国労，私鉄総連，運輸労連，全自交労連，都市
交，動労，全港湾，観光労連，鉄弘労，運輸一
般，全海連，全運輸，国鉄共済労，自運労，
（オブザーバー加盟）全通，日航労組

105 同盟交通運輸港湾協議会（同盟交運協）
42万6736

1979年2月19日日港労協と統合

役員（1982年3月19日・第4回総会改選）

議長 歌川勝巳（航空同盟），副議長 木畑公一
（全日海）松田忠吉（交通労連）歌川勝巳（航空
同盟）佐藤伝（一般同盟）松本弘（日本港湾），
事務局長 佐藤昭治（鉄労）

加盟組合（8組合）

全日海，交通労連，鉄労，航空同盟，一般同盟，
日本港湾，神戸港運労連，大阪沿岸

106 国鉄労働組合（国労） 24万5405

1947年6月5日結成 「国鉄新聞」週刊，「こくろ
う調査」不定期刊，「国労文化」月刊，「国労法
対時報」不定期刊

役員（1982年8月1日・第44回大会一部改選）

委員長 森影誠（青函），副委員長 酒井政次
（名古屋）谷合勝正（東京），書記長 武藤久
（門司）

107 国鉄動力車労働組合（動労） 4万4434

1951年5月23日結成 「動力車新聞」週刊，「動く
力」不定期刊

役員（1981年7月18日・第37回大会改選）

委員長 八鍬重一（旭川），副委員長 城石靖
夫（青函）青木実蔵（東京），書記長 佐藤昭
松（大阪）

108 鉄道労働組合（鉄労） 4万6247

1968年10月20日結成 「鉄労新聞」週刊，「慕進」
隔月刊

役員（1982年9月10日・第15回大会改選）

組合長 辻本滋敬（大阪），副組合長 小林要
人（新潟）矢後希悦（金沢）風間良栄（新潟），
書記長 志摩好達（大阪）

109 全国鉄動力車労働組合連合会（全動労）
公称3500

1974年3月31日結成 「全動労」半月刊，「全動労
文化」不定期刊

役員（1982年7月28日・第9回大会改選）

委員長 遠藤泰三（札幌），副委員長 日下義
男（札幌），書記長 貝澄昭三（大阪）

110 全国鉄施設労働組合（全施労） 3254

1971年4月27日結成 「全施労新聞」旬刊

役員（1981年8月24日・第11回大会改選）

委員長 福田富衛（高崎），副委員長 草刈収
（大阪）倉嶋民也（長野），書記長 滝口昭（東
京西）

111 日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）
22万3213

1947年1月10日結成 「私鉄新聞」旬刊，「私鉄総
連調査月報」不定期刊，「私鉄文化」不定期刊，
「私鉄」不定期刊

役員（1982年7月15日・第46回大会改選）

委員長 黒川武（営団），副委員長 平田宏（北
鉄）小林康房（東武），書記長 田村誠（南海）

112 全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）
10万1388

1964年11月9日結成 「交通労連」不定期刊

役員（1981年9月27日・第18回大会改選）

委員長 松田忠吉（第一貨物），副委員長 杉
浦明（西濃運輸）満岡宏夫（サンデン交通）一
色英夫（日本タクシー），書記長 田村文一（本
部）

113 日本都市交通労働組合（都市交） 5万0632

1947年1月26日結成 「都市交通」（新聞）不定期
刊，「都市交通」（雑誌）不定期刊，「活動旬報」
旬刊

役員（1982年7月15日・第47回大会改選）

委員長 久保正（大交），副委員長 内木場忠
己（鹿交），書記長 折原有朋（東交）

114 全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）
13万0516

1968年11月13日結成 「運輸労連」半月刊，「月刊
運輸労連」月刊

役員（1982年7月9日・第15回大会改選）

委員長 田井二郎（全日通），副委員長 石坂庚
午（全日通）牧野功（京橋運送）森田武美（ト
ナミ運輸），書記長 秋田哲也（全日通）

115 全日通労働組合（全日通） 5万4478

1946年4月20日結成 「日通労働」週刊，「全日通」

92 相互銀行全国労働組合連合会議（相銀全労）

2万9164

1972年2月16日結成「ぜんろう」不定期刊

役員（1981年9月8日・第11回大会改選）

議長 那須俊彰（福德），副議長 玉木康夫（福島）島田勝年（関西）小島瑞蓬（東京）他3名，事務局長 河田安弘（近畿）

93 全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）

2万4405

1957年12月21日結成「信託のなかま」不定期刊

役員（1981年8月26日・拡大中央委員会改選）

議長 安藤勇（三井），副議長 増田道生（安田）足立勲一郎（三菱）岸本六蔵（住友），書記長 渋谷和夫（三井）

94 全国信用金庫信用組合労働組合連合会

（全信労）

1万4548

1954年11月20日結成「全信労」旬刊

役員（1982年9月21日・第27回大会改選）

委員長 田中光雄（昭和），副委員長 播磨力雄（東武）田中清志（福岡）中村稔（豊中），書記長 斎藤幸蔵（東京）

95 全国信用保証協会労働組合連合会

（全信保労連）

公称3341

1961年11月4日結成「ゼンシン」旬刊

役員（1981年10月17日・第21回大会改選）

委員長 佐藤巧（京都），副委員長 黒田幸夫（東京）村田利喜弥（大阪），事務局長 比 諭（京都）

96 全国生命保険労働組合連合会（生保労連）

33万4407

1969年10月17日結成「生保労連」月刊

役員（1982年8月24日・第14回大会改選）

委員長 田島良治（東邦），副委員長 若林義一（日本）長田政義（日団外）上原勇（東邦）高橋寿雄（第一外）富田勝（第百）平岡鉄造（安田宮）大川善道（朝日外）竹内正紀（東京）醍醐勝治（明治外）船石光則（住友従）武内正夫（千代田），書記長 田中賢一（第一内）

97 全日本損害保険労働組合（全損保）

3万2590

1949年11月5日結成「全損保」週刊，「損保調査時報」月刊

役員（1982年9月29日・第39回大会改選）

委員長 野村英隆（日火），副委員長 杉田教夫（大正）山野健治（大成）金山幸晴（睦）坂本林（日動外勤），書記長 小西勝男（千代田）

98 損害保険労働組合連合会（損保労連）

2万4337

1967年2月15日結成「損保労連」半月刊

役員（1982年9月16日・第17回大会改選）

委員長 山倉武男（住友），副委員長 河村達夫（同和）岡野昭夫（興亜）須田隆夫（住友）宮村民彦（東亜）石井守雄（東海）高橋正敏（安田），書記長 槇尾隆三（東海）

99 全国証券労働組合協議会（全証労協）

公称2000

1954年12月結成「全証労協」月刊

役員（1981年8月24日・定期代表委員会改選）

議長 梅沢照治（東証），副議長 下田紀（大証），事務局長 江口茂（東証健保）

【電気産業】

100 全日本電力労働組合協議会（全電力）

3160

1965年10月27日結成「全電力」不定期刊

役員（1981年10月6日・第17回評議員会改選）

議長 古賀勇一（全九電），副議長 清水英介（電産中国）鳴海治一郎（全北電）生駒勝司（九電検集労），事務局長 折戸良治（全北電）

加盟組合（4組合）

全九電，電産，九電検集労，全北電

101 全国電力関連産業労働組合総連合

（電力総連）

公称21万0674

1981年3月26日結成

役員（1981年11月12日・第1回・大会改選）

議長 橋本孝一郎（電力労連），副議長 田崎以兄（検集労連）碓邦夫（電工同盟）長島秀道（東北電力総連）足立良平（関西電力総連）石田康彦（中国電力総連），事務局長 鈴木治（関東電力総連）

加盟組合（4組合，10地方組織）

電力労連，検集労連，日電工労連，電工同盟，北海道電力総連，東北電力総連，関東電力総連，中部電力総連，北陸電力総連，関西電力総連，中国電力総連，四国電力総連，九州電力総連，沖縄電力総連

102 全国電力労働組合連合会（電力労連）

13万6704

1954年5月27日結成「電力労連」旬刊，「電力労連月報」月刊

役員（1982年9月10日・第29回大会改選）

会長 橋本孝一郎（中部），会長代理 志村文明（東京），書記長 野田清二（関西）

103 全国電力検針集金労働組合連絡協議会

（全国電力検集労連）

1万3280

1970年10月3日結成

役員（1982年10月3日・第13回大会改選）

会長 田崎以兄（東電常備），議長 宮田義雄（東京）副議長 今野悟郎（東北検集）坂田武

三郎(京都) 津村正義(鳥取) 羽鳥一雄(山形)
三枝満慈郎(東京), 書記長 加藤忠由(東京)

79 建設産業労働組合同盟(建設同盟) 9831
1978年10月28日結成

役員(1981年10月25日・第4回大会選出)
委員長 鈴木芳雄(本部), 副委員長 千葉直彦(東亜建設) 東海林豊敬(東亜道路) 広口征男(大末建設) 岡田安弘(不動建設), 事務局長 永田幹穂(本部)

80 総評全日本建設産業労働組合(全日建) 1万7377

1971年4月18日結成「全日建ニュース」月刊
役員(1981年10月11日・第11回大会改選)
委員長 門野三郎(関西), 副委員長 遠藤伸男(新潟), 書記長 長谷川武久(東京)

81 日本建設産業職員労働組合協議会(日建協) 6万5479

1954年12月12日結成「日建協ニュース」半月刊,
「日建協調査時報」不定期刊
役員(1982年8月20日・第54回大会改選)
議長 中島正弘(鴻池), 副議長 塩崎徳弘(奥村), 石田幸雄(銭高) 佐々木貞夫(フジタ) 野沢幹一郎(間), 事務局長 安野勉(清水)

82 全日本電気工事労働組合連合会(日電工労連) 2万9440

1967年1月31日結成「日電工労連」月2回刊
役員(1982年9月7日・第16回大会改選)
会長 横山実(東海), 副会長 石堂直哉(中国) 大河原鎮雄(関東), 中嶋紘一(関東), 事務局長 飯田兼敏(九州)

83 全日自労建設一般労働組合(建設一般全日自労) 8万4975

1947年6月30日結成「じかたび」週刊,「季刊学習」不定期刊
役員(1982年8月30日・第45回大会改選)
委員長 中西五洲(三重), 副委員長 内田基大(愛知) 初田一夫(福島) 鈴木敏之(東京) 大村優(福岡), 書記長 酒井謙弥(本部)

84 全国民主自由労働組合(全民労) 7762
1955年10月22日結成

役員(1982年5月28日・第28回大会改選)
委員長 新田仁臣(福岡), 副委員長 佐藤光明(福島) 小柳文男(神奈川), 書記長 馬場大静(東京)

85 全国自由労働組合連合会(全国自労) 6994
1966年9月24日結成「全国自労」旬刊

役員(1981年6月7日・第16回大会改選)
委員長 中村一(鹿児島), 副委員長 吉田昇

(東京), 事務局長 鈴岡教宏(広島)

【金融業】

86 全国金融労働組合共闘会議(金融共闘) 7万0928

1961年11月10日結成「金融のなかま」旬刊
役員(1982年1月12日・第5回幹事会改選)
議長 野村英隆(全損保), 副議長 橋見文夫(全労金) 斎藤幸蔵(全信労), 事務局長 梅沢照治(全証労協)

加盟組合(9組合)
全損保, 全信労, 全労金, 全相銀連, 全証労協, 外銀連, 地銀連, 全信保労連, 日本信託労組

87 全国銀行従業員組合総連合(全銀総連) 公称20万0250

1957年5月25日結成
役員(1982年5月14日・第26回総会改選)
議長 松井慶人(市銀連), 副議長 安藤勇(全信連), 事務局長 宮川肇(市銀連)

加盟組合(4組合)
市銀連, 全信連, 外銀連, 地銀連
88 市中銀行従業員組合連合会(市銀連) 17万4135

1956年7月28日結成「市銀連ニュース」半月刊
役員(1982年5月13日・第27回大会改選)
委員長 松井慶人(埼玉), 副委員長 宮川肇(三菱) 山崎治平(三和), 事務局長 真鍋卓史(第一勧銀)

89 全国地方銀行従業員組合連合会(地銀連) 公称610

1956年7月27日結成「ちぎん」半月刊
役員(1981年10月21日・第36回大会改選)
委員長 伊藤清二(七十七), 副委員長 平田貞治郎(本部) 鈴木和夫(泉州), 書記長 御嶽友一(本部)

90 外国銀行従業員組合連合会(外銀連) 公称1100

1956年8月31日結成「外銀連ニュース」不定期刊
役員(1979年1月28日・大会改選)
委員長 成舞春雄(オランダ), 副委員長 川崎文司(チェース) 高橋信栄(香港上海) 平田忠明(香港上海), 書記長 井上尚直(本部)

91 全国相互銀行従業員組合連合会(全相銀連) 6779

1953年8月8日結成「相銀のなかま」半月刊
役員(1982年9月9日・第33回大会改選)
委員長 酒寄基男(東陽), 副委員長 速水健二(第三) 串間郁夫(宮崎), 書記長 関輝雄(北洋)

(平凡社) 宮園治信 (啓林館), 書記長 渡辺起造 (東京出版)

67 日本新聞労働組合連合 (新聞労連) 4万3126

1950年6月30日結成 「新聞労連」半月刊

役員 (1982年7月24日・第59回大会改選)

委員長 未定 副委員長 大場鎭太郎 (共同)
岩松博 (河北), 未定

書記長 小倉三千雄 (東京)

68 日本放送労働組合 (日放労) 1万3344

1948年3月2日結成 「日放労」月3回刊

役員 (1981年10月7日・第74回大会改選)

委員長 須藤安三 (管理・地域系列), 副委員長 佐々木潤 (管理・地域系列) 竹村七郎 (北海道支部) 日置弘能 (放送系列), 書記長 奥田良胤 (放送系列)

69 日本民間放送労働組合連合会 (民放労連) 1万0182

1953年7月12日結成 「民放労連」月3回刊, 「放送レポート」不定期刊

役員 (1982年8月2日・第54回大会改選)

委員長 竹村富弥 (北海道放送), 副委員長 朝比奈太郎 (東京放送) 隅井孝雄 (日本テレビ) 中森謹重 (大阪放送) 西山清雄 (朝日放送), 書記長 井上至久 (日本テレビ)

【通 信 業】

70 全逓信労働組合 (全逓) 18万6107

1946年5月31日結成 「全逓新聞」週刊, 「全逓時報」月刊, 「全逓の文化活動」不定期刊

役員 (1982年7月18日・第36回大会改選)

委員長 太田清治 (東京中部), 副委員長 沖永鯛一 (福岡) 清野正士 (旭川), 書記長 古井戸龍介 (愛知)

71 全日本郵政労働組合 (全郵政) 6万0962

1965年10月17日結成 「全郵政新聞」週刊, 「全郵政ジャーナル」月刊

役員 (1982年6月9日・第18回大会改選)

委員長 福井秀政 (大阪中央), 副委員長 松田義央 (東京中部) 森田一男 (東京北部), 書記長 牧野喜蔵 (中央本部)

72 電気通信情報産業労働組合連合 (電通労連) 33万1987

1962年10月8日結成 「電通労連」月刊, 「電通労連レポート」月刊

役員 (1982年7月2日・第22回大会改選)

委員長 及川一夫 (全電通), 副委員長 依田哲夫 (国際電電労組) 井関精二 (電済労) 山岸章

(全電通) 西川忠男 (全国通建) 田村誠造 (全電印) 早川和明 (都築電気), 書記長 橋本さとし (全電通)

加盟組合 (3組合ほか)

全電通, 電済労, 国際電電労組, 全国通建, 全電印, その他32組合

73 全国電気通信労働組合 (全電通) 29万0972

1950年9月29日結成 「全電通」週刊, 「月刊全電通」月刊, 「あすど」隔月刊

役員 (1982年7月23日・第35回大会改選)

委員長 山岸章 (大阪中央), 副委員長 野田豊次郎 (東京), 書記長 小森正夫 (栃木)

74 日本電信電話労働組合 (電電労組) 45

1966年8月14日結成 「電電労組」不定期刊

役員 (1979年9月29日・第14回大会改選)

委員長 桑畑実男 (北九州報話局), 副委員長 石垣実夫 (多治見報話局), 書記長 山田真彰 (大牟田報話局)

75 国際電信電話労働組合 (国際電電労組) 4862

1953年4月1日結成 「国際電電」月刊

役員 (1982年7月16日・第39回大会改選)

委員長 依田哲夫 (本部), 副委員長 関義信 (本部) 森満樹 (大阪電報), 書記長 松尾修治 (本社)

76 全国電気通信共済会労働組合 (電済労)

1万1709

1954年6月26日結成 「電済労」月刊

役員 (1982年8月3日・第29回大会改選)

委員長 井関精二 (中央), 副委員長 立野至男 (関東), 書記長 岡本義男 (東海)

【建 設 業】

77 全日本建設・建設資材産業労働組合連絡協議会 (建設労連) 62万1793

1971年6月3日結成 「建設労連ニュース」月刊

役員 (1980年9月12日・総会改選)

代表幹事 加藤忠由 (全建総連), 酒井松雄 (国労建協) 始田一夫 (全国自労)

加盟組合 (17組合)

全建総連, 全国一般, 全水道, 全国セメント, 全国自労, 全開発, 全建労, 国労建協, 建設関連協, 全日建, 日住労, 全港建, 水資労, 首高労, 農開労

78 全国建設労働組合総連合 (全建総連)

28万9250

1960年11月24日結成 「全建総連」旬刊

役員 (1981年10月29日・第22回大会改選)

委員長 江口利作 (長崎), 副委員長 浅田源

1947年2月12日結成 「繊維労連」月刊,「調査時報」不定期刊

役員(1981年9月29日・第39回大会改選)

委員長 池田友次(本部), 副委員長 湯本稔夫(東北), 書記長 中島道治(本部)

55 ゼンセン同盟 46万8948

1946年7月31日結成 「ゼンセン新聞」週刊,「月刊ゼンセン」月刊,「友愛」月刊

役員(1982年9月22日・第38回大会改選)

会長 宇佐美忠信(本部), 副会長 勝木健司(ダイエー) 問谷荒祐(帝人) 菅野泰太郎(東洋紡) 射庭良治(レナウン) 島田安親(日毛) 中村弘(本部) 山田精吾(本部), 常石憲豊(本部), 書記長 芦田甚之助(本部)

【食品産業】

56 全専売労働組合(全専売) 3万2070

1949年6月28日結成 「全専売新聞」週刊,「オルグ手帖」月刊

役員(1982年7月20日・第38回大会改選)

委員長 牧内研二(長野), 副委員長 小原毅(仙台), 書記長 椎名成雄(東京)

57 アルコール専売労働組合(アル専) 742

1952年12月19日結成 「アル専週報」週刊

役員(1981年10月8日・第30回大会改選)

委員長 大森忍(東京), 副委員長 箱守一男(本省), 書記長 重信満夫(大阪)

58 全国食品産業労働組合同盟(全食品同盟) 4万1894

1947年10月6日結成 「全食品同盟」月刊,「調査資料食品労働」不定期刊

役員(1981年10月9日・第35回大会改選)

委員長 早田芳昭(三楽オーシャン), 副委員長 北林英二(宝酒造) 佐藤豊治(伊藤ハム) 河本志郎(木村屋) 中村好秀(ヤマサ醤油) 東慎哉(本部), 書記長 串畑平(本部)

59 全日本食品労働組合連合会(食品労連) 7万3869

1965年9月29日結成 「食品労連」半月刊,「食品労連時報」不定期刊

役員(1982年9月9日・第18回大会改選)

委員長 岡村恵(全森永), 副委員長 斎藤達夫(キッコーマン) 佐藤廣明(明治製菓) 高牟礼通信(サッポロビール) 田村憲一(雪印乳業) 大堀訓啓(全森永) 沢木清成(日本水産), 書記長 高田英治(不二家)

60 全国麦酒労働組合連合会(全国ビール) 1万4757

1949年5月19日結成 「全国ビール」月刊

役員(1981年9月6日・第33回大会改選)

委員 水谷照(朝日), 副委員長 高牟礼通信(サッポロ) 森田健一(麒麟), 書記長 吉次信行(サッポロ)

【文化産業】

61 マスコミ・文化労働組合共闘会議 11万1731
(マスコミ・文化共闘)

1963年11月9日結成

役員(1981年10月9日・第19回総会改選)

議長 樽橋国武(出版労連), 副議長 高橋武(全印総連) 須藤安三(日放労) 竹村富弥(民放労連) 間島三樹夫(映演共闘) 荒川恒行(広告労協) 武藤弘人(新聞労連) 浜坂 福夫(日演協), 事務局長 隅井孝雄(民放労連)

加盟組合(8組合)

新聞労連, 全印総連, 日放労, 出版労連, 民放労連, 映演共闘, 広告労協, ユニオン日演協

62 全国映画演劇労働組合(全映演) 1304

1947年5月7日結成 「教宣ニュース」不定期刊

役員(1981年10月15日・第38回大会改選)

委員長 膳師豊(東宝), 副委員長 遠藤直之(東宝), 事務局長 渋谷純広(東宝)

63 映画演劇労働組合総連合(映演総連) 2899

1952年3月25日結成 「総連ニュース」不定期刊

役員(1981年10月14日・第30回大会改選)

議長 堀江毅(全東映), 副議長 間島三樹夫(舞芸) 関谷光弘(大映) 小林義明(全東映) 吹田勇(松竹), 事務局長 原田由一(共同映画)

64 全印刷局労働組合(全印刷) 6208

1947年4月1日結成 「全印刷」旬刊

役員(1982年9月4日・第48回大会改選)

委員長 清水卯一(滝野川), 副委員長 橋田和夫(虎ノ門), 書記長 星宮文雄(本局)

65 全国印刷出版産業労働組合総連合会 1万5701
(全印総連)

1953年4月25日結成 「全印総連」半月刊,「資料印刷出版」不定期刊

役員(1982年7月13日・第31回大会改選)

委員長 高橋武(共同), 副委員長 大東清人(コクヨ) 小野塚敬一(銀座), 書記長 比留間長一(共同)

66 日本出版労働組合連合会(出版労連) 1万3382

1958年3月15日結成 「出版労連」隔週刊

役員(1982年7月17日・第46回大会改選)

委員長 樽橋国武(講談社), 副委員長 松原 洋夫(三省堂) 後藤勝治(岩波書店) 森下昭平

(全日本ゴム労連) 5万0128
1974年1月30日結成「全日本ゴム労連」月刊,
「ゴム労働情報」不定期刊
役員(1982年9月9日・第18回大会改選)
委員長 鈴木久夫(横浜), 副委員長 西松義夫
(住友) 石引晃(横浜) 樋口俊郎(日本ゴム)
和田時典(三ツ星), 書記長 松谷栄(東洋ゴ
ム)
42 全国油脂産業労働組合協議会(全国油労協)
1万2634
1962年8月16日結成「油労協通信」旬刊
役員(1981年8月24日・第20回大会改選)
議長 森沢芳雄(旭電化), 副議長 押尾良和
(ミヨシ油脂) 竹田重夫(日清製油), 事務局
長 渡辺正美(日本油脂)
43 全日本塗料労働組合協議会(全日塗) 1万0383
1956年2月23日結成「全日塗」月刊
役員(1981年8月25日・第21回大会改選)
委員長 中本賢(日油), 副委員長 今川喜裕
(関ペ) 鈴木邦男(日ペ) 伊藤宏行(大日本) 荒
木敏彦(水谷ペ), 書記長 山下嘉昭(本部)
44 全国紙パルプ産業労働組合連合会(紙パ労連)
3万0430
1947年4月6日結成「紙パ労連」旬刊,「月刊紙
パ」月刊
役員(1982年7月15日・第70回大会改選)
委員長 土橋昭富(奥関), 副委員長 土居有
臣(十条) 藤田良光(鶴崎) 窪田貢市(大昭和),
書記長 青山陽一(高崎)
45 全日本紙パルプ・紙加工産業労働組合総連合
(紙パ総連合) 2万6223
1972年11月7日結成「紙パ総連合」半月刊,「紙
パ総連合調査政策情報」不定期刊
役員(1982年7月15日・第12回大会改選)
委員長 細川英香(王子新), 副委員長 内田
久雄(北越) 岡本寛(本州) 奥村文夫(三菱)
田中久(神崎) 露木栄(特種), 書記長 遠藤
好佑(レンゴー)
46 全国石油産業労働組合同盟(石油同盟) 3159
1978年10月1日結成
役員(1982年7月10日・第4回大会改選)
委員長 小泉中成(共石), 副委員長 秋山健
(モービル), 書記長 河野伸一(エッソ)
47 全国石油産業労働組合協議会(全石油)
2万6124
1953年2月26日結成「全石油」半月刊,「全石油
月報」月刊
役員(1982年7月23日・第50回大会改選)
委員長 田口学(日石), 副委員長 後藤実(大

協) 堺明(東燃), 書記長 藤井暁(帝石)
48 全国ガス労働組合連合会(全国ガス)
2万6152
1946年7月2日結成「全国ガス労働」旬刊
役員(1982年7月27日・第38回大会改選)
委員長 岡田一夫(東京), 副委員長 金井信夫
(東京) 井場勇(西部) 加藤信夫(東邦) 鹿野
清人(全北) 舛田剛(広島), 書記長 龍居靖
幸(東京)
49 全国セメント労働組合連合会
(全国セメント) 1万9547
1946年7月25日結成「全国セメント」半月刊,
「月刊全国セメント」不定期刊
役員(1981年8月5日・第36回大会改選)
委員長 夏原修(住友セ), 副委員長 伊東晃一
(日本セ) 高橋清(日本ヒューム管), 書記長
青木常治(第一セ)
50 全国窯業労働組合連合会(全窯連) 2万6038
1949年4月27日結成「ぜんようれん」月刊
役員(1980年8月28日・第32年次大会改選)
委員長 中村雅則(黒崎窯業), 副委員長 川
口広(播磨耐火) 森英男(日本陶器) 丹羽浩介
(日本碍子), 書記長 岩田国夫(本部)
51 全国珪石産業労働組合連絡協議会(全珪労協)
公称3230
1962年10月13日結成「全珪労協ニュース」不定
期刊
役員(1981年11月1日・第20期大会改選)
議長 石岡馨(クレノートン), 副議長 横田
靖男(瑞穂研磨) 奈良六郎(東邦窯業), 事務
局長 大矢昌弘(ノリタケ)
52 全国製靴産業労働組合連合会(全靴労連)
公称1350
1953年9月13日結成「靴労連」不定期刊
役員(1981年10月25日・第25回大会改選)
委員長 山路進久(スタンダード東京), 副委
員長 石井光幸(パラマウント), 事務局長
又辺建二(スタンダード東京)
53 全国皮革産業労働組合連合会(全皮労連)
公称1800
1962年10月6日結成「全皮労連」旬刊
役員(1981年9月20日・第21回大会改選)
委員長 寺前米巳(ニッピ), 副委員長 石田
定三(新田) 伊原忠雄(明治), 事務局長 浅
見弘夫(ニッピ)
【繊維産業】
54 日本繊維産業労働組合連合会(繊維労連)
9157

主要な労働組合の現状

一キ) 滝田孝雄(若松車輛), 事務局長 藤原当道(近畿車輛)

30 航空機産業労働組合協議会(航空労協)
4万1097

1967年10月25日結成「航空労協」不定期刊

役員(1981年11月27日・第15回大会改選)

議長 横田幸雄(三菱重工), 副議長 斎藤覚(全日航) 中野好弘(川崎重工) 塚越久雄(富士重工), 事務局長 坪井高幸(川崎重工)

31 全日本労働総同盟三菱自動車工業労働組合(同盟三菱自工労組)
2万3157

1970年9月1日結成「菱自労報」月刊

役員(1982年9月24日・第15回大会改選)

委員長 山木昭助(東自), 副委員長 笠井晃(名自), 書記長 灘波英明(水自)

32 全国ミシン労働組合協議会(全ミ労)
公称2万

1953年2月1日結成「全ミ労情報」不定期刊

役員(1981年10月18日・第27回大会改選)

議長 矢木治人(アイシン), 副議長 島田治(リッカー) 魚谷昇一(ペガサス), 事務局長 浅原道美(ジャノメ)

【化学産業】

33 全国化学産業労働組合協議会(全国化労協)
32万3227

1953年9月20日結成「化学のなかま」月刊

役員(1982年10月7日・第21回全体合議改選)

議長 道善夫(合化労連), 副議長 小林博美(全石油) 青木常治(全国セメント), 事務局長 竹田立一(新化学)

加盟組合(8組合)

合化労連, 食品労連, 紙パ労連, 全石油, 全国セメント, 全国ガス, 新化学, 全日塗

34 日本化学エネルギー労働組合協議会(化学エネルギー労協)
66万6382

1977年9月21日結成「ニュース・化学エネルギー労協」旬刊

役員(1981年9月29日・第6回総会選出)

議長 橋本孝一郎(電力労連), 副議長 田中良一(全化同盟) 立花銀三(合化労連), 事務局長 久村晋(ゼンセン同盟)

加盟組合(11組合)

電力労連, 合化労連, 全化同盟, ゼンセン同盟, 全日本ゴム労連, 紙パ総連合, 新化学, 全石油, 全国ガス, 化学総連, 化労研,

35 同盟化学部門連絡協議会(同盟化学協)
74万6117

1969年11月13日結成

役員(1978年12月現在)

議長 田中良一(全化同盟), 事務局長 池畑英雄(同盟本部)

加盟組合(7組合)

ゼンセン同盟, 一般同盟, 全化同盟, 全食品同盟, 紙パ総連合, 凸版印刷, 石油同盟

36 合成化学産業労働組合連合会(合化労連)
12万5292

1950年12月8日結成「合成化学」半月刊, 「合化労連資料」不定期刊

役員(1982年8月24日・第66回統開大会改選)

委員長 立花銀三(日東化学), 副委員長 小川莊六(東洋曹達) 中村次郎(富士フィルム) 寺田由則(化学一般関東) 宮内留吉(日本油脂) 山口幸二(日産化学), 書記長 佐々木健(藤沢薬品)

37 全国化学一般労働組合同盟(全化同盟)
10万0414

1951年11月18日結成「全化同盟」旬刊, 「資料と情報」月刊

役員(1982年9月16日・第31回大会改選)

会長 本田廣市(大阪ガス), 副会長 黒部正也(薬粧部会) 安島将(協和醸酵) 大山隆二(関東労組) 三橋米人(小西六), 書記長 上野嘉一(本部)

38 全国化学労働組合総連合(化学総連)
7万8813

1978年9月30日結成「化学総連」不定期刊

役員(1982年9月30日・第5回大会選出)

会長 並川汎(昭和電工), 副会長 成元国雄(旭硝子), 大洲博康(三井東圧) 高部正彦(ダイセル) 雲丹亀重勝(住友化学) 香月二郎(三菱化成) 石黒章(積水化学), 事務局長 清田節郎(日本ゼオン)

39 全国フェロアロイ産業労働組合協議会(全国アロイ労協)
公称4万2084

1978年10月31日結成

役員(1980年11月5日・第3回総会選出)

議長 今岡雄(日本重化学), 副議長 北川明(日本電工) 並川汎(昭和電工), 事務局長 窪田松雄(日本重化学)

40 新産別全化学産業労働組合連合(新化学)
1万1430

1950年9月29日結成「新化学」年3回刊

役員(1980年7月18日・第30回大会改選)

委員長 河合明博(鉄興社), 副委員長 中田英二(徳山曹達) 平間文正(呉羽化学), 書記長 竹田立一(本部)

41 全日本ゴム産業労働組合総連合

委員長 橋村良夫(東京), 副委員長 古家久光(東京) 武本明夫(大阪) 後出進一郎(石川) 屋敷英雄(愛知) 竹内徹(愛媛), 書記長 平沢栄一(本部)

17 全国金属産業労働組合同盟(全金同盟) 30万0586
1951年3月18日結成「全金同盟」旬刊,「全金同盟調査時報」不定期刊
役員(1981年8月27日・第31回大会改選)
組合長 浅野総一郎(大阪), 副組合長 服部光朗(埼玉) 榎正司(大阪) 長岡房男(日本製鋼) 畑俊光(東京), 書記長 藤原巖(本部)

18 全国機械金属労働組合(全機金) 3万3935
1950年2月8日結成「全機金」月刊
役員(1982年7月20日・第33回大会一部改選)
委員長 前川忠夫(日本精工), 副委員長 内藤近衛(豊和工業) 百沢武(不二越), 書記長 斎藤健次郎(本部)

19 全日本アルミニウム産業労働組合協議会(全日アルミ労協) 公称6万5155
1977年9月19日結成
役員(1981年12月4日・幹事会改選)
代表幹事 並川汎(軽金属製錬労協) 伊藤勉(軽圧労協) 西山直輝(アルミ労協), 事務局長 藤原裕巳(軽金属製錬労協)
加盟組合(3協議会)
軽金属製錬労協, 軽圧労協, アルミ労協

20 全国伸銅労働組合連合会(全銅連) 8471
1949年6月24日結成「全銅連」不定期刊
役員(1981年9月27日・第32回大会改選)
会長 吉田和男(日本伸銅), 副会長 伊藤勉(住友軽金属) 吉田弘毅(紀長伸銅), 書記長 小山昌治(三谷伸銅)

21 全日本光学工業労働組合協議会(光学労協) 公称3万5850
1953年7月22日結成「光学労協」不定期刊
役員(1981年9月18日・第32回大会改選)
議長 高野守(小西六), 副議長 木村治郎(キヤノン) 増沢邦男(オリンパス), 事務局長 佐藤秀太郎(専従)

22 全日本電機機器労働組合連合会(電機労連) 55万2709
1953年6月1日結成「電機労連」半月刊,「調査時報」不定期刊,「季刊電機労連」季刊,「賃金資料」不定期刊,「調査資料月報」月刊
役員(1982年7月9日・第30回大会改選)
委員長 豎山利文(東芝), 副委員長 小林幸男(日立), 書記長 薬科満治(富士通)

23 全日本電線工業労働組合(全電線) 4万0593

1946年7月2日結成「全電線」月刊
役員(1982年7月21日・第36回大会改選)
委員長 長谷川勝(昭和), 副委員長 恵上克弘(大日日本) 山本喜弘(住友), 書記長 増岡克彦(昭和)

24 全日本造船機械労働組合(全造船機械) 7653
1946年9月1日結成「全造船機械」旬刊
役員(1982年9月3日・第47回大会改選)
委員長 久保建三(函館), 副委員長 小田部敏郎(三菱重工), 書記長 石川秀夫(浦賀)

25 全国造船重機械労働組合連合会(造船重機労連) 17万8699
1972年2月2日結成「造船重機」半月刊,「調査季報」季刊,「季刊造船重機」季刊
役員(1982年8月27日・第13回大会改選)
委員長 金杉秀信(石播重工), 副委員長 藤井久米雄(日立造船) 桐山忠之(三菱重工), 書記長 永井昭二(川崎重工)

26 全日本自動車産業労働組合総連合会(自動車総連) 61万5672
1972年10月3日結成「自動車総連」月刊,「自動車総連調査季報」不定期刊
役員(1982年9月4日・第11回大会改選)
会長 塩路一郎(自動車労連), 副会長 梅村志郎(全トヨタ労連) 勝川俊三(三菱自動車労連) 大曾根哲夫(全国マツダ労連), 事務局長 得本輝人(全トヨタ労連)

27 日本自動車産業労働組合連合会(自動車労連) 21万3125
1955年1月23日結成「自動車労連」旬刊,「月刊自動車労連」月刊
役員(1980年10月25日・第15回大会改選)
会長 塩路一郎(日産), 副会長 田淵哲也(販労) 栗林卓司(日産) 赤木省三(販労) 畑良雄(日産) 渡辺安雄(日産), 事務局長 清水春樹(日産)

28 全国機械産業労働組合協議会(機産協) 公称2万8700
1952年10月結成「機産協」年2回刊
役員(1981年10月18日・第20回大会改選)
議長 藤井慶介(大隈鉄工), 事務局長 大沢一雄(日立精機)

29 車輛産業労働組合協議会(車輛労協) 1万7455
1972年12月20日結成「車輛労協」旬刊
役員(1981年12月17日・第10回大会改選)
委員長 関口定三(東急車輛), 副委員長 大森松夫(日本車輛) 玉田義雄(日本エヤーブレ

和(京滋地連), 事務局長 薬科満治(電機労連)
加盟組合 (17組合, オブ加盟 2 組合)
中立労連傘下10単産, 新産別傘下 5 単産, 全国
自労, 全新潟, (オブザーバー加盟)電通労連,
日立金属労組

6 統一戦線促進労働組合懇談会 (統一労組懇)
公称 150万
1974年12月結成「統一労組懇」月刊, 「統一労組
懇ニュース」逐次刊

役員 (1982年 8 月 4 日・1982年度年次総会)
代表委員 宇田川次保 (日本医労協), 金子毅
(日高教), 後藤英雄 (全農協労連), 近藤一雄
(建設一般全日自労), 猿橋真 (衛都連), 中西
五洲 (建設一般全日自労), 春山明 (国公労連),
引間博愛 (運輸一般), 宇都宮貞夫 (国公労連),
松原新三郎 (都教組), 松本道広 (日本医労協),
三浦利男 (自交総連), 事務局長 春山明 (国
公労連)
加盟組合
日本医労協, 国公労連, 自交総連, 全動労, 日
高教, 建設一般全日自労, 全農協労連, 地銀連,
運輸一般, 他

【鉱 業】

7 日本炭鉱労働組合 (炭労) 1万5091
1950年 4 月23日結成 「炭労新聞」不定期刊
役員 (1982年 7 月13日・第98回大会改選)

委員長 野呂潔 (芦別), 副委員長 橋本亮 (高
島), 相沢秀雄 (夕張新), 事務局長 小西新蔵
(太平洋)

8 全国石炭鉱業労働組合 (全炭鉱) 5842
1954年 4 月21日結成 「全炭鉱」半月刊
役員 (1981年 5 月29日・第34回大会改選)

委員長 岡新一 (松島), 副委員長 高木治男
(三池), 書記長 小山和衛 (三池)

9 全国炭鉱職員労働組合協議会 (炭職協) 5355
1957年10月25日結成
役員 (1981年 9 月27日・第31回大会改選)

議長 鈴木照生 (本部), 地方議長 木本亮博
(北炭) 福永清八郎 (三井石炭), 事務局長 武
田昭治 (三井石炭)

10 日本非鉄金属産業労働組合連合会 (非鉄金属
労連) 1万7254

1982年 9 月29日結成

役員 (1982年 9 月29日・結成総会選出)

議長 姫野庄三 (三菱金属労連), 副議長 平田
東助 (住友金属労連), 事務局長 田村敏男 (住
友金属労連)

11 全日本資源産業労働組合連合会 (資源労連)

1965年 3 月 5 日結成 「資源労連」半月刊

役員 (1982年 2 月26日・第18回大会改選)

委員長 畠中辰夫 (釈迦内), 副委員長 大窪
喜八郎 (日鉱) 吉田茂 (東邦亜鉛), 書記長 中
西敬一郎 (日鉱)

【金属産業】

12 中央金属労協 (中央金属) 21万4171

1953年12月21日結成 「中央金属」月刊

役員 (1981年 9 月25日・幹事会改選)

議長 平沢栄一 (全国金属), 副議長 増岡克
彦 (全電線), 事務局長 大河内俊雄 (全造船機
械), 加盟組合 (3 組合)

全国金属, 全電線, 全造船機械

13 全日本金属産業労働組合協議会
(IMF・JC) 191万7492

1964 年 5 月16日結成 「IMF・JC金属」(新
聞) 月刊, 「IMF・JC金属」(雑誌) 不定期
刊, 「国際労働ニュース」不定期刊

役員 (1982年 9 月10日・第21回総会一部改選)

議長 宮田義二 (鉄鋼労連), 副議長 小林幸
男 (電機労連) 中村卓彦 (鉄鋼労連) 塩路一郎
(自動車総連) 金杉秀信 (造船重機労連) 長岡
房男 (全金同盟) 斎藤健次郎 (全機金), 事務
局長 瀬戸一郎 (本部), 加盟組合 (14組合)
電機労連, 自動車総連, 全金同盟, 鉄鋼労連,
造船重機労連, 全機金, キャタピラー三菱労
組, キャノン労組, 三協労組, 全岡村労連, 小
松インター労組, NCR 労組, 日本オーチス労
組, 小西六労組

14 日本鉄鋼産業労働組合連合会 (鉄鋼労連)
22万3213

1951年 3 月 1 日結成 「鉄鋼労連」旬刊, 「調査時
報」不定期刊

役員 (1982年 9 月26日・第67回大会改選)

会長 宮田義二 (新日鉄), 委員長 中村卓彦
(新日鉄), 副委員長 斎藤安正 (住友金属)
千葉利雄 (本部), 書記長 千葉登 (日本鋼管)

15 軽金属製錬労働組合協議会 (軽金属製錬労協)
公称 2 万8123

1977年 7 月18日結成

役員 (1981年11月17日・第 5 回大会改選)

代表幹事 並川汎 (昭和電工), 事務局長 藤原
裕巳 (日本軽金属)

16 全国金属労働組合 (全国金属) 16万3336

1950年10月 8 日結成 「全国金属」週刊, 「金属労
働資料」月刊

役員 (1982年 9 月 1 日・第50回大会改選)

【中央組織】

1 日本労働組合総評議会（総評） 456万8826

1950年7月12日結成 「総評新聞」週刊、「月刊総評」月刊、「総評調査月報」月刊、「労働ニュース」週2回刊、「総評組織局情報」不定期刊、「総評弁護団会報」不定期刊、「時短共闘委員会資料」不定期刊、「Sohyo News」不定期刊

役員（1982年7月28日・第66回大会改選）

議長 榎枝元文（日教組），副議長 及川一夫（電通労連）高山勘治（全国金属）丸山康雄（自治労）江田虎臣（全農林）高橋武（全印総連）吉岡徳次（全港湾）黒川武（私鉄総連）藤瀬逸也（鉄鋼労連）太田清治（全通）加藤豊（全水道），立花銀三（合化労連），事務局長 富塚三夫（国労）

加盟組合（50組合，オブザーバー加盟1組合）

鉄鋼労連，全国金属，私鉄総連，全国一般，合化労連，日本医労協，建設一般全日自労，全日通，全自交労連，新聞労連，紙パ労連，全港湾，鉄弘労，炭労，全鉱，政労協，全印総連，全駐労，繊維労連，日放労，運輸一般，ホテル労連，全造船機械，全海連，全日建，全電力，自運労，放影研労組，電通労連，国労，全通，全林野，動労，全専売，全印刷，全造幣，アルコール専売，都市交，全水道，自治労，日教組，国公労連，全農林，全開発，全財務，沖縄国公労，大蔵職組，会検労，全競労，（オブザーバー加盟）住宅労協

付 総評民間単産会議 147万9942

1966年12月17日結成 「民間単産会議情報」不定期刊

役員（1981年10月26日・第16回総会改選）

議長 黒川武（総評），副議長 田村誠（私鉄総連）平沢栄一（全国金属）藤瀬逸也（鉄鋼労連）立花銀三（合化労連）田村敏男（全鉱）石坂庚午（全日通）橋本さとし（電通労連）土橋昭富（紙パ労連）須藤安三（日放労）森下貞雄（全国一般），事務局長 三嶋静夫（総評）

加盟組合（29組合）

鉄鋼労連，全国金属，私鉄総連，全国一般，合化労連，建設一般全日自労，全日通，日本医労協，全自交労連，新聞労連，電通労連，紙パ労連，全港湾，鉄弘労，炭労，全鉱，政労協，全印総連，繊維労連，日放労，運輸一般，ホテル労連，全造船機械，全海連，全日建，全電力，自運労，放影研労組，総評全日建

2 全日本労働総同盟（同盟） 218万1903

1964年11月11日結成 「同盟新聞」週刊，「同盟」月刊，「教宣資料」不定期刊「Domei Information」不定期刊

役員（1982年1月28日・第18回大会改選）

会長 宇佐美忠信（ゼンセン同盟），副会長 金杉秀信（造船重機労連）塩路一郎（自動車労連）土井一清（海員）辻本滋敬（鉄労）浅野総一郎（全金同盟）橋本孝一郎（電力労連）福井秀政（全郵政）本田廣市（全化同盟），書記長 田中良一（全化同盟）

加盟組合（31組合ほか）

ゼンセン同盟，全金同盟，造船重機労連，自動車労連，全日海，一般同盟，電力労連，全化同盟，交通労連，全食品同盟，同盟三菱自工労組，航空同盟，紙パ総連合，資源労連，全民労，全炭鉱，凸版労組，基金労組，日本港湾，全映演，石油同盟，鉄労，全郵政，日林労，建設同盟，全国電力検集労連，電電労組，国税会議，自治労連，新教組，統計労組，ほかに地方・地区同盟直属組合

3 全国産業別労働組合連合（新産別） 6万3997

1949年12月10日結成 「新産別」旬刊

役員（1980年10月22日・第33回大会改選）

委員長 小方鉄蔵（全機金），副委員長 河合明博（新化学）池田明和（京滋地連）飛田正一（新運輸），書記長 富田弘隆（本部）

加盟組合（4組合ほか，オブザーバー加盟1組合）
全機金，新化学，新運輸，京滋地連，その他（オブザーバー加盟）全施労

4 中立労働組合連絡会議（中立労連） 139万1346

1956年9月3日結成 「中立労連」月刊，「中立労連情報・資料」不定期刊

役員（1982年9月28日・第9回大会改選）

議長 豎山利文（電機労連），副議長 加藤忠由（全建総連）田口学（全石油）田島良治（生保労連）長谷川勝（全電線）岡田一夫（全国ガス）夏原修（全国セメント），事務局長 岡村恵（食品労連）

加盟組合（10組合）

電機労連，生保労連，全建総連，食品労連，全電線，全窯連，全石油，全国ガス，全国セメント，映演総連

5 全国労働組合総連合（総連合） 146万6455

1979年3月9日結成

役員（1981年11月11日・第4回総会選出）

議長 豎山利文（電機労連），議長代行 小方鉄蔵（全機金），副議長 岡村恵（食品労連）河合明博（新化学）田島良治（生保労連）池田明

主要な労働組合 の現状

(1982年9月末現在)

労働組合名(略称), 結成年月日, 組合員数(1981年6月末現在労働組合基本調査, または公称)「機関紙・誌」(刊行頻度)

役員(改選年月日・改選機関)三役役職員氏名(出身組合)

加盟組合(この項は中央組織, 協議会, 共闘組織のみ)

中央組織

1. 総評
付 総評民間単産会議
2. 同盟
3. 新産別
4. 中立労連
5. 総連合
6. 統一労組懇

鉱業

7. 炭労
8. 全炭鉱
9. 炭職協
10. 非鉄金属労連
11. 資源労連

金属産業

12. 中央金属
13. IMF・JC
14. 鉄鋼労連
15. 軽金属製錬労協
16. 全国金属
17. 全金同盟
18. 全機金
19. 全日アルミ労協
20. 全銅連
21. 光学労協
22. 電機労連
23. 全電線
24. 全造船機械
25. 造船重機労連
26. 自動車総連
27. 自動車労連
28. 機産協
29. 車輛労協
30. 航空労協
31. 同盟三菱自工労組
32. 全ミ労

化学産業

33. 全国化労協
34. 化学エネルギー労協
35. 同盟化学協
36. 合化労連
37. 全化同盟
38. 化学総連
39. 全国アロイ労協
40. 新化学
41. 全日本ゴム労連
42. 全国油労協
43. 全日塗
44. 紙パ労連
45. 紙パ総連合
46. 石油同盟
47. 全石油
48. 全国ガス
49. 全国セメント
50. 全窯連
51. 全砥労協

52. 全靴労連

53. 全皮労連

繊維産業

54. 繊維労連
55. ゼンセン同盟

食品産業

56. 全専売
57. アル専
58. 全食品同盟
59. 食品労連
60. 全国ビール

文化産業

61. マスコミ・文化共闘
62. 全映演
63. 映演総連
64. 全印刷
65. 全印総連
66. 出版労連
67. 新聞労連
68. 日放労
69. 民放労連

通信業

70. 全通
71. 全郵政
72. 電通労連
73. 全電通
74. 電電労組
75. KDD労組
76. 電済労

建設業

77. 建設労連
78. 全建総連
79. 建設同盟
80. 全日建
81. 日建協
82. 日電工労連
83. 建設一般全日自労
84. 全民労
85. 全国自労

金融業

86. 金融共闘
87. 全銀総連
88. 市銀連
89. 地銀連
90. 外銀連
91. 全相銀連
92. 相銀全労
93. 全信連
94. 全信労
95. 全信保労連
96. 生保労連
97. 全損保
98. 損保労連
99. 全証労協

電気産業

100. 全電力

101. 全国電労連

102. 電力労連

103. 全国電力検集労連

交通運輸業

104. 全交運
105. 同盟交運協
106. 国労
107. 動労
108. 鉄労
109. 全動労
110. 全施労
111. 私鉄総連
112. 交通労連
113. 都市交
114. 運輸労連
115. 全日通
116. 運輸一般
117. 全自交労連
118. 自交総連
119. 自運労
120. 新運転
121. 船労協
122. 全海連
123. 全日海
124. 通信士組合
125. 全国港湾
126. 港湾共闘
127. 全港湾
128. 日本港湾
129. 日港労連
130. 全倉運
131. 鉄弘労
132. 航空同盟
133. 民航労連

教育

134. 日教組
135. 日高教(一ツ橋)
136. 日高教(麴町)
137. 日教連
138. 新教組

医療

139. 日本医労協
140. 全医労
141. 放影研労組

商業

142. 商サ事務労
143. 同盟流通
144. 商業労連
145. ホテル労連
146. 観光労連
147. 全商社
148. 全商業
149. 公労協
150. 全官公
151. 公務員共闘

152. 国公労連

153. 国公労協

154. 全大蔵労連

155. 大蔵協議会

156. 大蔵連盟

157. 全国税

158. 国税会議

159. 国税労組

160. 国税中国

161. 全財務

162. 全税関

163. 税関労連

164. 大蔵職組

165. 全造幣

166. 全農林

167. 全林野

168. 日林労

169. 全建労

170. 建職組

171. 全労働

172. 全司法

173. 全商工

174. 全法務

175. 全開発

176. 全運輸

177. 全港建

178. 全気象

179. 全厚生

180. 全電波

181. 文労

182. 会検労

183. 恩給職組

184. 人職

185. 経企労

186. 国会職連

187. 総理府労連

188. 統計労組

189. 全行管

190. 地公労

191. 自治労

192. 自治労連

193. 全水道

194. 都労連

195. 政労協

196. 基金労組

197. 全駐労

198. 沖縄国公労

その他

199. 全国一般

200. 一般同盟

201. 全農協労連

202. 生協労連

203. 全山労

204. 全競労

205. 政策推進労組会議

206. 多国籍労組会議

全日本労働総同盟宮崎地方同盟	宮崎市別府町3-9 労働福祉会館	0985-28-5151
全日本労働総同盟鹿児島地方同盟	鹿児島市平之町1-18	0992-23-0840
全日本労働総同盟沖縄地方同盟	那覇市東町1-1 労働福祉会館	0988-68-7536
【新産別系地方組織】		
新産別山形地方協議会	山形市双葉町1-2-19	0236-43-4108
新産別群馬地方協議会	前橋市鳥羽町78	0272-52-3630
新産別東京地方協議会	東京都港区西新橋3-9-7 高橋ビル	03-434-3084
新産別神奈川地方協議会	横浜市磯子区杉田町508	045-771-6270
新産別新潟地方協議会	長岡市東蔵王1-1-1 全機金内	0258-36-7881
新産別富山地方労働組合協議会	富山市石金20 不二越労組内	0764-25-2934
新産別東海地方協議会	愛知県西春日井郡新川町大字須ヶ口1600 全機金豊和支部内	0560-40-2158
新産別滋賀地方協議会	大津市晴嵐1-16-1	0775-34-0762
新産別大阪地方連絡協議会	東大阪市橋本1-1 近畿車輛労組内	06-744-8881
【中立労連系地方組織】		
北海道中立労働組合連絡会議	札幌市中央区北四条西12 北労ビル	011-251-7768
宮城県中立労働組合連絡会議	仙台市原町苦竹東上18-3	0222-92-7059
栃木県中立労働組合連絡会議	宇都宮市平出工業団地3-3	0286-63-1122
群馬県中立労働組合連絡会議	群馬県邑楽郡大泉町寄木戸金塚611	0276-63-0469
埼玉県中立労働組合連絡会議	熊谷市銀座1-104 繊維労連会館	0485-24-3551
東京地方中立労働組合連絡会議	東京都港区三田1-10-3 電機労働会館	03-455-5522
長野県中立労働組合連絡会議	長野市稲里町下水鉋1163	0262-84-5345
静岡県中立労働組合連絡会議	静岡市春日町2-8-101	0542-55-8110
三重県中立労働組合連絡協議会	津市栄町1-147-5 勤労者福祉会館	0592-26-7892
滋賀県地方中立労働組合協議会	大津市瀬田1-1-1	0775-45-3551
岡山県中立労働組合連絡会議	岡山市桜橋2-1-1 岡山ガス労組内	0862-73-2544
広島県中立労働組合連絡会議	広島市中区紙屋町1-6-2	0822-47-4795
愛媛県中立労働組合連絡会議加盟組合懇談会	愛媛県温泉郡川内町南方2131	0899-66-2111
福岡県中立労働組合連絡会議	福岡市博多区那珂1152-1	092-473-8966
中立労連佐賀地方協議会	佐賀市大財町385	0952-24-4126
【その他・地方組織】		
地方民労協全国連絡協議会（全国民労協）	港区芝浦3-1-43 東京電力労組内	03-451-1816

【同盟系地方組織】

全日本労働総同盟北海道地方同盟
 全日本労働総同盟青森地方同盟
 全日本労働総同盟岩手地方同盟
 全日本労働総同盟宮城地方同盟
 全日本労働総同盟秋田地方同盟
 全日本労働総同盟山形地方同盟
 全日本労働総同盟福島地方同盟
 全日本労働総同盟茨城地方同盟
 全日本労働総同盟栃木地方同盟
 全日本労働総同盟群馬県同盟
 全日本労働総同盟埼玉地方同盟
 全日本労働総同盟千葉地方同盟
 全日本労働総同盟東京地方同盟
 全日本労働総同盟神奈川地方同盟
 全日本労働総同盟新潟地方同盟
 全日本労働総同盟富山地方同盟
 全日本労働総同盟石川地方同盟
 全日本労働総同盟福井地方同盟
 全日本労働総同盟山梨地方同盟
 全日本労働総同盟長野地方同盟
 全日本労働総同盟岐阜地方同盟
 全日本労働総同盟静岡地方同盟
 全日本労働総同盟愛知地方同盟
 全日本労働総同盟三重地方同盟
 全日本労働総同盟滋賀地方同盟
 全日本労働総同盟京都地方同盟

全日本労働総同盟大阪地方同盟
 全日本労働総同盟兵庫地方同盟

全日本労働総同盟奈良地方同盟
 全日本労働総同盟和歌山地方同盟

全日本労働総同盟鳥取地方同盟
 全日本労働総同盟島根地方同盟
 全日本労働総同盟岡山地方同盟
 全日本労働総同盟広島地方同盟
 全日本労働総同盟山口地方同盟
 全日本労働総同盟徳島地方同盟
 全日本労働総同盟香川地方同盟
 全日本労働総同盟愛媛地方同盟
 全日本労働総同盟高知地方同盟
 全日本労働総同盟福岡地方同盟

全日本労働総同盟佐賀地方同盟
 全日本労働総同盟長崎地方同盟
 全日本労働総同盟熊本地方同盟
 全日本労働総同盟大分地方同盟

札幌市中央区南大通り西16-1-19 011-641-4621
 青森市本町3-3-11 労働福祉会館 0177-23-1999
 盛岡市大沢川原2-2-32 0196-24-4310
 仙台市上杉1-5-13 労働福祉会館 0222-61-4292
 秋田市川尻御休町9-33 秋田同盟会館 0188-64-8511
 山形市香澄町2-9-40 0236-31-7740
 福島市宮町3-14 労働福祉会館 0245-23-4674
 水戸市新荘3-5-6 竹内ビル 0292-26-0534
 宇都宮市中央1-1-2 0286-35-9511
 前橋市本町1-6-2 0272-24-7722
 浦和市常盤9-24-13 労働会館 0488-33-9137
 千葉市千葉港4-4 労働者福祉センター 0472-42-5505
 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-7-4 03-403-0711
 横浜市磯子区中原1-1-17 045-774-3011
 新潟市花園2-1-7 福祉センター 0252-41-2166
 富山市桜町2-2-29 労働福祉会館 0764-32-9828
 金沢市長田本町口14 0762-23-5468
 福井市宝永2-1-24 労働福祉会館 0776-24-4284
 甲府市相生2-7-17 労農福祉センター 0552-37-2269
 長野市鶴賀2141-3 信光ビル 0262-34-0397
 岐阜市西駒爪町14 0582-62-6991
 静岡市春日町2-3-10 0542-54-8344
 名古屋市中区大井町6-26 愛知同盟会館 052-322-6111
 津市栄町1-147-5 勤労福祉会館 0592-28-6108
 大津市馬場町3-13-28 ゼンセン同盟内 0775-23-2701
 京都市中京区壬生仙念町30-2
 京都市労働者総合会館 075-811-3361
 大阪市西区土佐堀1-6-3 06-448-0151
 神戸市中央区下山手通5-9-3
 兵庫勤労文化会館 078-341-1511
 奈良市西木辻町93-6 奈良労働会館内 0742-23-4851
 和歌山市畑屋敷中の丁9-1
 ゼンセン会館 0734-31-7546
 鳥取市戎町110 中央労働福祉会館 0857-26-2481
 松江市御手船場町567 0852-23-3300
 岡山市春日町5-5 勤労者福祉センター 0862-24-8227
 広島市南区金屋町1-17 労働会館 0822-61-4207
 山口市下湯田大橋 08392-2-3202
 徳島市昭和町3-35-1 昭和会館 0886-25-1801
 高松市番町3-5-15 労住協第12ビル 0878-34-4045
 松山市宮田町132 愛媛県勤労会館 0899-31-7313
 高知市本町4-1-32 0888-23-0585
 福岡市中央区大手門3-3-3
 大手門会館 092-741-8207
 佐賀市大財4-1-48 0952-24-5738
 長崎市元船町10-7 長崎県友愛会館 0958-27-4300
 熊本市新屋敷1-2-37 0963-64-1328
 大分市寿町1-3 労働福祉会館 0975-36-2468

秋田県労働組合会議	秋田市中通6—7—36 労働会館	0188—33—8355
山形県労働組合評議会	山形市香澄町2—9—40 福祉センター	0236—41—5515
福島県労働組合協議会	福島市宮下町3—14 労働福祉会館	0245—22—6101
茨城県労働組合連盟	水戸市梅香町2—1—39 労働福祉会館	0292—21—7178
栃木県労働組合会議	宇都宮市戸祭町821 福祉センター	0286—22—0567
群馬地方労働組合評議会	前橋市大手町3—5—4	0272—31—4266
埼玉県労働組合評議会	浦和市高砂町4—3—5	0488—63—1561
千葉県労働組合連合協議会	千葉市千葉港4—4 労働福祉センター	0472—41—7141
東京地方労働組合評議会	東京都港区芝浦3—18—15	03—452—4611
神奈川県地方労働組合評議会	横浜市磯子区中原1—1—28	045—773—2250
新潟県労働組合評議会	新潟市花園2—1—7 福祉センター	0252—41—2227
富山県労働組合協議会	富山市桜町2—2—29	0764—31—8756
石川県労働組合評議会	金沢市昭和町5—23 石川県評会館	0762—33—2170
福井県労働組合評議会	福井市宝永2—1—24 労働福祉会館	0776—21—5321
山梨県労働組合総連合会	甲府市相生2—7—17 労農福祉センター	0552—35—3161
長野県労働組合評議会	長野市県町532 労働会館	0262—34—2116
岐阜県労働組合評議会	岐阜市西駒爪町14 県評会館	0582—65—4678
静岡県労働組合評議会	静岡市南町16—23	0542—82—4121
愛知県地方労働組合評議会	名古屋市昭和区鶴舞3—8—10	
	愛知労働文化センター	052—741—2266
三重県労働組合協議会	津市栄町1—147—5	
	三重県勤労福祉会館	0592—27—0154
日本労働組合総評議会滋賀地方評議会	大津市梅林1—4—15 教育会館	0775—22—4644
日本労働組合総評議会京都地方評議会	京都市中京区壬生仙念町30	
	京都労働者総合会館	075—801—2308
日本労働組合総評議会大阪地方評議会	大阪市北区天神橋3—9—27	06—358—0281
日本労働組合総評議会兵庫県地方評議会	神戸市中央区中町通り4—1—19	078—341—1016
奈良県地方労働組合総評議会	奈良市西木辻町93—6 労働会館	0742—26—3983
和歌山県地方労働組合評議会	和歌山市小松原通り3—1 教育会館	0734—23—1952
鳥取県労働組合総評議会	鳥取市戎町110	0857—23—2391
島根県労働組合評議会	松江市御手船場町549—4	
	福祉センター	0852—23—3300
岡山県労働組合総評議会	岡山市春日町5—5 勤労福祉センター	0862—25—1441
広島県労働組合会議	広島市金屋町1—17 県労会館	0822—61—9255
山口県労働組合評議会	山口市亀山町5—2	0839—22—1841
徳島県労働組合評議会	徳島市昭和町3—35—1 労働福祉会館	0886—23—2108
日本労働組合総評議会香川県地方評議会	高松市丸の内7—18	0878—51—2362
日本労働組合総評議会愛媛県地方労働組合評議会	松山市宮田町132 愛媛県勤労会館	0899—41—4500
高知県労働組合総評議会	高知市本町4—1—32 労働会館	0888—75—7274
福岡県労働組合評議会	福岡市中央区大手門3—3—3	
	大手門会館	092—712—0525
佐賀県労働組合総評議会	佐賀市柳町2—9 労働会館	0952—24—6221
長崎県労働組合評議会	長崎市桜町9—6 地区労会館	0958—23—7281
熊本県労働組合総評議会	熊本市九品寺1—17—9 熊本県労働会館	0963—71—6226
大分県労働組合評議会	大分市寿町1—3 労働福祉会館	0975—34—3300
宮崎県地方労働組合評議会	宮崎市別府町3—9 労働福祉会館	0985—29—1212
鹿児島県労働組合総評議会	鹿児島市平之町9—26 労働会館	0992—23—5201
沖縄県労働組合協議会	那覇市東町1—1 労働福祉会館	0988—62—3888

労働組合名簿

経済企画庁職員労働組合（経企労）	千代田区霞が関3-1-1	581-4086
国会職員組合連合会（国会職連）	千代田区永田町1-7-1	581-5111
総理府労働組合連合会（総理府労連）	新宿区若松町95 総理府統計局内	202-1111
総理府統計局労働組合（統計労組）	新宿区若松町95 総理府統計局内	202-1111
全行政管理庁職員組合（全行管）	千代田区霞が関3-1-1 行政管理庁内	581-6361
地方公務員関係労働組合共闘会議（地公労）	千代田区六番町1 自治労会館	262-1576
全日本自治団体労働組合（自治労）	千代田区六番町1 自治労会館	263-0261
全国自治団体労働組合連合（自治労連）	港区芝2-20-12 友愛会館	451-7963
全日本水道労働組合（全水道）	文京区本郷1-4-1 全水道会館	812-4221
東京都労働組合連合会（都労連）	千代田区丸の内3-6-2	212-6931
政府関係特殊法人労働組合協議会（政労協）	千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館	251-6621
社会保険診療報酬支払基金労働組合（基金労組）	港区西新橋2-39-8 鈴丸ビル	437-9726
全駐留軍労働組合（全駐労）	港区芝3-41-8	455-5971
沖縄国家公務員労働組合（沖縄国公労）	那覇市旭町34 官公労共済会館	0988-33-2414

そ の 他

総評・全国一般労働組合（全国一般）	千代田区神田三崎町3-5-6 造船会館	230-4071
全国一般労働組合同盟（一般同盟）	港区芝2-20-12 友愛会館	453-5969
全国農業協同組合労働組合連合会（全農協労連）	渋谷区代々木2-5-5 新宿農協会館	370-8327
全国生協労働組合連合会（生協労連）	渋谷区千駄ヶ谷4-1-13 生協会館	408-0067
全国山林労働組合（全山労）	文京区大塚3-28-7 全林野会館	945-6385
全国競走労働組合（全競労）	千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館	253-9309
政策推進労組会議	港区三田2-7-15 電力労働会館	455-4086
多国籍企業問題対策労組連絡会議 （多国籍労組会議）	中央区八重洲2-6-21 三徳八重洲ビル IMF・JC内	274-2461

在日国際労働組織連絡事務所

世界労連（WFTU）東京事務所	港区芝5-26-30 専売会館	451-6451
国際自由労連（ICFTU）日本加盟組織連絡 協議会（LC）	港区新橋2-12-18 及川ビル	508-1351
国際労働組合連合（WCL）東京事務所	豊島区目白3-7-4	953-5930
国際金属労連（IMF）東アジア事務所	中央区八重洲2-6-21 三徳八重洲ビル	274-2461
国際化学エネルギー一般労連（ICEF）東京 事務所	千代田区富士見2-10-28 フジボウ会館	230-1448
国際繊維被服皮革労組同盟アジア地域組織 （ITGLWF=TWARO）	千代田区九段南4-8-16 ゼンセン会館	265-7521
国際食品労連（IUFL）日本事務所	港区南青山3-18-4 全国ビール労働会館	408-6241
国際音楽放送映画演劇労組連盟（ISETU）	品川区南品川5-13-16 日音労内	472-1081
国際郵便電信電話労連（PTTI）東京事務所	千代田区神田駿河台3-6 全電通会館	251-3371
国際運輸労連（ITF）日本事務所	千代田区丸の内1-11-4 国労会館	231-3876
国際商業事務技術労連（FIET）日本加盟組 織連絡協議会	渋谷区代々木2-23-1 ニューステートメナー商業労連内	370-4121

地 方 組 織

【総評系地方組織】

全北海道労働組合協議会	札幌市中央区北四条西12丁目 北労ビル	011-231-4157
青森県労働組合会議	青森市本町3-3-11 労働福祉会館	0177-75-2041
岩手県労働組合総連合	盛岡市大沢川原2-2-32 労働福祉会館	0196-23-9201
宮城県労働組合評議会	仙台市上杉1-5-13 労働福祉会館	0222-22-9181

商 業

全国商業サービス事務職労働組合連絡会議

(商サ事務労)

同盟流通労働組合共闘会議 (同盟流通)

日本商業労働組合連合会 (商業労連)

全日本ホテル労働組合連合会 (ホテル労連)

観光・航空貨物産業労働組合連合会 (観光労連)

全国商社労働組合連合会 (全商社)

全日本商業労働組合 (全商業)

千代田区三崎町3-5-6 造船会館 230-1721

港区芝2-20-12 友愛会館 453-5371

渋谷区代々木2-23-1 ニューステートメナー 370-4121

千代田区三崎町3-5-6 造船会館 230-1381

千代田区三崎町3-5-6 造船会館 230-1721

中央区日本橋茅場町1-6 第1井上ビル 668-1098

渋谷区千駄ヶ谷5-12-9 352-4323

公 務

公共企業体等労働組合協議会 (公労協)

全日本官公職労働協議会 (全官公)

日本公務員労働組合共闘会議 (公務員共闘)

日本国家公務員労働組合連合会 (国公労連)

日本国家公務員労働組合協議会 (国公労協)

全大蔵関係労働組合連絡協議会 (全大蔵労連)

大蔵労働組合協議会 (大蔵協議会)

大蔵省公務員連盟 (大蔵連盟)

全国税労働組合 (全国税)

国税労働組合全国会議 (国税会議)

国税労働組合 (国税労組)

中国国税職員組合 (国税中国)

全財務労働組合 (全財務)

全国税関労働組合 (全税関)

税関労働組合全国連絡協議会 (税関労連)

大蔵省職員組合 (大蔵職組)

全造幣労働組合 (全造幣)

全農林労働組合 (全農林)

全林野労働組合 (全林野)

日本林業労働組合 (日林労)

全建設省労働組合 (全建労)

建設省職員組合 (建職組)

全労働省労働組合 (全労働)

全司法労働組合 (全司法)

全商工労働組合 (全商工)

全法務労働組合 (全法務)

全北海道開発局労働組合 (全開発)

全運輸省労働組合 (全運輸)

運輸省全港湾建設労働組合 (全港建)

全気象労働組合 (全気象)

全厚生職員労働組合 (全厚生)

全電波労働組合 (全電波)

文部職員労働組合 (文労)

会計検査院職員労働組合 (会検労)

総理府恩給局職員組合 (恩給職組)

人事院職員組合 (人職)

千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館内 251-7471

港区芝2-20-12 友愛会館 451-7963

千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館内 251-6263

港区西新橋3-6-2 ツカサビル 436-1261

千代田区霞が関1-2-1 全農林内 508-1395

千代田区霞が関3-1-1 大蔵ビル 581-4111

千代田区霞が関3-1-1 大蔵ビル 581-4111

千代田区霞が関3-1-1 大蔵ビル 581-4111

千代田区霞が関3-1-1 大蔵ビル 581-3678

千代田区霞が関3-1-1 国税庁内 581-2573

千代田区大手町1-3-2 東京国税局内 213-7952

広島市中区上八丁堀6-30 広島国税局内 082-221-9211

千代田区霞が関3-1-1 大蔵ビル 581-4882

千代田区霞が関3-1-1 大蔵ビル 581-4111

千代田区霞が関3-1-1 大蔵ビル 581-4111

千代田区霞が関3-1-1 大蔵ビル 581-3725

大阪市北区天満1-1-79 06-351-5361

千代田区霞が関1-2-1 農林省内 502-8111

文京区大塚3-28-7 全林野会館 945-6385

千代田区霞が関1-2-1 林野庁内 580-8891

北区堀船町1-12-19 現業労協会館 919-7901

港区芝2-20-12 友愛会館 455-3005

千代田区大手町1-3-1 労働省内 211-7451

千代田区隼町4-2 最高裁内 264-8111

千代田区霞が関1-3-1 通産省内 580-5707

千代田区霞が関1-1-3 580-0584

札幌市中央区北三条西4丁目合同庁舎 011-261-0443

千代田区霞が関2-1-3 580-4244

千代田区霞が関2-1-3 運輸省内 580-4245

千代田区大手町1-3-4 気象庁内 212-4008

千代田区霞が関1-2-2 厚生省内 501-4881

港区北青山2-7-14 401-1822

千代田区霞が関3-2-2 581-4211

千代田区霞が関3-1-1 大蔵ビル 581-3251

新宿区若松町95 202-1111

千代田区霞が関2-1-2 人事院ビル 581-5311

交通運輸業

全日本交通運輸労働組合協議会（全交運）	千代田区丸の内1-11-4 国労会館	215-0681
同盟交通運輸港湾協議会（同盟交運協）	港区芝2-20-12 友愛会館	453-9081
国鉄労働組合（国労）	千代田区丸の内1-11-4 国労会館	231-4651
国鉄動力車労働組合（動労）	品川区西五反田3-2-13	491-7191
国鉄千葉動力車労働組合（動労千葉）	千葉市要町2-8	0472-22-7207
鉄道労働組合（鉄労）	港区芝2-20-12 友愛会館	453-9081
全国鉄動力車労働組合連合会（全動労）	北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ303	940-2671
全国鉄施設労働組合（全施労）	千代田区丸の内1-8-1 東京鉄道管理局旧庁舎内	212-6311
日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）	港区高輪4-3-5私鉄会館	473-0166
全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）	港区芝2-20-12 友愛会館	451-7243
日本都市交通労働組合（都市交）	港区麻布十番2-8-13	451-5221
全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）	千代田区霞が関3-3-5 全日通労働会館	580-9155
全日通労働組合（全日通）	千代田区霞が関3-3-5	581-2261
全日本運輸一般労働組合（運輸一般）	北区滝野川3-3-1	910-1536
全国自動車交通労働組合連合会（全自交労連）	渋谷区千駄ヶ谷3-7-9	408-0875
全国自動車交通労働組合総連合会（自交総連）	台東区下谷2-20-7-201	875-8071
日本自動車運転士労働組合（自運労）	目黒区中目黒2-3-12	711-9387
新産別運転者労働組合（新運転）	新宿区西早稲田3-29-20	202-3503
船舶関係労働組合協議会（船労協）	千代田区霞が関2-1-3 全運輸内	580-4244
全日本海運労働組合連合会（全海連）	港区新橋2-20 新橋駅前ビル1号館	573-2401
全日本海員組合（全日海）	港区六本木7-15-26	403-6251
船舶通信士労働組合（通信士組合）	港区芝浦1-14-8	451-0464
全国港湾労働組合協議会（全国港湾）	品川区南大井6-24-14 第5下川ビル	768-1350
港湾労働組合中央共闘会議（港湾共闘）	大田区山王2-31-4 全港湾内	774-4141
全日本港湾労働組合（全港湾）	大田区山王2-31-4	774-4141
日本港湾労働組合同盟（日本港湾）	港区海岸3-1-11	451-2343
日本港湾労働組合連合会（日港労連）	品川区南大井6-24-14 第5下川ビル	768-4681
全日本倉庫運輸労働組合同盟（全倉運）	中央区日本橋兜町16-1	667-9481
鉄道弘済会労働組合（鉄弘労）	千代田区麴町6-1-18 共栄ビル	262-9709
全日本航空産業労働組合総同盟（航空同盟）	大田区羽田空港1-6-3 日航機装ビル	747-7642
日本民間航空労働組合連合会（民航労連）	大田区羽田空港1-6-6 全日空労組内	747-5742

教 育

日本教職員組合（日教組）	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館	262-8901
日本高等学校教職員組合（日高教）（一ツ橋）	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館	230-0284
日本高等学校教職員組合（日高教）（麴町）	千代田区九段北1-9-12 谷内ビル	261-0422
日本教職員連盟（日教連）	千代田区麴町4-7 逢阪ビル	264-3861
日本新教職員組合連合（新教組）	港区芝2-20-12 友愛会館	451-5724

医 療

日本医療労働組合協議会（日本医労協）	台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館	875-5871
全日本国立医療労働組合（全医労）	新宿区四谷4-10-3	355-0601
放射線影響研究所労働組合（放影研労組）	広島市南区比治山公園5-2	0822-61-1873

日本放送労働組合（日放労）	渋谷区神南2-2-1 NHK内	465-1111
日本民間放送労働組合連合会（民放労連）	新宿区三栄町17 木原ビル	355-0461

通 信 業

全逓信労働組合（全逓）	文京区後楽1-2-7	812-4261
全日本郵政労働組合（全郵政）	渋谷区千駄ヶ谷1-20-6	478-7101
電気通信情報産業労働組合連合（電通労連）	千代田区神田駿河台3-6 全電通会館	253-3214
全国電気通信労働組合（全電通）	千代田区神田駿河台3-6 全電通会館	257-1551
日本電信電話労働組合（電電労組）	杉並区天沼2-26-12	398-0931
国際電信電話労働組合（国際電電労組）	新宿区西新宿2-3-2 KDDビル	347-6862
全国電気通信共済会労働組合（電済労）	港区虎ノ門1-23-10 山県ビル	502-0531

建 設 業

全日本建設・建設資材産業労働組合連絡協議会 （建設労連）	千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館	251-0311
全国建設労働組合総連合（全建総連）	新宿区高田馬場2-7-15	200-6221
建設産業労働組合同盟（建設同盟）	港区芝2-7-2 芝園ビル	454-0951
総評全日本建設産業労働組合（全日建）	千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館	251-0311
日本建設産業職員労働組合協議会（日建協）	渋谷区千駄ヶ谷1-30-8 千駄ヶ谷第7大京ビル	403-7976
全日本電気工事労働組合連合会（日電工労連）	文京区本郷3-38-11 本郷スカイビル	816-3021
全日自労建設一般労働組合（建設一般全日自労）	豊島区雑司ヶ谷3-22-10	987-0711
全国民主自由労働組合（全民労）	港区芝海岸通3-2-1	452-0547
全国自由労働組合連合会（全国自労）	広島市南区旭1-15-2	082-251-6491

金 融 業

全国金融労働組合共闘会議（金融共闘）	港区南青山5-3-2全銀総連会館	400-4295
全国銀行従業員組合総連合（全銀総連）	中央区八重洲1-3-8 井田ビル	271-6971
市中銀行従業員組合連合会（市銀連）	中央区八重洲1-3-8 井田ビル	274-5611
全国地方銀行従業員組合連合会（地銀連）	港区南青山5-3-2全銀総連会館	409-0411
外国銀行従業員組合連合会（外銀連）	港区南青山5-3-2 全銀総連会館	409-0444
全国相互銀行従業員組合連合会（全相銀連）	港区南青山5-3-2 全銀総連会館	409-0447
相互銀行全国労働組合連合会議（相銀全労）	中央区日本橋小伝馬町16-8 共同ビル	661-4886
全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）	中央区日本橋3-3-5 新日東ビル	281-2595
全国信用金庫信用組合労働組合連合会（全信労）	港区南青山5-3-2 全銀総連会館	409-8512
全国信用保証協会労働組合連合会（全信保労連）	京都市右京区西院東中水町17	075-314-7221
全国生命保険労働組合連合会（生保労連）	渋谷区広尾1-3-18 広尾オフィスビル	446-2031
全日本損害保険労働組合（全損保）	中央区京橋2-7-19 守随ビル	535-6491
損害保険労働組合連合会（損保労連）	中央区八重洲2-7-9 相模ビル	273-7874
全国証券労働組合協議会（全証労協）	中央区日本橋茅場町2-1-1 第2証券会館	666-5450

電 気 産 業

全日本電力労働組合協議会（全電力）	調布市緑ヶ丘1-6	308-9151
全国電力関連産業労働組合総連合（電力総連）	港区三田2-7-15 電力労働会館	454-0231
全国電力労働組合連合会（電力労連）	港区三田2-7-15 電力労働会館	454-0231
全国電力検針集金労働組合連絡協議会 （全国電力検集労連）	港区芝浦3-1-43 礎会館	455-5921

日本化学エネルギー労働組合協議会（化学
エネルギー労協）

同盟化学部門連絡協議会（同盟化学協）

合成化学産業労働組合連合（合化労連）

全国化学一般労働組合同盟（全化同盟）

全国化学労働組合総連合（化学総連）

全国フェロアロイ産業労働組合協議会

（全国アロイ労協）

新産別全化学産業労働組合連合（新化学）

全日本ゴム産業労働組合総連合

（全日本ゴム労連）

全国油脂産業労働組合協議会（全国油労協）

全日本塗料労働組合協議会（全日塗）

全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連）

全日本紙パルプ・紙加工産業労働組合総連合

（紙パ総連合）

全国石油産業労働組合同盟（石油同盟）

全国石油産業労働組合協議会（全石油）

全国ガス労働組合連合会（全国ガス）

全国セメント労働組合連合会（全国セメント）

全国窯業労働組合連合会（全窯連）

全国砥石産業労働組合連絡協議会（全砥労協）

全国製靴産業労働組合連合会（全靴労連）

全国皮革産業労働組合連合会（全皮労連）

繊維産業

日本繊維産業労働組合連合会（繊維労連）

ゼンセン同盟

食品産業

全専売労働組合（全専売）

アルコール専売労働組合（アル専）

全国食品産業労働組合同盟（全食品同盟）

全日本食品労働組合連合会（食品労連）

全国麦酒労働組合連合会（全国ビール）

文化産業

マスコミ・文化労働組合共闘会議

（マスコミ・文化共闘）

全国映画演劇労働組合（全映演）

映画演劇労働組合総連合（映演総連）

全印刷局労働組合（全印刷）

全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）

日本出版労働組合連合会（出版労連）

日本新聞労働組合連合（新聞労連）

千代田区富士見2-10-28 フジボウ会館 239-3033

港区芝2-20-12 友愛会館 453-5371

港区芝5-26-30 専売会館 452-5591

港区芝2-20-12 友愛会館 453-3801

港区三田1-10-3 電機労連会館 454-2491

中央区日本橋小網町8-2

日本重化学工業労組内 668-5628

港区西新橋3-9-7 高橋ビル 433-6486

豊島区目白2-3-3 984-5656

中央区日本橋室町2-8 古河ビル 241-0392

大阪市淀川区西中島4-5-9 浅井ビル 06-304-7756

港区北青山2-12-4 402-7656

港区芝2-20-12 友愛会館 451-2513

千代田区永田町2-11-2 星ガ岡ビル 580-3163

港区芝1-4-9 平和会館 451-4986

墨田区緑2-13-7 632-1238

港区新橋5-29-2 436-3666

名古屋市瑞穂区平郷町3-11 窯連会館 052-882-4562

名古屋市西区則武新町3-1-36

メリタケカンパニー労組内 052-561-7111

足立区興野1-18-41

スタンダード靴労組内 852-2251

足立区千住緑町1-1 888-5111

中央区京橋3-1-2 片倉ビル 281-4806

千代田区九段南4-8-16 ゼンセン会館 265-7521

港区芝5-26-30 専売会館 453-2191

千代田区霞が関3-4-3 特許庁内 580-5656

港区芝2-20-12 友愛会館 451-3486

渋谷区広尾1-3-18 広尾オフィスビル 446-2082

港区南青山3-18-4 408-6241

新宿区三栄町17 木原ビル 355-0461

千代田区有楽町1-8-1 日比谷パークビル 201-4476

港区新橋2-10-9 ダイワビル 591-3039

北区西ヶ原3-59-12 910-7131

文京区春日2-1-1 第2荒井ビル 812-4007

千代田区神田駿河台1-8 お茶の水ビル 294-2478

千代田区三崎町3-5-6 造船会館 265-8641

労働組合名簿

(1982年9月30日現在)

中央組織

日本労働組合総評議会（総評）	千代田区神田駿河台3-2-11	251-0311
全日本労働総同盟（同盟）	港区芝2-20-12 友愛会館	453-5371
全国産業別労働組合連合（新産別）	港区西新橋3-9-7 高橋ビル	433-3461
中立労働組合連絡会議（中立労連）	港区三田1-10-3 電機労連会館	455-6801
全国労働組合総連合（総連合）	港区三田1-10-3 電機労連会館	455-6806
統一戦線促進労働組合懇談会（統一労組懇）	北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ	940-0401

鉱業

日本炭鉱労働組合（炭労）	中野区中央3-9-2	371-9151
全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱）	港区芝2-20-12 友愛会館	453-4721
全国炭鉱職員労働組合協議会（炭職協）	中央区日本橋室町2-1-1 三井ビル	241-6838
日本非鉄金属産業労働組合連合会 （非鉄金属労連）	品川区東五反田5-21-15 全鉱会館	441-7191
全日本資源産業労働組合連合会（資源労連）	港区西麻布1-2-8 中山ビル	402-6666

金属産業

中央金属労協（中央金属）	千代田区三崎町3-5-6 造船会館	265-1921
全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC）	中央区八重洲2-6-21 三徳八重洲ビル	274-2461
日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）	品川区東大井3-6-5	762-0421
軽金属製錬労働組合協議会（軽金属製錬労協）	中央区銀座7-3-5 日軽ビル日軽金労組内	574-3495
全国金属労働組合（全国金属）	渋谷区桜が丘15-11	463-4231
全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）	港区芝2-20-12 友愛会館	451-2141
全国機械金属労働組合（全機金）	港区西新橋3-9-7 高橋ビル	434-3084
全日本アルミニウム産業労働組合連絡協議会 （全日アルミ労協）	中央区銀座7-3-5 日軽ビル日軽金労組内	574-3495
全国伸銅労働組合連合会（全銅連）	京都市南区上鳥羽北花名町1	075-671-0288
全日本光学工業労働組合協議会（光学労協）	板橋区相生町5-7 コパル労働会館内	937-2302
全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）	港区三田1-10-3 電機労連会館	455-6911
全日本電線工業労働組合（全電線）	品川区旗の台1-11-6	785-2991
全日本造船機械労働組合（全造船機械）	千代田区三崎町3-5-6 造船会館	265-1921
全国造船重機械労働組合連合会（造船重機労連）	港区芝2-20-12 友愛会館	451-6783
全日本自動車産業労働組合総連合会（自動車総連）	港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル	434-7641
日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連）	港区海岸1-4-26	434-4721
全国機械産業労働組合協議会（機産協）	我孫子市我孫子1	0471-85-0039
車輛産業労働組合協議会（車輛労協）	東大阪市橋本1-1 近畿車輛内	06-744-8881
航空機産業労働組合協議会（航空労協）	各務原市川崎町1 川崎重工労組岐阜支部内	0583-82-5711

同盟三菱自動車工業労働組合

（同盟三菱自工労組）

全国ミシン労働組合協議会（全ミ労）	港区芝2-20-12 友愛会館	455-5266
	小金井市本町1-14-25	
	蛇の目ミシン労組内	0423-83-1212

化学産業

全国化学産業労働組合協議会（全国化労協）	港区芝5-26-30 専売会館	454-4459
----------------------	-----------------	----------

	(争議行為をともなう争議)	233
第84表	産業別争議行為参加人員および労働損失日数の推移	233
第85表	産業別半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖労働争議件数、行為参加人員および労働損失日数(1981年)	234
第86表	企業規模別争議行為をともなう争議の企業数および行為参加人員(民営企業のみ)	234
第87表	企業規模別、労働組合員1000人当たり行為参加人員および労働損失日数の推移(民営企業のみ)	235
第88表	労働争議の主要要求事項別件数の推移	235
第89表	要求事項および継続期間別労働争議解決件数	237
第90表	労働争議の解決状況	237
第91表	主要団体別労働争議件数の推移	238
第92表	主要団体別争議行為をともなう争議の行為形態別行為参加人員および労働損失日数の推移	239
II-IV	賃金闘争	
第93表	1981年民間主要企業年末一時金要求・妥結状況	245
第94表	1981年年末一時金妥結時における年間臨給実施状況の推移	246
第95表	労働省調査による民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況	267
第96表	日経連調査による主要企業賃上げ妥結状況	268
第97表	国民春闘共闘会議・傘下単産別賃上げ妥結状況	269
第98表	同盟・傘下単産別妥結状況	271
II-IX	労働者福祉運動	
第99表	労働金庫の組織現況	333
第100表	労働金庫の主要事業勘定	333
第101表	労働金庫の年度間新規貸出および残高の使途別内訳	333
第102表	財形貯蓄実施状況	334
第103表	全労済加入・給付状況	339

第104表	1981年度日本生協連購買・医療生協の総合概況	343
II-XIII	政 党	
第105表	国会の勢力分野(1981年12月21日現在)	409
第106表	1981年東京都議選党派別結果	412
第107表	社会党都道府県別党員数および委員長選挙結果	416
第108表	出身別社会党員数	424
第109表	民社党党員数推移	441
第110表	府県別『週刊民社』普及度	442
第111表	日本共産党党勢の推移	449
III-I	政府の労働政策	
第112表	新経済社会七カ年計画フォローアップ57年度主要経済指標	462
第113表	1982年度労働省主要予算概要	464
第114表	1982年労働省予算重点施策	465
III-II	雇用政策	
第115表	マクロ経済的雇用政策の諸指標	478
第116表	規模別、産業別高齢者雇用状況	479
第117表	定年制実施状況の推移	481
第118表	全国シルバー人材センター設置市(区)状況	484
第119表	身体障害者の規模別、産業別雇用状況(1981年6月現在)	485
第8図	雇用関係各種給付金の体系	487
第9図	職業訓練関係各種給付金の体系	488
第120表	増加が見込まれる職業例(1980~90年)	491
第121表	第三次産業の特徴	492
III-III	賃金政策	
第122表	人事院勧告の推移	496
第123表	官民較差と改善の内訳	496
第124表	人事院勧告の等級別改善率	497
第125表	1981年度地域別最低賃金実施状況	499
第126表	決定方式別の最低賃金実施状況(1981年3月末)	499
第127表	地域別・産業別の最低賃金平均額	499

第43表	産業別重大災害発生状況	143	第64表	農家世帯員の出稼ぎ状況	175
第44表	年次別業務上疾病発生状況の推移	145	第65表	農家子弟新規学卒者数の推移	176
第45表	1980年の産業および疾病の種類別業務上疾病発生状況	144	第66表	農家経済の推移（全国1戸当たり平均）	178
I—V	労働者の生活		第67表	経営耕地規模別農家経済（都府県1戸当たり平均）	179
第46表	物価指数表	148	第68表	農家の費目別家計費の推移（全国1戸当たり平均）	180
第47表	費目別対前年度上昇率および寄与度・寄与率	148	第69表	農家と勤労者世帯の所得の比較（全国平均）	181
第2図	消費者物価とサービス料金の推移	149	II—I	労働組合の組織現状と組織運動	
第48表	春闘共闘の生計費指数と総理府統計局東京都区部消費者物価指数のウェイトおよび対前年同月比上昇率（1981年10月）	151	第70表	労働組合数，組合員数および推定組織率の推移	187
第49表	勤労者の税負担と手取額	153	第71表	産業別労働組合員数および推定組織率	189
第3図	給与所得者中における納税者比率および租税負担率の推移	154	第72表	企業規模別労働組合員数（民営企業）	190
第4図	国民の階層帰属意識	155	第73表	新設，解散労働組合数および組合員数	191
第5図	勤労者世帯における非消費支出と実質可処分所得の前年比伸び率推移（1977～81年）	156	第74表	産業別にみた実質的新設・解散労働組合員数（1981年）	192
第50表	全国勤労者世帯1カ月間の家計収支（1981年）	157	第75表	民営企業における企業規模別実質的新設・解散労働組合員数（1981年）	192
第51表	首都圏労働者世帯の家計収支（1981年10月）	159	第76表	地域および組合の種類別連合団体数	193
第52表	最近3年間の首都圏労働者世帯支出の伸び率	160	第77表	主要団体別労働組合員数の推移	194
第53表	人事院算出の費目別，世帯人員別標準生計費（1981年4月）	161	第78表	産業別労働組合員数の主要団体別構成比	195
第54表	厚生省の生活保護基準（1，3級地，1980・81年）	161	第79表	適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比	196
I—VI	農家の状態と農民の生活		第80表	都道府県別労働組合員数	197
第55表	農家人口と農家数の推移	166	II—III	労働争議	
第56表	経営耕地規模別農家数の推移	166	第81表	年別・争議形態別労働争議件数，参加人員および労働損失日数	230
第57表	専兼業別農家数の推移	167	第6図	半日未満および半日以上の同盟罷業の件数ならびに行為参加人員の推移	230
第58表	農業就業人口の推移	168	第7図	月間行為参加人員の推移	231
第59表	年齢別・男女別基幹的農業従事者数	169	第82表	春季賃上げ争議の推移とその年間争議に占める割合	232
第60表	兼業種類別男女別兼業従事者数	170	第83表	産業別労働争議件数の推移	
第61表	雇用兼業種類別兼業従事者数	170			
第62表	農家の形態別人口異動	172			
第63表	農家労働力の産業間異動状況	174			

統計図・表索引

I—I	労働力人口の構成		移	113	
第1図	産業大分類別事業所数および 従業者数の増加率（農林水産 業、公務を除く）（1981年）	78	第24表	産業別平均月間現金給与支給 額	115
第1表	第2次、第3次産業別事業所 数および従業者数の構成比 （1972～81年）	78	第25表	製造業規模別賃金格差	116
第2表	主要産業従業者規模別民営事 業所の従業者数（1981年）	79	第26表	製造業における規模別1人平 均月間現金給与額	116
第3表	産業別職業別就業者数の推移 （1975～80年）	81	第27表	調査産業計、製造業における 都道府県別平均賃金指数	117
第4表	サービス産業の機能分類別に みた従業者数の推移（1972～ 78年）	82	第28表	常用労働者の種別・給与内 訳別1人平均1カ月現金給与 額	119
第5表	戦後日本の階級構成	84	第29表	常用労働者の性別1カ月平均 現金給与額	119
第6表	製造工業の従業者構成	86	第30表	企業規模別にみた年齢別賃金 格差	120
第7表	製造工業の業種別事業所数お よび従業者数	86	第31表	産業別の給与構成比率	122
第8表	公務員の総数	88	第32表	規模およびおもな賃金体系の 種別企業数の割合	123
第9表	学校別本務教員・職員数	88	第33表	各種手当を採用する企業数の 割合	123
I—II	雇用構造と労働市場		第34表	常用労働者1人1カ月当たり 「きまって支給する給与」の 推移	124
第10表	労働力状態	91	第35表	調査産業計、製造業における 特別に支払われた給与の現金 給与総額のなかに占める割合	124
第11表	第1次、第2次、第3次産業 別就業者数	95	第36表	労働時間の推移	125
第12表	就業者の従業上の地位別構成	97	第37表	製造業規模別労働時間数と格 差	126
第13表	非農林業産業別就業者数	98	第38表	規模別労働時間の対前年同期 増減率（製造業）	127
第14表	おもな産業の雇用者数	99	第39表	週休制の状況	128
第15表	雇用者の産業別構成比	101	I—IV	合理化の現状と労働災害・職業病	
第16表	非農林業雇用者の企業規模別 構成比（官公をのぞく）	101	第40表	産業大・中分類別労働災害度 数率・強度率の推移	140
第17表	雇用者の職業別構成	101	第41表	規模別労働災害度数率・強度 率および平均労働損失日数の 推移	141
第18表	産業別常用雇用指数	103	第42表	産業大・中分類別労働災害に よる死傷者1人当たり平均労 働損失日数の推移	142
第19表	一般職業紹介状況	106			
第20表	技能労働者の不足数	107			
第21表	雇用保険業務取扱状況	108			
I—III	賃金と労働時間				
第22表	初任給対前年比上昇率（規模 計）	113			
第23表	調査産業計および製造業にお ける実質・名目賃金指数の推				

——の基本構想への総評の5項目補強見解	201, 219	——統計調査	229
——の基本構想についての団体間協議	201	争議行為をともなう——	229
労働戦線統一準備会	40, 202, 205, 206 212, 221, 226, 446, 456	産業別規模別にみた——	232
——第6回会合	207	主要要求別——と解決状況	236
——第7回会合	207	主要連合団体別にみた——	238
——への総評の参加問題	213	労働白書	471
労働戦線の右翼的再編に反対し、たしか総評の再生をめざす6.14首都圏代表者会議	206	労働分配率	112
労働戦線の右翼的再編に反対し、たしか総評の再生をめざす6.24集会	206	労働4団体	193, 410
労働争議		——の賃上げ要求基準問題	248
——件数	229	——の日経連報告にたいする反論	255
——の参加人員	229	——の一兆円減税闘争	256
——の労働損失日数	230	——の時短に関する対政府交渉	293
		労働4団体共闘	216
		労働力需給	489
		労働力人口	90
		労務管理対策の動向	515
		ロッキード疑獄追及	405

——の82年度政策大綱	446
——の公企体スト権方針	447
民主的行政改革	70
名目賃金	112
メーデー（第53回）	389
メカトロニクスによる生産・事務の合理化	132

ヤ 行

役付手当	121
野党4党の「公労法等の改正に関する 覚書」	298
郵便産業労組	200
横田基地公害訴訟判決	311
予算要求闘争（82年度）	223

ラ 行

離職率	108
リムパック反対集会	403
理論生計費（労働組合の）	160
臨時行政調査会の基本答申	64, 136
——の構成	65
——の特徴	65
——と総評	70
——と統一労組懇	73
——と同盟	72
——と中立労連	72
——と公務員	136
——と農政の動向	369
労使関係法研究会	469
——の再開	471
——の報告	300, 469
老人保健法案	324
——の成立	324, 504
——への中央社保協，総評，中立労 連のとりくみ	324
——への医師会，日歯会，健保連の 見解	325
老地連	325
老齢保障闘争	327
労組指導者会議（オタワ）	365
「労働委員会における不当労働事件の 審査の迅速化等に関する報告」	300
労働基準行政	470
労働基準法研究会の再開	302
労働金庫法の改正	335
労働金庫運動	332

労働銀行創設構想	332
労災職業病交流集会	291
労働組合	
単位——	186
単一——	186
——の連合体	193
——の主要連合体	183, 185, 196, 198
——主要連合体の産業別組織状況	195
——主要連合体の適用法規別組織状況	196
——都道府県別組織状況	196
——主要連合体の都道府県別組織状況	198
労働組合員数	186
——の変動	186
——の国際比較	188
産業別——	188
企業規模別——	189
——の企業規模別構成	190
新設——	191
解散——	191
労働組合推定組織率	187, 188
産業別——	188
労働組合権と技術変化	533
労働災害	139, 290
企業規模別——度数率・強度率	141
産業別——度数率・強度率	139
重大——発生状況	141
労働時間	125
——の動向	125
主要国の——	535
労働時間短縮闘争	292
労働者階級	82
労働者家計	156
——の収入と支出	156
労働者共済運動	337
労働者住宅運動	344
労働省「賃金労働時間制度総合調査報 告」	121
労働省の高齢者対策部	473
労働省予算	463
81年度の——	463
——の編成	463
労働大臣の所信表明	466
「労働戦線統一」	40, 193, 200, 213, 216, 221, 224, 226, 420, 435, 452
労働戦線統一推進会	201, 223
——の基本構想	200, 201, 203, 204, 206

仲裁裁定	40, 243, 407
中立労連	193, 195, 238
——第8回定期大会	219
——の国際連帯・交流活動	350
——の老人保健法にたいするとりくみ	324
賃金の動向	36
賃金格差	114
賃金支払形態	121
賃金水準	112
賃金体系の種類別企業数の比率	121
知事選	411
賃闘対策民間労組会議	248, 264
通勤手当	121
通信労組（通信産業労働組合）	198
定期給与	121
定期給与と臨時給与の比率	121
定年延長対策	480, 515
出稼ぎ農民	385
出稼連	385
鉄鋼業の合理化	132
鉄鋼労連第65回定期大会	226
転職希望	104
電機産業	134
電機労連	214, 231
——第29回定期大会	222
電々公社此花局事件	524
電力労連の賃金闘争	265
東京都議選	412
東京都建設局事件	524
統一労組懇	201, 213, 224, 449
——の賃上げ要求基準	249
——の春闘総括	276
同盟	193, 238, 436, 446
——第18回定期大会	216
——1982, 83年度運動方針	217
——の賃闘要求基準	216
——第48回中央評議会	203
——第49回中央評議会	200
——の賃金白書	251
——の82年賃闘方針	263
——争議対策委員会	263
——の春闘総括	273
——の「合理化」対処方針	280
——ゆたかな老後をつくる運動	328
——の防衛問題にたいする対応	218
——の国際連帯活動方針	355

動労	
——第47回定期大会	224
土壌汚染公害闘争	313
都民の生活実感	150

ナ 行

新潟水潟病の第2次訴訟	318
日教組第56回定期大会	223
日経連	
——第35回定期総会	511
——労働問題研究委員会報告	512
日航機事故	289
日産自動車事件	524
日生協創立30周年	344
日ソ労働組合交流委員会（第16回）	353
日ソ友好と平和のための労働組合集会	353
日本学術会議	329
日本環境会議（第3回）	309
日本共産党	
——の党勢	448
——の役員	449
——の党員数	450
——の機関紙	450
——の定期刊行物	450
——の財政	451
——中央委員会総会	452, 453, 454
——の社会党批判	456
——の公明党批判	456
——の労働組合運動方針	455
——と労働戦線統一問題	454
——と行政改革問題	455
日本社会党	
——「日本における社会主義への道」	
見直し問題	419, 423
——の委員長公選	413
——の委員長公選結果	416
——の派閥	413
——の党勢	413
——の党員数	415
——の単産別党員数	423
——の役員	414
——の機関紙発行部数	415
——の定期刊行物	415
——の財政	417
——第46回定期全国大会	417
——第60回中央委員会	420

事項索引

自治労		スモン訴訟	316
——第40回定期大会	226	スモンの会全国連絡協議会	317
——の下水道法改正運動	313	消費者運動	340
市長選	412	消費者物価	147
自動車産業の合理化	133	——指数	147
自動車共済	338	——指数の改善要求	150
私鉄総連	39	奨励手当	121
——第45回定期大会	224	女子社員の能力開発	516
失業率の上昇	131	職業病	143, 290
実質賃金	114	職業安定政策	490
志布志湾開発反対闘争	319	職業紹介状況	106
資本家階級	82	食品問題シンポジウム	316
自民党「国鉄再建に関する小委員会」	58, 296	食管制度を守る運動	374
社会階級構成表	82	所定外労働時間指数	102
社公合意	413, 434	シルバー人材センター	37, 483
社会主義インター	425, 448	人事院勧告	55, 69, 231, 407, 494
社会的固定費	156	——実施問題の決着	244
社会福祉の動向	507	新産別	195, 200, 238
社会保障・社会福祉総合シンポジウム	330	身障者福祉審答申	507
社会保障学校	330	身体障害者の雇用対策	484
秋季年末闘争（1981年）	241	新規学卒者の需給状況	105
総評——方針	241	新経済社会7カ年計画	461
週休二日制	127	——のフォローアップ81年度報告	461
週休以外の休日	129	新自由クラブ・民主連合の結成	408
就業構造	35, 94	新労働政策	463
就業人口	92	生活協同組合運動	340
就業者の産業別構成	94	生協規制	342
住宅困窮世帯	345	生活手当	121
住宅生協	346	生活扶助基準における男女差の縮小	509
住宅不況	344	生活保護基準	162
住宅手当	121	生活補助手当	121
住宅ローンの返済世帯	158	政策推進労組会議	45, 213
首都圏労働者の家計	158	——の行革要求	45
春季闘争（1982年）	230, 246	——の年金改革案	328
——の背景	246	税負担	152
——の賃上げ要求基準	254	——率	152
——の諸要求	254	勤労者世帯の——	152
——前段のとりくみ	255	生産的労働者	85
——におけるIMF・JCへの回答	260, 264	世界青年集会	358
——秋鉄、ストなしで決着	260	世界労働組合大会（第10回）	360
——公労協スト中止	261	世界労連WF TU	
——賃上げ額	112	——第2回総評議会	358
——妥結状況	266	——第26回執行局会議	359
——総括	272	世界経済の動向	29
水質汚染公害闘争	312	世界の社会保障費	534
スト権立法闘争	298	石油産業労組連絡会	200

——第80回執行委員会	365
——第13回世界大会	364
国際自由労連アジア地域組織ARO	362
国際自由労連・日本加盟組織連絡協議 会ICFTU・LC“連帯支援集会”	358
国際郵便電信電話労連PTTI第24回 世界大会	362
国際反戦デーの分裂(10・21)	400
国際労働組合組織	348
——の諸形態	349
——への日本労働組合の加盟状況	349
国際労連WCL世界大会	365
国際労連WCL代表団の訪日	355
国勢調査	77
国鉄	
——の経営形態問題	298
——の合理化	67, 137
——の分割・民営化	61, 137
国鉄改革	58
——と労働組合	58
国鉄経営改善計画	59
国鉄再建問題4組合共闘会議	59, 200, 295
国鉄再建監理委員会	138
国鉄202億損害請求訴訟	299
国鉄労働者にたいする攻撃	295
国内経済の動向	33
国民春闘共闘会議	152, 227
——の発足	247
——の春闘白書	249
——の82春闘戦術構想	255
——の2.17第1次行動	256
——の3.31スト	258
——の4.23東京総行動	262
——の労災・職業病にたいするとり くみ	292
——の時短闘争年次方針	292
——の家計調査	158
——の生計費指数	152
——と内職・パート	257
国民生活選好度調査	155
国民生活白書	154
国民年金法等の一部を改正する法律案	505
国民臨調シンポジウム	58
国連環境計画特別会議「ナイロビ宣言」	305
国連軍縮特別総会(第2回)=SSDII	394
——にむけての国民署名運動推進連	

絡会議	394
——にむけての反核グループの結成 と決議・声明	398
——への代表派遣と入国拒否問題	399
国労	226
——第43回定期大会	224
湖沼環境保全法案	306
雇用関係給付金	486
雇用者	
——の企業別構成	99
——の雇用形態	100
——の産業別構成	98
——の職業別構成	100
——人口	96
雇用政策	476
マクロ経済的——	477
81年度の——	477
雇用に係る給付金等の整備充実を図る ための関係法律の整備に関する法律	486
雇用情勢	476
雇用の見通し	489
雇用動向	35, 90, 104
雇用保険	109
——の受給者	109

サ 行

財形個人年金制度	336
最高裁判所の判例	519
最低賃金制	498
最低賃金	498
地域別——の改定	498
——の適用状況と水準	498
サービス産業	80
サービス経済化	82, 85
サービス料金	149
36協定の適正化と時間外労働の上限 設定	293, 470
参議院選全国区制改革問題	421
産業別賃金格差	114
三公社の民営化	66
三里塚(成田)空港廃港闘争	383
——2期工事阻止・廃港闘争	383
——と国際連帯	383
事業所統計調査	77
下町反戦集会	402

——と農民運動	373	公務員制度の見直し	497
行政改革推進国民運動会議	49	公務労働者	87
行革フィーバー	51	公明党	
行革国会	53, 407	——の党員数	429
行革大綱	53	——の議員数	429
行財政改革	50, 210	——の機関紙誌	429
行革一括法案	54	——の定期刊行物	429
行革関連特例法反対闘争	322, 502	——の財政	430
業務上疾病	143	——第19回全国大会	431
——の産業別種別発生状況	145	——第19回大会活動方針	435
——の発生状況年次別推移	143	——第40回中央委員会	434
金属労協→IMF・JC	39, 95	——の安保政策	430
金大中氏救出, 日韓連滞活動	404	——の防衛政策	433
金融・公務員の週休2日制実現のたたかい	292	——の自衛隊合憲論	431
勤労者財産形成促進制度	474	——の対社会党問題	433
9・25秋闘宣言中央集会	242	——の労働運動方針	435
軍縮の社会的経済的諸問題に関する世界労働組合会議	360	公労協	40, 231
景気動向	104	高齢者大集会 (9.15)	242, 327
経済成長率	33	合化労連	212, 214
形法改悪・保安処分阻止全国総決起集会	404	合成洗剤追放運動	308
兼業農家	167	合成洗剤追放全国集会 (第8回)	312
建設一般全日自労	214	合理化	131
原水爆禁止1981年世界大会	390	——主要産業における——の実態	132
原水爆禁止長崎全国集会	393	「合理化」反対闘争	
原発反対闘争	319	電機労連の——	281
交運共闘	224	全金同盟の——	283
公害・環境行政	306	全国金属の——	284
——第2臨調・行政改革と——	307	紙パ労連の——	286
公害・環境破壊の実態	306	私鉄総連の——	285
公害反対運動	307	全日通の——	287
——労働組合の——	308	国会	
公共職業安定所の監察結果	486	——の勢力分野	409
公共職業訓練の実施状況	489	第95——	407
公共料金	149	第96——	409
工業労働者	85	国際共産主義運動	456
鉱山労働者	87	国際金属労連IMF第8回世界自動車会議	364
公社の経営形態論	59	国際建設林産労連IFBWW第16回世界大会	363
公職選挙法改正案	32, 420	国際公務員労連PSI世界大会	363
公的年金制度の動向	505	国際障害者年	328, 508
高年齢者の雇用率	478	国際食品労連IUF第19回世界大会	361
公務員給与の改定	55	国際自由労連ICFTU	
公務員の給与抑制	68	——第77回執行委員会	362
公務員の職階制	70	——第78回特別執行委員会	363
		——第79回執行委員会	363

事項索引

ア 行

I L O

——第67回国際労働総会	527
——総会の議題外決議	529
——条約の批准の進展	536
——安全・衛生および作業環境に関する条約と勧告	528
——アパルトヘイト宣言	529
——印刷産業会議	529
——家庭責任労働者に関する条約と勧告	528
——鉄鋼委員会	530
——木材産業会議	530
——とポーランド問題	531
日本で——会議	532
——の調査研究報告	534
IMF・J C（全日本金属産業労組協議会）	195
——「82闘争の推進」の方針	253
——の春闘総括	275
——第20回定期大会	222
アジア4 労組定期会談	356
アメリカ経済の停滞	30
安中公害判決	313
安中公害防止協定	314
医療制度の動向	504
医労協	214
1兆円減税問題	257, 410
裏臨調	62
運輸一般	212
運輸・港湾・漁業国際労働組合大会	359
運輸通信労働者	87
エサ米運動	377
大阪空港公害訴訟最高裁判決	311
沖縄復帰10周年	303
復帰10年平和な島をつくる県民大会	403
真の“本土並み”を実現する沖縄集会	404
小野田セメント公害判決	314
卸売物価	147

カ 行

核戦争につながるP3C配備阻止神奈川県民集会	402
------------------------	-----

核戦争への道を許さず、核兵器廃絶、全面軍縮を要求する12・8横浜平和シンポジウム	396
核もち込み糾弾、日米合同演習反対、安保条約廃棄、基地撤去、自衛隊をなくす全国集会	402
核兵器廃絶と軍縮をすすめる82年東京行動	397
家計調査	151
東京都の——	151
可処分所得	151
霞ヶ浦富栄養化防止条例	311
課税最低限	152
カネミ油症全国実行委員会	315
カネミ油症第2陣訴訟判決	315
紙パ労連と紙パ総連合の政策調整会議	199
環境アセスメント法案	306
『環境白書』	305
完全失業者	92
川崎公害訴訟	310
機械金属労働組合連絡会議	199
基幹的農業従事者	169
企業間賃金構造	114
企業内賃金構造	118
技能労働者の需給状況	107
規模別賃金格差	117
給与構成比率	121
教育労働者	88
教科書に真実を、言論に自由を——そして平和を。“音楽と文化”わたしたちの集い	404
共済年金制度基本問題研究会報告	506
勤住協（日本勤労者住宅協会）	345
行政管理基本問題研究会	47
行政改革	45
——と公務員組合	60
——と総評	45, 70
——と統一労組懇	73
——と同盟	72
——と中立労連	72
——と労働4団体	48
——と福祉見直し	502

検印省略

日本労働年鑑 第53集／1983年版

発行 編著 発行者 発行所	1982年11月30日 法政大学 大原社会問題研究所 柳沢明朗 労働旬報社 東京都千代田区神田神保町3-17-28 電話 (03) 263-7141 振替 東京 0-1 8 0 3 7 4
装幀 印刷所	高橋錦吉 真珠社

定価 8500円

—Contents—

Labour Diary/1

1982's Focus, Internal and External Trends/27

Special Topic—Administrative Reform and Trade Unions/43

Part 1 Conditions of Working Class

I *Structure of the Working Class/76*

II *Structure of Employment and Labour Market/89*

III *Wages and Working Day/110*

IV *Capitalistic Rationalization of Industries; Industrial Accidents and Occupational Disease/130*

V *Living Conditions of Workers/146*

VI *Conditions of Farmers/163*

Part 2 Labour Movement

I *Trade Union Organizations/184*

II *Congresses of Trade Unions/208*

III *Labour Disputes/228*

IV *Trade Union Struggle of Wages/240*

V *Struggle against Capitalistic Rationalization/277*

VI *Struggle for Defence and Enlargement of Basic Rights of Trade Union/294*

VII *Anti-Pollution Movement/304*

VIII *Struggle for Defence and Enlargement of Social Security System/321*

IX *Movement for Workers' Welfare/331*

X *Japan in International Trade Union Movement/347*

XI *Farmers Movement/367*

XII *People's Political Activity and Movement for Peace/388*

XIII *Political Parties of Working Class/406*

Part 3 Policy for Labour-Management Relations

I *Labour Policy of Government/460*

II *Employment Policy/475*

III *Wage Policy/494*

IV *Social Security/501*

V *Labour Policy of Employers Organization/510*

VI *Judicial Precedents/518*

VII *I. L. O./526*

Appendix (a) List of Trade Unions/555

(b) Directory of Trade Unions/564

List of Statistical Tables/567

Index/576